

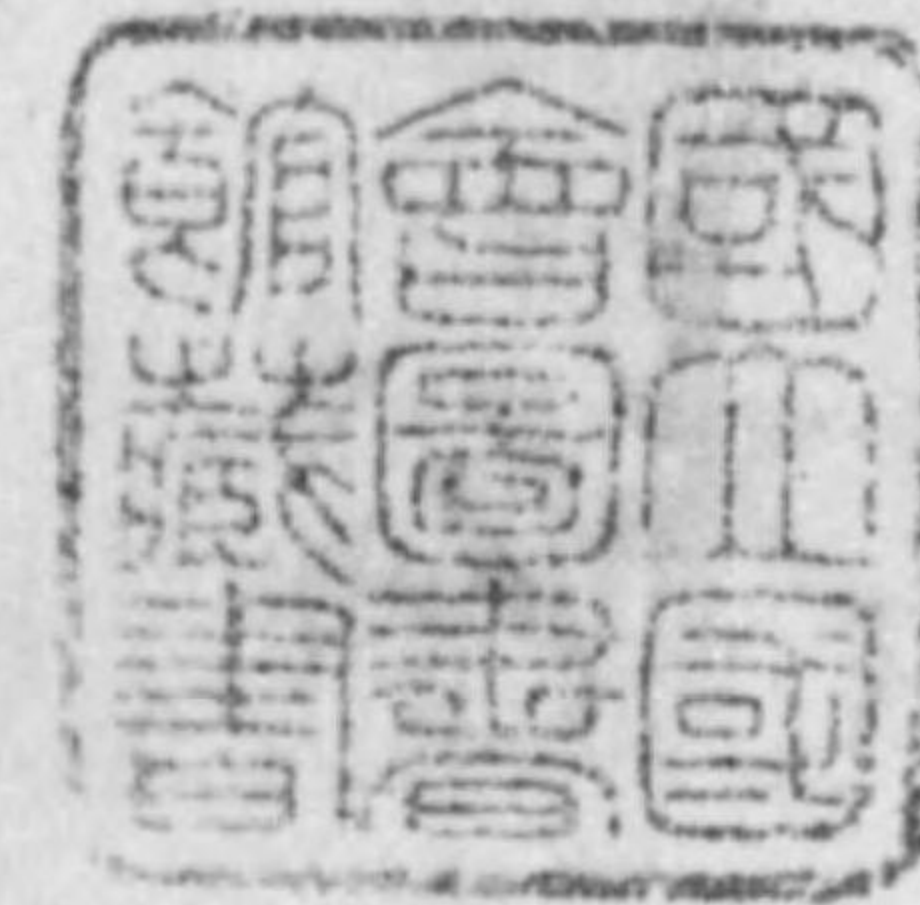
松雲公小傳

289.1 M132 H4



神

風



書
公
小
館



国立国会
26.2.23
図書館

225455



仁雨

節風

明治己酉夏日錄
松雲公詩中之語

節風

明治己酉夏日錄
松雲公詩中之語

利為



凡例

一本書は主として近藤磐雄氏の「加賀松雲公」に材料を取り、また永山近彰氏の「加賀藩史稿」に據りたるところも數箇所あり、故に記事の出所はこの二書に譲りて、本書には一々記入せず。

二「加賀松雲公」は材料の蒐集事實の考證に力をこめ、本書は世人をして一般に公の事蹟を知らしめんが爲に撰す、彼の目的は學者の討究に資し、此は通俗易解の書を供するにあり、同じく松雲公の傳記といへども、志すところ異なれば、編纂の體裁もまた異ならざるを得ず。

三「加賀松雲公」記載の事實につきては、なほ親しく近藤氏の詳説を請ひたること多し、普通の歴史につきては、三上文學博士の示教を仰ぎたることまた少からず。

一後篇第二章、微妙公及び松雲公の蒐集せられし圖書の解題は、永山近彰氏及

び三宅少太郎氏が特に本書の爲に起稿せられたるものを主とし、また余が前田家什物の展覧の結果を合せて、簡易に記述せるものにして、市村文學博士の論文をも參酌したり。

一書中の人名を擧ぐるに、前田氏歴代の主は皆公と稱す、これ舊藩主家に對する敬意よりおのづからこゝに出でたるなり、將軍、諸侯等は或は敬稱を附せず、或は前田氏に同じく公を以て呼ぶ、いづれも便宜に従へるのみ、公卿の差別の如きは強ちに拘はらず、たゞ當代の朝紳のみ卿を以て公に別てり。

一插图五十六種のうち、二十五種は加賀松雲公に出でたるもの、複寫にかゝり、五種は近藤氏の新に寫さしめられたるもの、圖書類二十三種及び五十嵐道甫作小箆筒一種は特に中川忠順氏の監督して本書の爲に撮影せしめられしもの、残れる二種は實景の寫眞なり。

一插图の原物は、特に所藏者を記入したるもの、ほかすべて前田侯爵家の所藏品なり。

一表装の題號は鎌倉時代の古寫本なる小右記のうちより選出したる文字を集めたるものなり、この書は侯爵家の所藏にして、即ち松雲公が蒐集せられし圖書の一なり。

一表装の意匠等に關じては、一に中川氏の考案を煩はせり。

一本書の記事は織田小覺氏校閲の勞を執られたり。

一本書の出版については侯爵家家扶高木亥三郎氏及びその他の家職員諸氏大いに周旋せられたり。

一上述の編者を指導せられたるまた本書の爲に斡旋せられたる諸氏に對し、こゝに謹んで謝意を表す。

明治四十二年八月十三日

藤岡作太郎

目次

前田氏畧系
松雲公年表

緒論

侯伯の樂——近世史の代表的人物——松雲公と其時代——公とこれに繼げる時代——公の事業——公の人物

前篇 事歴

第一章 あさ露

十六歳まで

松雲公の氏名位官——生誕——襲封——父光高公——藩祖利家公——二代利長公——三代利常公——幕府と利常公——松雲公の養育——幼時の聰慧——利常公の改作——公の元服——白山所屬の紛議——清泰院の逝去——會津侯

目次

の後見——摩須姫の入興——明暦の大火と江戸城天守臺の遺築——利常公の薨去

第二章 朝日影

二十六歳より二十七歳まで……………五二

公の青年期——初度の入部——愛本橋の架設——一柳直興の御預け——夫人の逝去——白山紛議の解決——會津侯の致仕——武事の鍛錬——國達の性——學問の精勵

第三章 昇る日脚

二十七歳より四十四歳まで……………五三

公の中年前期——公の親政——お小屋の設置——非人清光——長坂新村と湯端新村——長氏の内訌と改作の完成——高免の廢止——城尾屋事件——士風の戒飭——貸銀の執行——種々の施設——五代將軍の承統——綱吉公と松雲公——綱吉公の初政——二公の篤學——二公の孝心——桂昌院——營中の能樂——公の改名——一柳直興の宥免——役料の制定——職制の改革

第四章 眞晝中

四十四歳より六十歳まで……………一〇〇

公の中年後期——家格の昇進——國老の敘爵——營中の講書——高山城の在番——隊制——軍役——軍裝——武技の練習——凶荒の賑恤——再度の士風の戒飭——農政の刷新——郡村の組織と荒政の九法——四民の愛撫——元祿

十五年——將軍御成の例——御成御殿の遺營——世子の發表と敘爵者の増員——御成の景況——御成後の饗宴——御成御殿の罹災

第五章 雲のはざま

六十歳より七十四歳まで……………一〇五

公の初老期——御成の費用——御成後の勤儉——五代將軍と松雲公との比較——將軍の情氣——將軍の苛察——元祿時代と平安朝——佛法興隆——生類憐愍——松雲公の財政整理——寶永年間の事——白石の威望と鳩巢の登庸——公と京都との關係

第六章 夕ばえ

七十四歳より……………一〇三

公の晩老期——福島關所事件——泊驛の水災——泊驛の移轉——弓町火事の喧嘩——江戸の消防の制——お手木と加賀鷹——喧嘩についての紛議——公の上洛——八代將軍と松雲公——刑律の諮詢——政事の下問——二公の比較——土方領の寄託——公の致仕——公の薨去

後篇 性行學藝

第一章 枝ぶり

公の性行……………一〇七

松雲公の風采——攝生——克己省察——質素——勵精——條理明晰——綿密

松雲公小傳

四

周到——嚴正——仁慈——能樂等の技藝——篤學の性——圖書の研究——聖賢の學——程朱の學——實踐躬行——家庭の訓育——孝行と追遠——忠誠と恭謹——禮節の遵奉——南朝の表彰——南朝實錄と三帝和歌——大義名分の論——公の性行の概括

第二章 かをる梅が香

學術工藝に關する事業に……………二五九

學校創設の企——諸士の養成——圖書の蒐集——京都方面——奈良と鎌倉——金澤文庫——その他の地方及び外國——利常公蒐集の圖書——利常公と松雲公との求書の差別——松雲公蒐集の古書畫圖書類——漢籍——八庫——諸家文庫の保護——三條西家文庫の修理——圖書蒐集の目的——手輯の書——他に編纂せしめし書——稻若水——庶物類纂——工藝——百工比照

第三章 百千鳥

公に關係ある諸公及び學者……………三〇九

池田光政——保科正之——徳川光圀——朱舜水——高泉と悦山——林風岡——木下順庵——新井白石——室鳩巢

結論

插圖目次

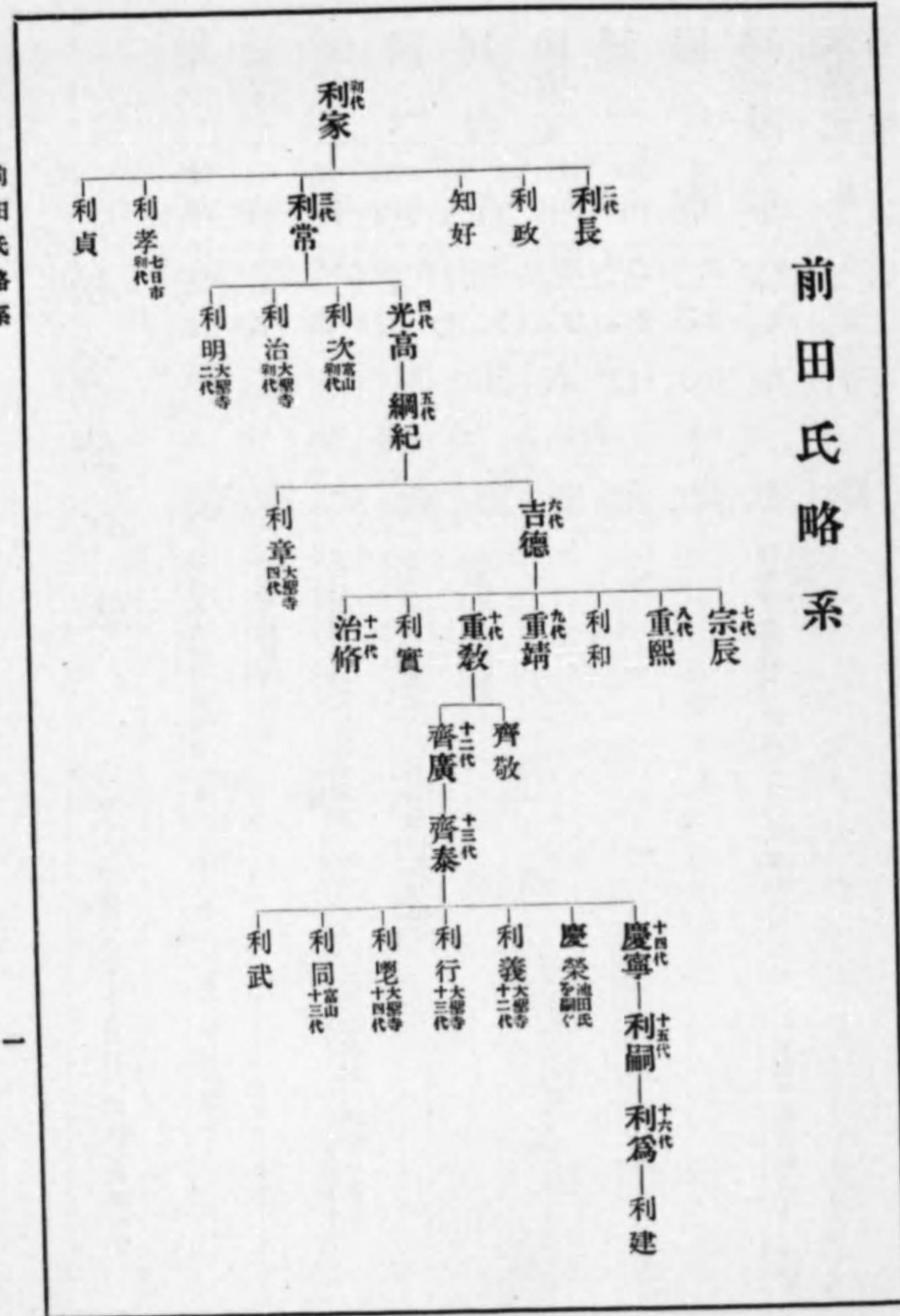
第一圖	松雲公肖像	一六—一七
第二圖	烏丸光廣卿添削光高公詠草	三〇—三二
第三圖	白山遠望	三九—四〇
第四圖	清泰院幼時の手簡	四一—四二
第五圖	利常公の手簡	四三—四四
第六圖	愛本橋	四五—四六
第七圖	保科正之の手簡	四七—四八
第八圖	松雲公講學筆記	四九—五〇
第九圖	松雲公の奥村庸禮に賜へる書	五一—五二
第十圖	松雲公時代金澤城下の圖	五三—五四
第十一圖	將軍綱吉公の書	五五—五六
第十二圖	天徳院本堂の扁額	五七—五八

目次

五

第十三圖	定家筆和歌懷紙	一五—一五
第十四圖	御成御殿釘隠	一五—一五
第十五圖	松雲公より林風岡への手簡	二〇—二〇
第十六圖	松雲公の墓	二六—二七
第十七圖	正廳の額	三三—三三
第十八圖	丙寅旅中雜記	三三—三三
第十九圖	燕間總目屏風	三三—三三
第二十圖	豐太閤三國處置太早計	三六—三九
第二十一圖	松雲公の畫	三六—三九
第二十二圖	楠公父子訣別の圖	四〇—四一
第二十三圖	清輔筆古今集	四五—四五
第二十四圖	頼阿筆古今集	七七—七七
第二十五、二十六圖	定家筆土佐日記 <small>實之の自筆を 模したる處</small>	二種 七四—七五
第二十七圖	定家筆土佐日記奥書	七四—七五

第二十八圖	俊成筆廣田社二十九番歌合	七六—七六
第二十九圖	兼好自筆家集	七六—七六
第三十圖	道風筆白樂天詩	七六—七六
第三十一圖	公任自筆十五番歌合	七六—七六
第三十二圖	俊頼筆萬葉集	七六—七六
第三十三、三十四圖	兼實願文 二種	七六—七九
第三十五圖	寶積經要品	八〇—八〇
第三十六圖	荏柄天神緣起	八〇—八〇
第三十七、三十八圖	政事要略 二種	八〇—八三
第三十九圖	公任自筆北山抄	八三—八三
第四十圖	世尊寺伊房筆北山抄	八三—八三
第四十一圖	左大臣俊房自筆水左記	八三—八三
第四十二圖	色葉字類抄	八四—八五
第四十三圖	兩京新記	八六—八七



松雲公小傳

- 第四十四圖 玉燭寶典 二六—二六七
- 第四十五圖 歷代叢書覺書 二九—二九
- 第四十六圖 動植物寫生圖 三〇—三〇
- 第四十七圖 松雲公採集植物の標本 三〇—三〇
- 第四十八圖 稻若水請願覺書 三〇—三〇
- 第四十九圖 後藤家累代の作物 三〇—三〇
- 第五十圖 五十嵐道甫作蒔繪小箆筒 三〇—三〇
- 第五十一—五十二圖 百工比照 二種 打絲の標本 三〇—三〇
- 第五十三圖 悅山の松雲公に付囑せる書 三〇—三〇
- 第五十四圖 木下順庵肖像 三〇—三〇
- 第五十五圖 新井白石より小瀬復庵への手簡 三〇—三〇
- 第五十六圖 室鳩巢より稻若水への手簡 三〇—三〇

松雲公年表

一年中の記事は必ずしも月日の前後を次第せず

寛永二十年	紀元三〇〇三 癸未	一歳	後光明天皇受禪即位○十一月十六日公生誕○春日局逝去
正保元年	甲申 二〇〇四	二歳	十二月林鳳岡生る
同二年	乙酉 二〇〇五	三歳	正月髪置○四月光高公薨す、年三十一○六月公襲封、利常公後見
同三年	丙戌 二〇〇六	四歳	正月徳川綱吉生る○同月横山長知卒す
同四年	丁亥 二〇〇七	五歳	六月本多政重卒す
慶安元年	戊子 二〇〇八	六歳	
同二年	己丑 二〇〇九	七歳	
同三年	庚寅 二〇一〇	八歳	
同四年	辛卯 二〇一一	九歳	將軍家光薨じ、家綱立つ○利常公改作を始む○太博今枝直恒歿し、子近義繼ぐ
承應元年	壬辰 二〇一二	十歳	

同二年	癸巳 二〇一三	十一歳	
同三年	甲午 二〇一四	十二歳	後光明天皇崩御、後西院天皇踐祚○正月公首服、正四位下左近衛權少將兼加賀守に敘任し、綱利と名のる
明暦元年	乙未 二〇一五	十三歳	白山所屬紛議起る
同二年	丙申 二〇一六	十四歳	後西院天皇即位○九月清泰院逝去、年三十
同三年	丁酉 二〇一七	十五歳	正月江戸大火○利常公改作を終ふ○徳川光圀史局を設く
萬治元年	戊戌 二〇一八	十六歳	三月江戸城天守齋造築○七月保科正之の女摩須姫を娶る○十月利常公薨去、年六十六、正之後見○十二月中將に任ぜらる
同二年	己亥 二〇一九	十七歳	求書を始む○松永水三來仕
同三年	庚子 二〇二〇	十八歳	富山、大聖寺易地の際改作を行ふ○木下順庵來仕
寛文元年	辛丑 二〇二二	十九歳	七月始めて入部、十月参観○愛本橋起工、翌年成る○平岩仙桂來仕
同二年	壬寅 二〇二三	二十歳	四月貸銀
同三年	癸卯 二〇二四	二十一歳	寛元天皇受禪即位
同四年	甲辰 二〇二五	二十二歳	九月貸銀

同四年	同三年	同二年	延寶元年	同十一年	同十年	同九年	同八年	同七年	同六年	寬文五年	
丙辰 ^{二二二六}	乙卯 ^{二二二五}	甲寅 ^{二二二四}	癸丑 ^{二二二三}	辛亥 ^{二二三二}	庚戌 ^{二二三一}	己酉 ^{二二三〇}	戊申 ^{二二二九}	丁未 ^{二二二八}	丙午 ^{二二二七}	乙巳 ^{二二二六}	
三十四歲	三十三歲	三十二歲	三十一歲	二十九歲	二十八歲	二十七歲	二十六歲	二十五歲	二十四歲	二十三歲	
	三月新番組を置く	四月大組頭を置く○五月七日市藩主前田利意の女悲姫を養つて子とす○十月長子利清生れ、翌年六月歿す○藩士を戒飭す	湯端新村を開く○十二月城尾屋事件起る	五月軍令を定む○十二月保科正之卒去、年六十二○僧高泉を金澤に招く○室鳩巢來仕○此頃桑華字苑の編輯を始む	十一月改作大成○長坂新村を開く○策名便覽成る	五月奥村庸禮に政綱を授く○六月お小屋開設○楠公父子訣別圖成る○藩内凶歌	三月親政の旨を今枝近義に告ぐ○同月若年寄を置く○四月保科正之致仕	八月白山所屬紛議解決○五十川剛伯を聘し朱舜水に學ばしむ	十月武相の山野に狩す○長家亂る	四月夫人逝去、年十八○白山所屬再度の紛議○田中一閑、澤田葛庵、中泉恭祐來仕	七月一柳直興前田家に預けらる○澤田宗堅來仕○徳川光圀朱舜水を聘す

同五年	同六年	同七年	同八年	天和元年	同二年	同三年	貞享元年	同二年	同三年	同四年	元祿元年
丁巳 ^{二二二七}	戊午 ^{二二二八}	己未 ^{二二二九}	庚申 ^{二二三〇}	辛酉 ^{二二三一}	壬戌 ^{二二三二}	癸亥 ^{二二三三}	甲子 ^{二二三四}	乙丑 ^{二二三五}	丙寅 ^{二二三六}	丁卯 ^{二二三七}	戊辰 ^{二二三八}
三十五歲	三十六歲	三十七歲	三十八歲	三十九歲	四十歲	四十一歲	四十二歲	四十三歲	四十四歲	四十五歲	四十六歲
正月長女尊姫生る○六月次男生、即日歿す○巳年の大借銀○鎌倉、金澤等に書籍を探らしむ○伊勢監物來仕	十月佐々主殿切腹○小松城番を置く○木下順庵の子敬簡を縁す	將軍家綱薨じ、綱吉立つ○七月持弓持高頭を置く○十月次女節姫生る○横山忠次歿す、高免廢止に着手す	正月專姫歿す○奈良の書籍を探らしむ○平田内匠大允を縁す	四月朱舜水歿す○五月池田光政卒す○七月木下順庵幕府に仕ふ○九月山崎闇齋歿す○十二月加領與力の制を布く	九月營中能樂陪觀○群臣階次の編纂成る	正月綱紀と改名す○九月養女悲姫老臣長尙連に嫁す	田中式如を縁す○書函百合を東寺に寄附す	閏三月綱吉の演能を陪觀す○四月自ら營中に能樂を舞ふ○六月一柳直興宥免せらる○同月役料を定む○十一月職制改革	東山天皇受禪即位○三月三女豐姫生る	細工所を設く○五十川剛伯が學寮問辨中の助語集要成る	

元祿二年	己巳	四十七歲	閏正月四女良姫生る○二月五女敬姫生る○四月三男久丸生る、六月歿す ○八月家格昇進
同三年	庚午	四十八歲	八月四男吉徳公生る○大臣八家の制を立つ○奥小將組改革○徳川光圀致仕
同四年	辛未	四十九歲	二月大願十事を改書す○三月五男利章生る○十二月老臣本多政長、前田孝貞殺爵
同五年	壬申	五十歲	六月管中講書○八月高山在番を命ぜらる
同六年	癸酉	五十一歲	八月良姫歿す○十月六女榮君生る○十二月參議に拜す、中將故の如し○稻若水を録す○天徳院修造成る○新井白石甲府侯に仕ふ
同七年	甲戌	五十二歲	七月綱吉大字の親書を賜ふ○僧高泉金澤を去る
同八年	乙亥	五十三歲	二月高山城を毀つ○十二月老臣長尙連叙爵○藩内凶獄
同九年	丙子	五十四歲	八月入部賤恤を行ふ○同月諸士を戒飭す
同十年	丁丑	五十五歲	三月若水をして庶物類纂を編せしむ○參觀中國老越後屋敷に出て、政を聽く制を創む
同十一年	戊寅	五十六歲	正月六男雅十郎生る、翌年二月歿す○榮君二條吉忠に許嫁す○十二月木下順庵歿す、年七十八
同十二年	己卯	五十七歲	節姫廣島城主淺野吉長に嫁す○木下寅亮幕府に仕ふ
同十三年	庚辰	五十八歲	十二月徳川光圀歿す、年七十三

同十四年	辛巳	五十九歲	平田内匠大允の子内匠を録す
同十五年	壬午	六十歲	二月世子を定む○四月老臣四人殺爵の例を開く○同月二十六日前田第御成○八月一柳直興歿す
同十六年	癸未	六十一歲	四月三條四家の藏書を借る○十一月藩第類焼す○室鳩巢亦穂義人録を編す○中泉恭祐の子祐信を録す
寶永元年	甲申	六十二歲	二月淺野吉長の女宛姫を養うて子とす
同二年	乙酉	六十三歲	徳川吉宗紀州家を繼ぐ
同三年	丙戌	六十四歲	正月世子痘瘡○菅眞靜を録す
同四年	丁亥	六十五歲	四月豐姫前田孝實に嫁す○八月前田孝貞卒す、年八十○十二月從三位に叙す○同月恭姫逝去○伊勢監物の子右京を録す
同五年	戊子	六十六歲	四月敬姫鳥取城主池田吉泰に嫁す○八月本多政長卒す、年七十八○十一月綱吉の養女松姫世子に嫁す
同六年	己丑	六十七歲	中御門天皇受禪○將軍綱吉薨じ、家宣立つ○五月二條綱平隠邸
同七年	庚寅	六十八歲	中御門天皇即位○二條吉忠隠邸○同月近衛基熙東下、正徳二年まで滞在○齊老臣前田孝行の女壽姫を養ふ子とす○土河公の子利章大聖寺家を繼ぐ 室鳩巢幕府に仕ふ
正徳元年	辛卯	六十九歲	
同二年	壬辰	七十歲	將軍家宣薨じ、家繼繼ぐ○七月榮君二條吉忠に嫁す

正德三年	癸巳	七十一歲	家繼將軍宣下○寺社奉行を置く○高辻總長邸
同四年	甲午	七十二歲	四月養女壽姫三條四公福に嫁す○兒島景范を録す
同五年	乙未	七十三歲	七月歴代叢書を編す○同月稻若水歿す
享保元年	丙申	七十四歲	將軍家繼薨じ、吉宗立つ
同二年	丁酉	七十五歲	九月泊驛水災○十月四日福島關所通過
同三年	戊戌	七十六歲	正月南朝三帝和歌を輯む○九月泊驛を移す○十月豐姫逝去○十二月三日弓町火事
同四年	己亥	七十七歲	八月鳳岡吉宗の旨によりて公に諍問す○九月庶物類纂を幕府に獻す○水島右近、木下新藏を録す
同五年	庚子	七十八歲	四月入部の途申京都に入る○九月世子夫人逝去
同六年	辛丑	七十九歲	五月吉宗室鳩巢に諍問す
同七年	壬寅	八十歲	五月吉宗また室鳩巢を遣はして諍問す○六月土方領寄託
同八年	癸卯	八十一歲	五月九日封を世子に譲りて退老す○六月肥前守と改む○九月養女宛姫鶴岡城主酒井忠寄に嫁す
同九年	甲辰	八十二歲	五月九日薨去○六月十日野田山に葬る



第一圖 松雲公肖像



松雲公小傳

文學博士 藤岡作太郎編

緒論

侯伯の樂

會津侯保科正之嘗て近習の儒臣小櫃與五右衛門に問うて曰く、汝にはいかなる樂かある。答へて曰く、大いなる樂二つ候。まづ貧家に生れたれば、幸に奢といふことを知らず、禮樂の片はしをも心得たるを悦び候。正之さらば今一つの樂はと問ふに、輒く答へず、目を重ねて再三尋ねければ、則ち謹んで曰く、大名に生れざること、これを第一の冥加と天道に謝し奉り候。別儀にも候はず、大名は皆あはうなり、生來聰明のものも、家臣等よりてたかりて、無理を通し、あしき習をつけ、學問もせさせざれば、おのづからあはうになるも是非なきことに候。この儀恐多けれども、御尋に任せて答へ奉るなり。正之つくづくと聞いて、尤の事、われもこの理を聽くこと遅かりし故、あはうになれり、今よりは用心すべしとい

緒論

へりとか。

與五右衛門の直言は權貴を諷刺して、痛快極なし。しかれども翻つて微賤の境を見よ、貧に慣れ分に甘んぜば則ち止む、苟くも有爲の才を抱いて天下後世の爲に盡さんとするもの、權少く資薄く、經營成るに近くして地位の壓迫に敗れざるを得ず、空しく槽檻に伏して千里の曠原を夢みる憾は、果して如何、財あるものは才に乏しく、才あるものは財を得ず、古今を通じてこの歎多し。もしそれ學識材幹道德ともに備へ、その上に百萬の富を襲ねて、十分に企畫するところを實行せしめば、これこそ天下の至樂ならずや、貧家に生れたるを樂とするはそもく、何の心ぞ。

されど世間一般の状態を見るに、權貴の家に生れたるものは、深宮の中、婦人の手に育ち、絶えて人生行路の險を知らず、睡を動かせば膏粱前に湧く、また世に一碗の食に飢うるものあるを知らんや、世事意の如しと思つて、學ばず、勵まず、安逸に慣れ、遊樂に耽り、悠々として身心活動の快を覺えず、一旦運命の變に遇へば、楫なき小舟のいかで暴風怒濤に堪ふべき、忽ち困憊して、一點の泡沫消え

て行くところを知らず、夢よりもはかなくして、再び得難きこの生を終ふること、その例甚だ多し。これ人間の免れがたき弱點にして、與五右衛門が大名の家に生れざりしを悦びしも、實にこれが爲なり、學者豈好んで奇言を弄せんや、風雪は松柏を鍛ひ、辛酸は人性を磨く、低きに居て空しく屈せず、高きを望んで益、奮ひ、一難一階進んで止まざるは、下流人士の矜なり、もしそれ侯伯富豪の家に生れて、その位に傲らず、その財を誇らず、宴遊を避けて學問に勵み、兀々として日夜修養を怠ることなく、身を碎き産を傾けて有益の業に盡瘁せんとす、これやがて無上の歡樂ならずや、貧賤は屈するが故に向上せず、富貴は溺るゝが故に發展せず、しかれども富貴にして溺れざるは、貧賤にして屈せざるよりも難し、古來、大家名流の貧賤に起れるもの乏しからずして、富貴に出でたるもの稀なるは、これが爲なり、されば世にこの難きを凌いで、この稀なる例となるものあらば、其人最も貴むべく、仰ぐべし、前田松雲公は即ち其人なり。

近世の歴史を説いてその代表的人物を擧げんには、必ず松雲公を其一に數へざるべからず、文化變遷の迹を考ふるものは、その事業を見るべく、修身治國の

近世史の代表
的人物

範を取るものは、その人格を見るべし。公の如きは大いに傳へざるべからざる人、しかるに從來その名廣く傳はることなし。紀伊の麒麟肥後の鳳凰を語るものはあれど、松雲公夜話を讀むは多からず、鷹山公の治世を賛するものを聞けども、加賀藩第五代の遺績を偲ぶは少し。顯晦時ありて異なるか、はた何の故ぞ、公の知らるべくして知られざること。

公の享壽八十二歳、國守たること七十九年、その世に在る甚だ長けれども、年輩熟し、志また意の如く、盛んに活動せし時は、元祿前後なり。元祿は浮靡の世なり、豪華の世なり、これを江戸時代に通じて考ふるに、頗る他の時世と向背を異にす。徳川將軍家は、祖公以來の家法として、武道を奨め、淳樸剛毅を喜び、簡素儉約を尚び、歴代の執政これを服膺して、一定の方針を取れば、一般の世間もおのづから尚武質實の習に傾けり。たゞ元祿は萬緑の紅花甚だその色を異にして、文藝に秀で、優柔に流れ、驕奢に趨れるを以て、一時の風潮とす。時勢の流は水の低きに就くが如し、堰かんとすとも得べからず、風紀振肅を標榜して立てる五代將軍も、やがて滔々たる時潮の渦中に浮沈して止みぬ。公その中に立つて、ひと

松雲公と其時代

り巍然たりき。

つらく、國運推移の迹を察するに、常に二様の趨向の相並び相纏れて進むを見る。尙文の風と武斷の氣と、一方は華奢、一方は質素、彼は變化を好み、此は秩序を貴ぶ。これらの趨向の古今に互りて起伏するさまは、恰も紅白二條の綱を一筋に撻りたるが如し。紅色上に現はるれば、白色は下に潜む。世人多くは近眼にして、現はれたるのみを見て、潜めるものを見ず。公は嚴格にして、紀律を重んじ、新奇を趁はずして、堅實を守り、職々たる元祿人士と別途に出づ。即ち當世表面の風潮に棹さゝすして、むしろ裏面の潜流の中に立てる人なり。時人がその風習に伴はざるものを喜ばざるは言ふに及ばず、洞察の識なくして、元祿文明を喋々するものが、公を忘るゝこと多きも、亦宜なりといふべし。

公とこれに繼げる時代

糾はれたる二條の綱は、一轉して上下處を更へ、再轉して元に戻り、回轉しばらくも停まず、停まずといへども、後に現はれたる紅は既に前に潜める紅にあらす。その色は同じけれども、その物は異なり。八代將軍に至りて、元祿浮華の世は移りぬ。吉宗公力めて尙武勤儉の風を奨めて、紀綱の振張を計り、白川樂翁公が

寛政の政治も亦この企畫の外に出でず宛もこれ公の理想の實現したるもの、隠れたる潮流はこゝに表面に溢れ出でたるなりしかれども今この表面の潮流に船を操るものは、既にもとの人物にあらず、歳々同じく花は咲けども、年々見る人は更なる。吉宗公と樂翁公とは政治舞臺の立役者と仰がれぬ、細川氏の善政、米澤侯の治績も一代の人氣を博しぬ、而して松雲公は忘れられたり。忘れられたりといへども、吉宗公の紀綱振張を促したるものは、實に公其人にあらずや、元祿浮華の風は一世を風靡し、祖制の泯滅に近づける時、ひとり毅然として堅忍不拔の志を抱いて時勢に抗したるは公なり、公が吉宗公の間に答へて、政治の要を説き、この中興の名君をして深くその一生を羨ましめたるを思へば、元和、寛永の美風を受けて、これを衰頹の際に守り、更に享保以後に傳へたるは、誰か公の績なるを拒まんや、江戸三百年の通習が三千年の文明に如何なる結果を生せしかば、別種の論なり、たゞ公がこの通習の維持者として大功ありしことを知らざるべからず。

公の事業

一般の歴史における公の位置凡そかくの如し、更にその事業を見るに、施設せ

るところ多くして且大いなれども、これを知れるもの少し、公天資學問を好み、政務の暇にはその研鑽を廢せず、終生努力して渝ることなく、室鳩巢をして、わが讀むほどの書にして、公の通せざるはなしと歎稱せしむ、されど講筵を開きて文教を興し、將軍綱吉公の爲にその名は蔽はれたり、公また古書の湮滅を傷み、家士を諸國に遣はして典籍を求め、更に忠烈の迹を探りて遺勳の發揚に志せり、されど史館を置いて國史を編みし水戸西山公の爲にその績は隠れたり、世人みな木下順庵、室鳩巢の幕府の儒臣たるを知れども、その公に祿せられ、公に育はれしものなるを思はず、爲政治家として將軍吉宗公の雷名あるは固より公の潛みたるに似ず、これ主として地位の異なるが爲なるはいふまでもなし、材或は長短なきにしもあらざるべしといへども、豈たゞに名の顯晦を以て器の多少を測るべけんや、政治に於て、學問に於て、その他種々の事業に於て、公はいづれも一方の雄なりきたゞその活動の方面の餘りに廣く、又その目的の餘りに遠かりしがため、専ら一事に固執して早く成果を收めしものにけおさるゝ傾ありしなり。

更に人物の上より見るに、公は元祿上流士人の好模範として仰ぐべき人なり。公や加越能百餘萬石の領主にして官位は參議從三位に至れり。利家公の曾孫にして、また徳川初代將軍の玄孫、著名なる西山公を叔父として、更に會津侯正之の婿なり。その孫女には、櫻町天皇の女御となり、後櫻町天皇の母后となりたる青綺門院あり。一身の榮といひ、姻戚の貴といひ、公の如きはその類世に少ししかれども、われらはたゞに門地の高きを以てこれを上流士人の模範となすものならんや。

公が元祿の上流社會を代表するは、その門地にあらずして、實にその人格にあり。蓋し元祿の文化は社會の上流よりもむしろ中流以下に於て飛躍したり。和歌よりも俳諧能樂よりも芝居淨瑠璃の行はれ、新に浮世繪の起り、浮世草紙のもてはやされたるを以ても、趨勢の一斑を推すに足る。これらの文藝、斬新はあり、活氣はあれども、一味俚俗卑陋の趣は竟に抜くべからず。西鶴本を讀みて屢、卷を擲ち、近松の名作とて時に耳を掩ふはこれが爲なり。一蝶、其角は權家富人の幫間となり、これを唆かして狹斜の巷に豪興を貪らしむ。闊達にして拘は

らざるは快なれども、その製作いかんぞ市井の俗臭を免れんや。ひとり俳聖芭蕉のみ超然として時勢の上に立ち、清淡高雅胸に萬象を疊みて、想は古今に通へり。しかれどもこれ萬人の一人のみ、常數にあらざるなり。

元祿世相の代表的人物を擧ぐるものは、まづ豪富の町人を數ふげにや。泰平の世、武力は用ふべからず、元祿の歴史は町人の武士を凌ぐ歴史なり。金銀の勢あるに任せて、富商の己がまゝなる世を渡るもの多かりしが中に、紀文、奈良茂をその最なるものとす。紀の國屋文左衛門は一町四方の第宅を構へ、客を迎ふる毎に疊を更へ、毎日定まりて七人の疊刺を雇へりと稱せらるゝ大分限なり。ある時は揚屋の庭に小粒の金を節分の豆と撒きちらし、後には零落して切れたる草履を穿きて、とぼくと歩くを見て、さる人の新しき草履を與へたるに、懷中より金一分とり出して取らせたりといふ。千金を散じて惜まざる豪快の氣はあれども、まことは俄分限の癖として、金錢の値を辨へず、用ふるに道を以てせずして、徒らに磊落を衒ふもののみ。奈良屋茂左衛門が二箱の蕎麥を知る人に贈るとて、あたりの町々の蕎麥を盡く買ひあげて、その贈物を貴からしめた

りといふも、また奇を好んで興を貪る凡俗の行爲なり。その大勢の供人ひきつられて京阪に遊びし時、上方人の穢多非人の頭と評判したるも、品性のおのづから風采に表はれたればなるべし。京の中村内藏介、大阪の茨木屋幸齋が終をよくせざりしも、一は窮屈なる社會制度の壓迫にもよるべけれど、主としてかれらが分を忘れて世に傲り、放逸自ら喜んで風俗を紊せる非道の行爲によらずんばならず。元祿の世間は果してかくの如き人々を以てのみ代表的人物とするか、われらは社會の一面を見ると共に、他の一面をも見ざるべからず。賤しき暴富町人は元祿の誇にしてまた辱なり。去つて氣品高き正眞の上流士人を求めよ、こゝに松雲公其人あり。芭蕉が文藝における高尚なる方面を代表するが如く、公はその修養に於て、その人格に於て、實に第一流の代表的人物なり。いはゆる元祿時代の著名なる人物は、多くは江戸時代を通ずる理想を代表するものにあらず。元祿前後にありて、この理想を代表する人傑は即ち公なり。されど家康よりも秀吉を喜ぶ人心、質實よりも豪放を快しとする世の習なれば、公の人格の世に傳稱せられざるは、その事業よりも甚し、さりとして公自ら座右

に銘して與耀德也、使民忘德といへば、世の知ると知らざるとは問ふところにあらず。爲すべきを爲して夙夜止まずんば、後世のこと亦關せじといへども、なほ遺徳の深く人心に刻まれ、風を望んで立つものあらば、これまた公が薨後の幸なり。しかれども歴史を究むるものは、よく社會の表裏を通觀して、江戸時代における公の事業の、當代といかなる交渉あり、後世にいかなる影響ありしかを見ざるべからず。今後に處して健全なる士道の發達を計るものは、またその師表を公に取るところなかるべからず。ましてわれら公の領地に生れてその徳澤に浴せしもの、子孫が弘くその事歴を世に知らしめ、大いにその功績を顯彰せんと期すること、これこの偉人に對する樂しき義務ならずや。

前篇 事歴

第一章 あさ露

十六歳まで

松雲公の氏名
位官

松雲公氏は前田本姓は菅原、幼名を犬千代丸といひ、元服して綱利ツナトシと名のり、中年に更めて綱紀ツナキといふ。國義、取益、振肅、中和、敍倫は皆その字にして、願軒、梅墩、香雪、松雲軒等はその號なり。元服の時、正四位下左近衛權少將となり、加賀守を兼ね、後進んで參議從三位左近衛權中將に至れり。晩年隱居するに及びて、加賀守を更めて肥前守と稱す。諡號を松雲院殿德翁一齋大居士といへり。

生誕

寛永二十年まさに後光明天皇が受禪のはじめ、將軍家にては三代家光公が威權赫々たる時、その年十一月十六日、瑞雲江戸辰口なる加賀藩邸を被ひ、第内舉つて若君御誕生とぞ祝したる。この君こそわが松雲公にして、父祖代々の習に従ひて幼名を犬千代丸とつけられぬ。父君は前田家四代の領主光高公、御年二十八歳、今さかりの齡におはし、母君は當將軍の養女大姫君にして、まだ初々し

き十七の歳なりき。この春、光高公は入部して領國に居られしが、十月下旬、夫人の分娩も近からんとて、金澤を立ちて江戸に向はれ、その二十六日、武州柏原驛を立ち出で、駕籠の中にて覺えずまどろむ程に、開くより梅は千里のにはひかなの夢想の一句を得らる。よにも嬉しき祥瑞かな、生れんする和子の行末も嘸かしと、喜びながらに藩邸に入られたり。それより幾程もなくしてこの慶事あり、一門の方々、領内の貴賤が若君の御代萬々歳と壽ぎあひたるはいふにも及ばず、將軍家にも初孫のしかも男君なればとて、滿悦一方ならず、産養、七日の祝など、三家諸大名よりもちつゞきおどろくしきまでぞありし。

程なく年も更まりて正保元年となりぬ。母夫人も無事にひだち、若君も日に日に愛敬づかるゝに、將軍家も待ちかねてやおぼしけん、その年二月十二日、夫人は百箇日も待たず、犬千代丸を伴ひて登營あり。家光公はこの外孫のためにとて、愛染國俊の刀を賜ひぬ。若君は這ふより立ち、立つより歩き、片言いひそめらるゝも嬉しく、翌くる二年の正月には、髮置の儀式も行はれて、一門の春はとこしなへに暖かなるべしと思はれたるに、吉凶の回轉は一瞬の間ぞかし、四月五

慶封

日、光高公は老中酒井讃岐守忠勝以下幕府の重職數人を請待あり、饗宴半ばに眩暈して倒れ、そのまゝにして遂に蘇へらるゝことなし。死の使は貴賤老少を擇ばずして卒然として來る。測りがたきは人の命かな、あはれ若君は僅かに三歳、物心もつかずして父を失ひ、越えて六月十三日、また物心もつかずして三州の封を襲がる。祖父利常公後見あり。

父光高公

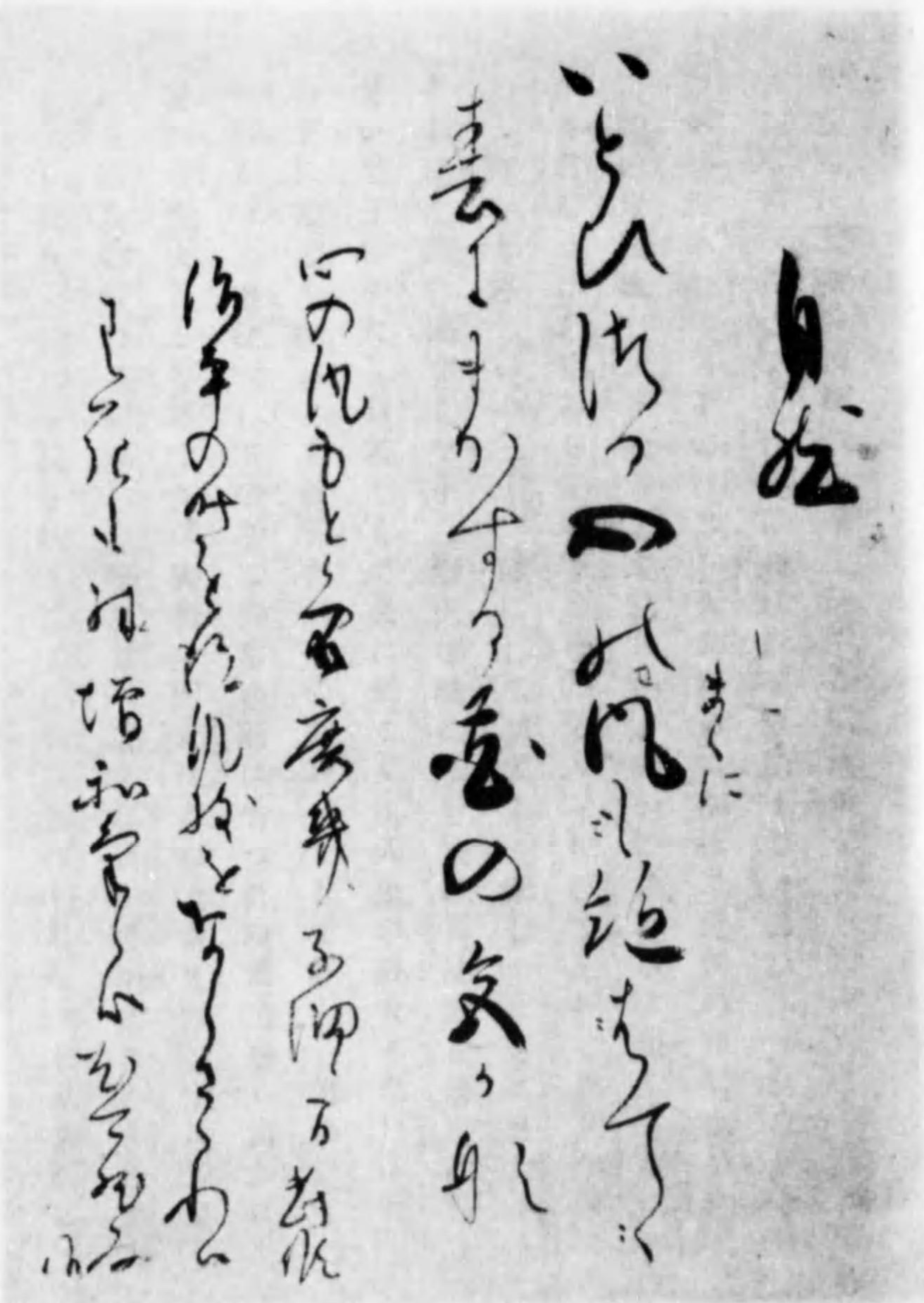
そもく、光高公は初代利家公の孫にして、三代利常公の長子また二代將軍の外孫なり。寛永十六年、二十五歳にして父の讓を受けて家督を襲がる。文武ともに衆にぬきんでたれども、寛宏にして傲らず、まことに稀世の名君とぞいはれたる。方あくまで強く、世のつたへには碁盤の上に碁石を置きて指にて壓へらるゝに、石は盤のうちにもりこみたりといふ。二十一歳の時、將軍家光公に従ひて板橋に獵し、手負猪の暴れに暴れて一散に驅けくるを躍りかゝりて刺しとめ、將軍の御威にあづかりしこともあり。學問は天性のすきにて、屢、幕府の儒臣林羅山を招きて講義を聽き、また京の儒者松永昌三を聘して師家と仰ぐ。昌三名は尺五和歌と俳諧とに名高き逍遙軒貞徳の子にして、京堀川に講習堂を開

きて子弟を教授す。從遊甚だ多く、木下順庵、宇都宮遜庵など最も名あり。光高公はすなはち林、松永等の學者に學びて研勵し、その學識の高かりしこと、當時の侯伯に類も稀なりき。その著述を見るに、陽廣公遺訓は古人の言の法とすべきを採録し、自論記は書に學び物に觸れて會得したる修身治國の道を列記し、本種は宗教道德を論ず、また和歌をも詠じて、時に烏丸光廣卿の斧正を請はれしこともあり。第二圖は即ち光高公が自筆の詠草を光廣卿の添削したるものなり。道歌百首は君臣の義を三十一字に説き和らげたるなり。

光高公の性行はまた更に貴むべし。ある時、吉田大藏が造れりといふ家に秘藏の弓ありけるを、將軍家に獻らんと思ひて、武庫より出し置かれけるに、當直の士二三人、いかなる強弓ぞ、われらの腕にはかゝらぬかとて、密かに引き試みたれば、蠱蝕のところやありけん折れて二つになりぬ。こはいかにせんと、皆々顔色もなく、夜明けて後この儀を申し出で、せめては自害して罪を償ひ奉らんと請ふ。公聞きて、私に遊びたる咎はさることながら、傷あるを知らず奉らば、いかなる不敬の名をや受けまし折れしこそ幸なれとて、色をも動かされざるに、人

第二圖

烏丸光廣卿添削光高公詠草



人感泣して罷りぬ。又ある時、當時の名僧東叡山の天海を饗應せられしことあり。書院に大納言公任の自筆と聞ゆる朗詠集を飾り置きたるを、天海展観反覆して、天下の名品なり、われに賜はれと、斟酌もなく言ひ出づれば、易きほどの御望、御持歸あれと、言下の答なり。天海歸るに臨みて、近侍の臣に對ひ、前言は戲のみ、殿の度量感じ入りたりとて、袖の中よりの集を取り出して返しぬとぞ。かかる君なれば、群臣みなその下に使はるゝを悦びて、三州の風化年毎に改まらんとゆかしみしに、今三十一歳にして卒去あり、悲しめばとて止むべきことならねば、金澤に歸葬して小立野天徳院に墓を築けり、法諡を陽廣院殿と申す。老いて子に先だゝれ、若くして夫に別るゝは、人生の最大不幸なり、たとひ葦屋の下に襁褓を纏ふとも、親子夫婦その數闕けずして睦しく暮さば、この上の樂やあるべき。憐むべし、玉の臺に無常の風は音づれぬ、愛情漸く濃かにして忽ち死別の悲、夫人この時十九歳、聰明の聞えはあれども、まだ二十にも足らぬかよわき婦人の重ねて妊娠して、臨月さへ近きに、いかでかさきくの思案を運らすべき暇あらん、たゞ袂を絞りてこがれ歎かれしなるべし、利常公はこの時五

十三歳、想はざる凶變に腸はちぎるれども、悲しんで壞らば誰か三州の將來を慮るべき。殊に從來幕府が嫌忌の念を以て覗ひ居ることは、いと々穂に現はるるに、難きは邦家百年の計ぞ、權臣の跋扈をも防ぎて、幼主をあつばれ三州の大守と育て上ぐるまで、大切なるはわが一身なりと、ち々に心を碎かれぬ。

藩祖利家公

當時の將軍家に對する前田家の位置を説かんには、忝りて藩祖の昔より略言せざるべからず。藩祖はいふまでもなく高德公利家におはす。公は織田信長に従ひて尾張より起り、戦功を積み、天正九年、信長より能登一國を賜はりぬ。豊臣秀吉の信長に續いで覇權を握るに及びて、その下に就き、遂に能美、江沼二郡の外は加越能の三州すべてその領地となりぬ。秀吉とは若き頃より金蘭の交ありて、篤くその信任を得、徳川家康と並んで、彼は内大臣、此は權大納言、威望群雄を歴して盛名をさくく相下らず。秀吉病篤き時、公を召し、その手を執りて額に加へて曰く、大納言、大納言、秀頼を頼むぞと、幾ばくもなくして薨す。その後、家康は政を伏見に視、公は秀頼を大阪に佐け、兩將東西に立てば、諸侯向背に惑ひ、天下はいかになりゆくやらんと疑はれぬ。慶長四年、公薨じてのち僅かに一年

にして、關原の役は起れり。加藤清正嘗て人に語りて、むかし利家が、以て六尺の孤を託すべく、以て百里の命を寄すべく、大節に臨みて奮ふべからざるは君子人なりなど語りけるを、吾その頃は無學にして何の事とも心づかざりしが、近年論語を讀みて始めて悟りぬ。あはれ利家存命ならば、學問の效もあるべきにといひて、歎息したりとぞ。

二代利長公

二代瑞龍公利長は高德公の長子におはす。勇武にして遠謀あり、若き頃より父に従ひて戰場に來往し、一度も不覺の名を取らず。關原の役起るや、つらく世のなりゆきを想ふに、天下は遂に家康に歸すべし。大勢の嚮ふところに逆らふは、わが一家を滅ぼすのみならず、また國家の亂を引きおこすものなりとて、兵を出して徳川氏を援け、戦終りてのち、能美、江沼二郡の加封を得、こゝに三州全くその手中に歸したり。按ふに前田氏は威名の重きといひ、領土の大いなりといひ、徳川氏にとりては、その經綸の上よりまことに眼の上の瘤なり。幸に公は歸服してまた他志なきを示されたれども、なほその弟利政の如きものあるは憂ふべからずや。利政は高德公の次子にして、沈毅剛邁、深く父に愛せられ、能登

に封せらる。父公薨するに臨みて遺訓して曰く、もし豊臣氏に對して不軌を圖るものあらば、汝力を兄に戮せてこれを討てと。利政この言を心に銘し、徳川氏に對して快からず、關原の役、兄の意に反き、疾と稱して兵を出さず、これが爲に罪を得て封を除かれたれども、自若として憂へず、京に閑居し、三絃を弾じて、聲も優しく、今様を謠ひ、笑つて曰く、能登を抛げ出して得たる一曲ぞと。

三代利常公

ついで三代は即ち微妙公利常におはす。公は高德公の四男なるが、嫡兄瑞龍公に男子なきを以て、その後を受けらる。瑞龍公は慶長十九年に薨せられ、その年冬、大阪の役あり、微妙公の態度は最も幕府の懸念せしところなるべし。太閤の恩義は忘れがたくとも、大厦の倒るゝを一木の支ふべきにあらず、難きを計りて功なからんよりは、勢に従ひて全きに如かず。公は亡兄の策に倣ひて兵を大阪に出し、寄手に加はりて殊功あり、機に應じて宜しきに就き、幕府の信頼は漸く増したるやうなれども、福島、最上、蒲生、加藤等の大家が續々として祀を絶つを見ては、うたゝ寒心に堪へず、幕府は猜疑の眼を光らして諸侯の舉動を監視し、力めて戰國群雄の子孫を爰除して、權力をおのれの手に集中せんとす。或は

謀叛の志あり、或は法度に觸れたり、或は領國治まらず、或は驕慢不遜なり、或は嗣子なしなど、種々の條件は構へられて、慶長以來、諸家の廢絶頗る多し。公は將軍秀忠公の次女珠姫を夫人に迎へられたれども、姻戚の關係は政治の運轉を掌ること能はず、術數の爲には親を滅する世の習、一旦過失あらば三州の治亂果していかなるべき。

幕府と利常公

公は利長、利政の二兄を合せたるが如き人なり。外は放漫にして内は細心、遠く計りて過つことなけれども、また情に任せて人の思はくを顧みず、性急にして、憤る時は毛髮すくゝと立つ、豪爽にして風流を好み、屢、土木を起して、江戸の第宅、金澤、小松の城池、いづれも輪奐の美を極む。豊臣氏の滅ぶるや、先考の遺志を思へば、衷心いたく痛恨の情あり、その扶持を受けしものゝ一能一藝あるは、招きて祿を與へらるゝこと少からず、これすら深く幕府の厭ふところなるに、朝廷に對して特に恭謹の意を表せられたるは、愈々嫌忌の種なるべし。幕府は陽に朝廷を尊崇すれど、陰にこれを抑損せんとし、諸侯のこれに近づくが如きは、尤も惡み憚れり。しかるに公はいたく朝廷に親しみまゐらせ、此方よりは屢國

産土宜など獻り、彼方よりもくさくさの物下さるゝこと多し。嘗て後水尾天皇の懇ろなる宸翰を賜はりて、これ見よ、ありがたき事かな。國持大名はいふに及ばず、御三家にもかゝる例はあるまじきぞと喜ばれたり。天皇は英邁の聖主にましませるが、幕府の處置叡慮にかなはず、雲の上にすむかひもなき身の、とも道ある世とは思はぬを、葦原よしげらばしげれとて、寛永六年、突然として御讓位あり。世の人みなその意外なるに驚き、幕府も疑惑に堪へず、それかあらぬか、傳奏中院通村卿は職を免せられたる上に、江戸に下されて幽閉の憂きめを見ること三年に及べり。その頃、飛言あり、曰く、前田氏謀叛の志ありと、幕府土井利勝に命じて詰問せしめしを、公漸く辯疏して事なくして止めるは、思へば危かりしことならずや。

鋒鋌時に露はるれども、韜晦もまた力めたり。一步英邁に進めば、一步家運は危く、人見て愚と笑はゞ、これわが希ふところなり。利常公の奇行については、多く逸話を傳ふ。傳へていふ、公常に鼻毛を伸して、むさくろしくも愚かしき面貌。かくても百萬石の殿かど、見るもの覺えず失笑するばかりなれば、老臣等うら恥

かしく思ひ、鑑子を奉りなどして諷すれども、聊かも解せざるが如し。ある時浴室に入られしかば、老臣等これ幸と、浴の終るを待ちて、近侍の士をして鏡を供へしむ。公笑うて、汝等が日頃の志はよく察したり、察してなほ愚を装ふは、小人の中傷を避けんが爲のみ、この鼻毛ありてこそ、三州安全、汝等と共に太平を樂しむなれと、諭されたりとかや。一人は一國を抛ちて一曲を樂しむ、一人は鼻毛を長くして三州を釣る。義のため、國のため、相似て相違ふ二人二様の趣武人の世を経るもまた難いかな。

松雲公の養育

かくの如き形勢なれば、昇平日久しといへども、一門の根柢必ずしも堅からず。この時、利常公はその子に先だゝれてその孫の後見たり。幼主の長じて親ら政を執らるゝまで、一面に國家の無事を計り、一面に養育の効果を擧げんとするは、公が今後の責任なり。これよりさき若君の誕生後幾ほどもなく、今枝民部直恒、青山將監吉隆をその御附頭とせられたり。若君九歳の時、直恒歿し、その子民部近義繼いでまた御附頭となりぬ。これらを始として賢良雋秀の士力を盡して若君の訓育に従事したるのみならず、公また常に若君を召して座右に侍ら

せ、袴はく折は幼き手して腰を當て紐を結びなどせしめ、來客あれば次室にその談話を聴聞し、以て見聞を擴め活智に長けしめんとす。柔弱無氣力の風を見習はんことは、わけて公の恐るゝところにして、力めて質素にかつ剛毅に育て上げんとせらる。衣服は薄着にして、跣足になりて庭を歩かしめ、馬は二疋ならでは備へず、常の遊び敵は子小將伊東平八ばかりにて、その外は供の者もなし。この平八ことのほか賢しき童にて、嘗て若君の柳營に參らるゝに供したりし時、御菓子に饅頭を出されしを、若君とりて口に入れんとせらる。日頃いひ含められたる毒物の注意はこゝぞと思ひ、平八大聲にて、大名は餘所にて物をあがらぬものなりといひければ、將軍家光公うち笑ひ、さてく利口者尤なりとて、自ら饅頭を取りて一口味ひ、殘を若君に與へられたりとぞ。

幼時の聰慧

當時、大阪の役到場敷を踏んで、今なほ生きながらへたる武功の士なきにあらす。利常公屢、これを召し、若君の側に侍りて合戦の様を物語らしむ。若君はやがて物語にも厭き、迷惑がる老人をかくれあそびの相手にして追ひ廻さるゝことも折々あり、中に半田治兵衛といへるは、頭禿げて、つけ鬚をあてがひたるを、

若君の組みつきて髪を引かるゝに、鬚は落ちぬ、治兵衛難儀して、これを言ひたて、法體になりけりとか、嬉戲は子どもの常とて、さまゝ走り回りて遊ばるる中におのづから賢明の氣象も現はれぬや、涙りて六歳の時なりき。路次に走り出で、躓きて泥の中に轉ばれしを、今枝直恒走り寄りて引き起し、危きことかな、御小袖のよごれ申したるはとて、書院につれゆきて衣服を着かへさせ參らす。若君やがて、民部はわが轉びたるに手足の怪我は尋ねずして、小袖のことを言ふは、着物が望さうな、取らすぞとて、小袖を賜ひたれば、直恒はつと驚きて、その聰慧に感じ入り、祖父公にこの由申したるに、公うれしげに、犬千代の申し條尤なり、心せよと諭されけりとなり。

利常公の改作

若君の健やかに生ひたちて、年々に賢くなりまさらるゝを見て、祖父公の喜は一方ならず、なほくその薰陶に力を盡すと共に、また政治の改革にも着手して、一は領民をその徳澤に霑はしめ、一は若君の親政に便あらしめんとせらる。その後見中の事業は町會所の設置、産業の奨励、風俗の取締など種々あるが中に、殊に注意すべきは封内の改作なり。そもく田祿の制は、藩祖このかた、老臣

より平士に至るまで、扶持切米を給せらるゝものゝ外は、祿高に應じて知行所を賜はり、その貢米を百姓より受領せしなり。固より諸士の知行所に關する一般の政務は、藩侯の統轄の下に奉行に管理せられ、知行主は曾て容喙すること能はざる定なりしかども、秋入の時、貢米を滯納するものあれば、知行主は人を遣りて、これを督促し、甚しきは百姓を監禁し、拷問し、その田島家財を典賣しても貢納を了へしむ。一旦凶歉の患あれば、知行主は祿米の缺損に惱み、百姓は收斂に苦しみて喧擾す。公深く積弊の蟠まるところを察し、こゝに改作の法を立て、以て家士の不便と農民の窘窮とを併せて救済せらる。元來、加越能三箇國は人氣一徹にして一揆屢起り、上代より國守の鎮撫に煩ひたる土地がらなれば、もし統治その策を得ずんば、いかなる騒動を醸さんも測り難かりしに、この後四民永く泰平の化に浴して、怨嗟の聲なきに至りしは、これらの施設與つてまた力あるべし。

改作法の大意は租法と祿制との修正にあり。租法にあつては、田島の肥瘠を審檢して、村免と稱する租率を定め、これによりて毎年租入の額を均一ならしむ。

水旱の禍ありて百姓貢租に苦しめば、作食米を給して租額を補はしめ、なほ不足すれば貸米を給し、豊熟の歲に至りてこれを償はしむ。更に凶歉甚しく、收穫の損害十分の三以上に及ぶ時は、檢見減免し、又は全く免租することあり。祿制にあつては、知行主の直ちに百姓を督促することを嚴禁し、算用場奉行、改作奉行、扶持十村以下の藩の役人をしてこれを管理せしむ。かくして諸士は減租の憂を抱くことなく、農民は横虐の禍に遇ふことなく、上下以て堵に安んずるところを得べし。

公のはじめて改作に志されたるは、その隱居以前にありき。當時これを本多安房守政重、横山山城守長知に計る。政重は家康の帷幄に參して、その智囊と稱せられたる佐渡守正信の次子、はじめ徳川氏に仕へしが、故ありて亡命し、宇喜多福島の諸家に歴仕し、のち辟されて利長公に臣事し、采祿五萬石に至る。屢、將軍に謁して縦談し、幕府十萬石を以て招けども應せず。威權儕輩を壓して、君侯といへどもこれを憚る。長知は早くよりまた利長公に仕へて、末森以來戰場の功夥しく、賜はるところ遂に三萬石に及び、直江兼續、竹腰正信と併せて日本の三

山城の稱あり、見聞甚だ廣くして、織田、豊臣二氏の事蹟に熟し、小瀬甫庵が信長記、太閤記の二書を編めるも、その談話によれること多しと傳ふ。この二人はその名を伴しくして、蔚として一藩の元老なり。さても利常公は改作のことを内議せられしに、二人は公の深慮を覺らず、貢租を貪りて公廩を饒かならしめんが爲なりなど推し量りて、一向に相談に乗らず。長知は反つて農政を紊るべき基なりとて、不可の條々を陳ね、政重はそのほど坐睡したるが、次第に募りて、斯の聲さへ高くなりぬ。あまりの事に、長知そと政重の脚を突けば、驚き覺め、しびれ京へ上れと泣きて、額鼻の先に唾を塗る。公苦々しげに、夜も更けたり、重ねての事にすべしとて、その儘にして止まれたりき。

歲月荏苒として若君の代に至りて、長知、政重相繼いで歿したるに、公の計畫は愈、熟し、慶安四年はじめて改作を行はる。實にこれ四代將軍が襲職の年にして、若君時に九歳なり。その實施を創められしは、白山の麓尾添、中宮等の三十一箇村にして、僻遠の寒村は反つてこれを試むるに便なりしによる。まづ役人を遣はし、地味を検して租率を定めしめ、従前の租米の未納及び公廩より支出した

公の元服

る貸米を棄捐す。また村民の私債を計算せしめ、その債主を集めて、利子の制規に背かざるは公廩より償ひ、その他は諭して舊債を放棄せしめ、爾後一切の貸借を禁ず。赤貧の民は衣服、作食米を給せられ、無頼の民は放逐せられ、衣食漸く足りて、風俗もまた改まりぬ。かくして白山下の改作が成績の良好なるを審かにし、乃ちこれを他に及ぼし、七年を経て領内概ねその施行を終ふ。公宿志の成りたるを喜びて、その由を老中に報じ、將軍より褒詞を賜はりたり。

承應三年、若君は十二歳になり、様體も漸う大人びゆけば、今はとて元服の式あり。その年、利常公みづから若君を伴ひて登營し、將軍家綱公親しく元服を加へ、その名の一字を賜ひて綱利と命名し、正四位下左近衛權少將に敍任せらる。由の口宣を傳へ、御盃に添へて來國次の脇差を下されぬ。後の榮も思はれて嬉しきに、次の年明暦元年になりて、一つの難儀こそ起りけれ。即ち白山所屬の紛議なり。そも、白山がわが國の名山なること、更めていふも愚なり。山水俊秀の氣凝つてこゝに鍾まり、雲外別に仙境を開きて、吹嘘すれば上天に通ず。姿は富士の優美に及ばざれども、雄偉の態はすなはちまされり。その東に當れる飛

白山所屬の紛議

驛は立山、白山の兩山系の彙まれるところにして、信濃、甲斐とともに本州第一の高原をなす。この國の東を走れる立山山系は御嶽、乘鞍、嶽を以て信濃を限り、北上して立山の靈峰に顯はれ、更に北して蓮華山を以て信濃、越後、越中の界とし、西に互れる白山山系は白山を中樞として飛驒、美濃、加賀、越前を別つ。白山は加賀の東南隅に兀立し、その枝を西に横ぎらせて大日山、兜山、劔嶽等を以て越前を遮り、その幹を北に上せて妙法山、笈嶽をなし、更に鞍嶽、醫王山等によりて越中と距り、寶達山に至りて加越能の界をなす。この枝、この幹は二邊となり、日本海岸は他の一邊となりて、加賀は大三角形をなし、白山實にその一角に立ち、一州統御の勢をなす。峰は飛驒、越前に跨れども、山系の相寄るところ、白山はおのづから加賀のものなるが如し。第三圖は加賀國松任附近より白山を望みたる景。

白山の頂上は三峯に別る、御前中央にありて最も高く、大汝近くその北に位し、別山や、その南に距れり、いはゆる白山三所にして、養老元年、僧泰澄これを開き、大和の金峯山、紀伊の熊野三山と共に修驗苦行の靈場とす。白山より出づる



第三圖 白山遠望

加賀第一の大河を手取川といふ。その水源三つに別れ、東なるを尾添川といひ、中にありて源最も遠きを白山川といひ、尾添川を合せて吉野川の名あり、西なるは別に大日山より出で、大日川といふ。尾添川に添ひて中宮あり、吉野川の許に佐良あり、大日川に臨んで別宮あり、併せて三社といひて、白山の末社なり。三流一つに合ひて北上し、峡谷はじめて開けて石川の平野を望むところ、鶴來に近く、白山比咩神社あり、既に延喜式にも見え、伊弉冉尊、外二神を祀り、傳へて崇神天皇七年の創立にかゝれりといふ。蓋しこの社を本として、泰澄は頂上三所を開きたるものにして、三所権現は即ち比咩神社の奥宮なるべし。これより神佛和同の地となりて、漸く本末を顛倒し、頂上を本社とし、最初の社を却つて末社としたるが如し。これを領せしは天台の衆徒にして、頂上は住むに堪へざれば、山口に院を構へて居る。登降の山口は三國三處にありて、所謂三方の馬場なり。美濃は長瀧に長瀧寺あり、越前は今の勝山町に近く、平泉寺あり、加賀は中宮を以て白山長吏の所在とせしものか、いづれも天台の道場にして、平泉寺もまた威を振ひたれども、北の隆明、湧泉、長寛、善興の四箇寺、南の昌隆、護國、松谷、蓮

花の四箇寺共に能美郡内にありて、中宮の八院と稱せられ、守護目代の威權にも怖ぢず、不平のことある時は、遙かに叡山と呼應し、神輿を守護して、嗷訴に及べることもありき。

手取川の三水源はいづれも白山山系を出で、北上するものにして、すべて加賀、越前の分水嶺のこなたにあれば、地勢の上より見て、その峡間の加賀に屬すべきこと、一見して明かなり。されば弘仁十四年はじめて加賀國を置かれし時も、この三峽を以て能美郡に屬せしめ、爾來凡そ七百五十年の間敢て異論を挟むものなかりき。世降りて天正の頃、柴田勝家が越前を領するに及び、兵を出して白山、大日の二峽を略取し、これより境界紛亂して、二峽は越前大野郡に算入せられぬ。江戸時代に移りてもその風習を襲ぎ、この地は前田家に屬せずして、將軍秀忠公の庶兄結城秀康の越前に封せられし時、その所有に歸しぬ。秀康の子忠直の封を除かるゝや、幕府の直轄となり、寛永元年その弟松平忠昌の更に越前に轉封するや、請うて借地とし、かくして明暦の今に至れり。もとより三峽は深山幽僻の地にあり、茅屋點々、溪を縫うて散在するのみにして、遙かに繁劇

の衢と相距つ。その中、尾添川の峡間には尾添、荒谷の二箇村ありて、寛文年間の計算によれば、石高百七十一石餘、白山川の峡間には牛首、風嵐等十一箇村ありて九十七石餘、大日川の峡間には新保、須納谷の五箇村ありて百三十二石餘を數へたり。

明暦元年三月、利常老公參觀して、江戸にあり、松雲公の母夫人老公に白山頂上の社殿を修營あらんことを請ひ、老公これを金澤に報じ、國家老をして造築の事を掌らしむ。家老は奉行の役人を白山に遣はして、工事を尾添の村民に命ず。尾添ははじめて改作の行はれたるところにして、領主の恩を感ずること深ければ、喜んで徵發に應じ、柚人等は材木を伐り出して、とり／＼にその用意せしに、越前領の二峽十六箇村の者ども名主牛首の藤兵衛を頭として、弓鐵砲までも携へ、白山元來越前の社なれば、加州の建立思ひも寄らすとて、諍論に及び、尾添の者ども、喧嘩を買ひて、愈、騒動に及ばんとしたるが、待てしはし下々だけにて事を起しては、いかなる禍の種とならんも知れず、領主の御許可を得てこそとて、わざわざ金澤に出で來り、何とぞ上には御存知なき體にて、吾等百姓に

御任せあらば、思ふ存分に働いて、十六箇村の奴原滅却せしめんと願ひ出づ。家老等取り上げず、にくき百姓どもの訴訟だてかな、して善きことは上にてせんと叱りければ、尾添の柚人等もせん方なくして歸り、齒齧をしながら無念をこらへをるを、なほ萬一の事ありてはと慮りて、金澤より人を派してこれを鎮撫せしめけり。

その年七月三日、越前侯松平光通その臣波々伯部九郎兵衛をわが藩に遣はし、述べしめて曰く、この度貴藩が白山社殿御造營の旨承りぬ、立願の爲とならば、いづれの國がいかなる土地に作事をなすも勝手のことながら、その由この方に御交渉の後にせらるべきことならん、しからば白山の社は弊藩が公儀より預れる領分なるが上に、藩主もなほ若年のことなれば、寺社奉行へも尋ね、愈差支なしとならば、従前の例として、柚取は牛首、風嵐の者に命じ、遷宮は平泉寺の社僧に執行せしむべしと先例を案するに、これより二十年ばかり前に、越前より社殿を造營せしめしことあり、尾添のもの憤りて、これを國老本多横山に訴へければ、立願によりて造營するは筑紫、奥州の端よりもすべし、まして隣國同

士の事な荒立てそ、重ねて破損せばこの方よりも修理すべしと、ひたすら穩便を主とせしに、今越前より嵩にかゝりて詰ることかくの如し。わが老臣等早飛脚を以てこの由を江戸に急報して、老公の旨を仰ぐ。

越前侯松平光通は先代忠昌の嫡子にして、將軍家綱公とは再従兄弟の關係あり、親藩として勢力おのづから他に異なり、さなきだに幕府の嫉視は免れざるに、もしこれと公廷に相争ふが如きことあらば、或は三州得喪の問題となることなからずや。しばらく隠忍して、時機を待つに如くはなし。これぞ老公の考ふるところにして、公は今枝近義を以て口狀を幕府の老中に達せしめて曰く、公方様なほ御幼少なり、越前殿も若くおはするに、われら年老いたる身を以て、かれこれ諍ふも大人げなければ、今のうちはこの儘にしてやむべし。されどかくして全く止むるにはあらず、しばらく停まるなり、公方様はじめ、越前殿、われらの孫が生長の期を待つて、孫の訴訟せんが爲に、われらは當分ひかへ居るなり。この旨しかと申しおけば、後の證人にも立たれんことを請ふと、由來、白山が加賀の所屬たることは、國史實録のこれを證するもの多きのみな

らす、加賀の所管なる白山の長吏は、歴世社殿經營の繪旨を藏せり。されど越前侯が嘗て白山造築の擧ありし時、われよりこれを争はざりしは、即ち彼方が究竟の口實とするところなり。當時老中のきれ者松平伊豆守信綱も心私かに越前に左袒しけん、近義のその第に向ふや、信綱いふ、尤もの儀なれども、古へわがもちし國を人の取りたりとて、系圖がたりに埒明くべきか。既に越前より社殿を造營せし先例もあれば、越前の白山といひて然るべしと。老公これを聞きて憤に得堪へず、習よく性を矯め、耐忍して世を過せども、本來熾烈の情の機に觸れて鋒鏑を露はす時なからんや。その後、第内に富士見の亭の落成せるや、老中を招いて宴を張る。白皚々の靈山縹渺として天の一方にあり、賓客いづれも讚歎して、さても駿河の富士を實正の儘に床に懸けたりやと挨拶すれば、主人の老公、何と富士は駿河に候ふかといひ、更に信綱の方に開き直り、重ねて富士は駿河に候ふかといはるゝに、さすがの智慧伊豆も返答に窮し、他事に紛らして止みぬとかや。

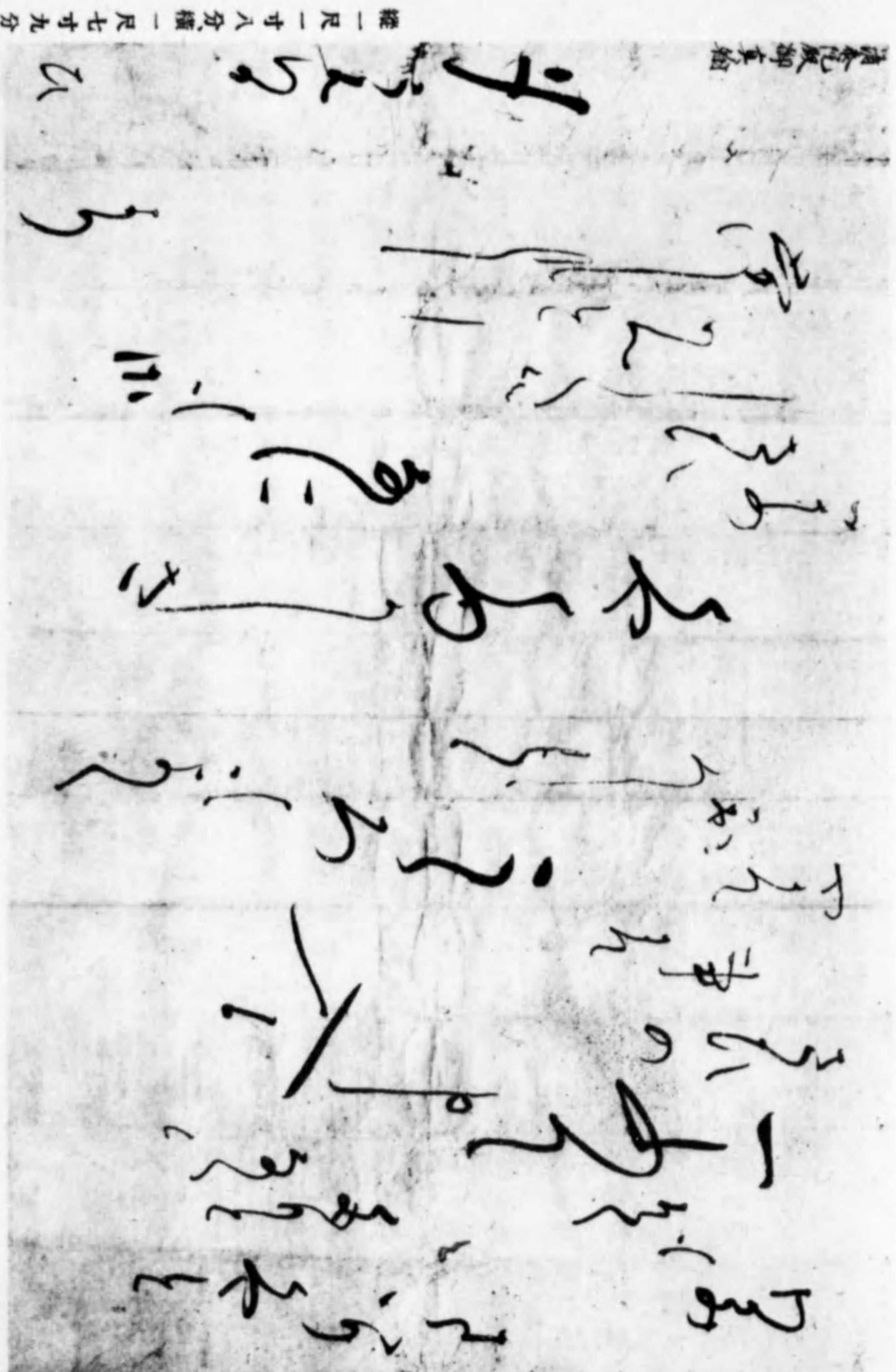
清泰院の逝去

白山公事の起りし次の年、明暦二年、前田家の爲には更に悲しき事ぞ生じたる。

松雲公の母清泰院時に三十歳なほ盛りの齡なるに、病に罹られ、漸う篤くなりゆきて、九月二十三日の曉、遂に逝去あり。はかなきは人間の習かな。清泰院夫人は天資穎悟にして、また文學の嗜あり。夫君光高公はじめ和歌を好まれざりしが、ある時夫人の室に飾れる屏風を見て、物知らぬも事にこそよれ、日中の鶉飼を畫ける笑止さよと笑はれしに、夫人、否とよ、それは憚ながら平常和歌に御志なき故の御不審なり。古歌に、大井川岸のしげみも深ければ、晝も鶉舟にともす。篝火とある意に候といはる。これより公は和歌を學ばるゝに至れりといふ。夫人の光高公に別れしは年まだ二十に満たぬ頃にて、斷腸の悲に前後の辨へもなかりしならめど、賢明の性は日を逐うて顯はれ、固く清操を守りて、舅の老公と共に幼兒の鞠育に餘念なし。その子は松雲公の外に萬菊丸とて、光高公薨去の後に生れしが、ありしかど、五歳にして夭折せられしかば、それより松雲公一人の薫陶にかゝり、ひたすらその生長を樂しみて世を過されぬ。身は將軍の大姫君にして、また百萬石の大名の籬中なれば、何の望か心かなはぬものゝあるべき。入輿の折の豪奢を見ても、その後は嘸かすと覺ゆるに違ひ、反つて勤儉

質素を旨とせられしは、誕生日の祝にも小豆餅煮染物を近侍の者に賜ふばかりにて止みぬるを以て知るべし。されど鄙吝の念に至りては痕跡をも見ず、利常公茶事を好み、茶入の袋にせんとて、大純純子の大概様なるものが、いふ名物裂を求めしが得られず、清泰院に望めどもまたなし。されど院は將軍家の品を請ひて參らせんとて、三卷を得、さながらこれを老公に贈りて、その一片をも止められず、天下の名物の、しかも女の好もしき織物を、少しも愛惜することなきは、婦人に稀なる宏量ぞと、老公の感心一方ならず。またある時、老公より伽羅を請はれしに、さやうの物も夫に別れて後は皆下々に與へて、手許には候はずと答へらる。これにはわけて老公の感深く、御尤千萬と領きて、涙催さるゝばかりなりけり。第四圖は清泰院の幼時の手簡。

松雲公の清泰院に別れしは十四歳の時なり、残れる一人の親を失ひしこゝちいかなりけん性來、孝心深く、光高公に對しても、追慕のあまり、後にはその遺愛の調度を貴び、その生時の言行を質し、またその詠歌を輯めて、靈椿遺芳を編まれなどせしかども、死別の當時は三歳の折なりしかば、遂に先考の面影は記憶



第四圖 清泰院幼時の手簡

縦一尺一寸八分、横一尺七寸九分

に遣らじ。清泰院は久しく手しほにかけて育てられたれば、別れし頃の悲しさは固よりさることにて、公の一生を通じて、嬉しきにつけ、悲しきにつけ、寒暑朝夕毎に先妣の恩愛の思ひ出でられぬ。鶉は禽類の美味なり、されど公一生これを膳に上さしめず。母君嘗て戯れに鶉の卵を綿に包み、懷にて暖められしに、解りてよく育ちしを忘れかねての故ぞと聞ゆ。清泰院の乳母を牧野といひ、院が幼くて水戸にありし時より育てまゐらしゝものなり。その子は牧野與三右衛門とて水戸家に仕へしを、公特に請ひて祿三百石を給せらる。これまた先妣追慕の餘情に出でしなり。公老いて後、もと母公に近く使はれしものもつきゝに身まかりて、今はたゞ昌順といふ尼一人残り、この尼は姉の縁につきて下野宇都宮に住みけるが、その子櫻井宗藏は與力としてわが藩に召し出されぬ。公宗藏を呼びて、母は無事なるか、何歳になりたるかなど、懇ろに尋ねらるゝに、宗藏いたく恩命の篤きに感じ、この旨母の許にも知らせやうしかば、昌順もありがたさ身に沁み、わが子には、愈々奉公懈怠なく勤めよなど諭し、宇都宮の牛蒡をその使に持たせて、苦しからずば公の御覽に入れ給はれと申し越しぬ。望の

如くこれを獻りしに、公満足におぼしめして、國産の絹を昌順に贈られ、また昌順が常に精進すと聞いて、國産の干瓢をも添へ、その調理法をも記さしめて賜はりたる上に、宗藏には白銀百兩を與へて、老母に心をつけよと仰せ下されたるにぞ、母子はいとゞ感涙を拭ひもあへざりける。

翻つて利常公を見れば、さきには家を襲げる子に先だゝれ、今はた貞烈なる娘に先だゝれて、老いたる手一つに愛孫を遺さる。哀別離苦の情懐のほかに、家のため、子孫のために憂へざるを得んや。清泰院名は阿智子、實は水戸侯頼房の女にして、西山公光圀の姉なり。寛永九年、將軍家光公既に三十歳に近きに、いまだ一人も子あらず、淋しさのあまり阿智子姫の六歳なるを養うて子とせらる。即ち稱して大姫君といひ、有名なる春日局保育の任に當る。翌十年、光高公の配に定まりて、婚嫁の式を挙げられたる時は、當將軍の一人子として壯觀世間の耳目を驚かせり。前田家にては辰、口の上屋敷に新邸を營み、御朱殿の破風の孔雀鳳凰、大臺所の破風の獅子に牡丹の彫物はいふも更なり、四方の長屋も軒の瓦の軒繪より腰板の上下の桁の牡丹唐草、一間々々の梅鉢の紋まで惣金に磨き

たて、江戸中の金箔を買ひ盡し、更に京、大阪までも買ひ盡す。室内は繪と蒔繪とに天下の名工を集め、世に知らぬ喜見城もかくやはあらんと目ざましかりけり。工事成るや、春日局臨檢してなほ足れりとせず、勵聲して作事奉行を責め、更に命じて改築せしむ。奉行惶惑して爲すところを知らず、藩老本多政重進んで、春日殿、今泰平の御世なればこそ、かやうな御普請も出来たれ、これを造りかへて何時の間にあふと思はるゝ、あまりわが儘いはれなと言ひ放てば、さすがの老女も頬ふくらしめて止みぬ、かくて調度萬千、あらゆる榮華を極めて、幼夫人はわが藩邸に入興ありけり。

將軍家綱公の世となりても、清泰院はその長姉として世の尊敬一方ならず、この姫君のおはする間は、松雲公の教養の十分なることはいふに及ばず、幕府もまた畏れ敬ひて、一家安泰なるべしと、老公も頼もしく思はれたり。しかるに老公在國にて、小松霞島の別館に居られし時、急使は飛んで清泰院の逝去を報す。報を得たる老公は突然として物につき當れる如き容貌たゞならず、さて途方に暮るゝことかなと言ひたるばかりにて、ほかに辭もなく、俯きがちに考

へ込まる、體なりや、ありて唐銅の獅子の大香爐を青貝の卓に据ゑさせ、伽羅を焼きて回向あり。さきに伽羅は貯へずといひし人の前に今この香を焼く、芳魂長へに往きて竟に歸らず、李夫人を想ふ漢帝の昔とは事たがへど、また無量の感ありしなるべしや、がて冷氣に惱めりとて、久しく表の居間に出でられざりき。かゝる間にも老公は江戸にいひやり、光高の墓は金澤の天徳院にあれば、清泰院の遺骸もこれに駢べて葬りたし、わが奥方も秀忠公の次女なるが、その遺骸は城北野田山に葬りてありとの意を、老中松平信綱に致さしむ。されど幕府はこれを許さず、一旦江戸の傳通院に收めたりといふを以てか、法事毎に使を遠隔の地に送るを煩はしとしたるが爲か、また他に理由ありてか、連理の枝は割かれて、傳通院は清泰院が永久の墓所と定まりぬ。

會津侯の後見

悲しき年もくれて明暦も三年になりぬ。久しく着手し居たる領地の改作もここに終を告げたり。ほつと撫でおろしたる老公が安心の胸には、殊に疲も出でたるやうに覺ゆ。内に於て、また外に對して、性を矯め思を凝せる積年の辛勞に、六十を過ぎたる身のやうく衰へて、行末も長かるまじきにも、し己が身に一

旦の事あらば、まだ年若き孫兒の運命を如何せん。今は早く死後の事を慮りて、後見の人を定めおかざるべからず。本多、横山等の老臣に託せんか、威權下に移りて幼主空位に居らば、下剋上の争、朋黨の軋轢、これより生ずべし。老公の子に富山、大聖寺二藩の主あれば、その一を擇ばんか、支族の勢、これより強くして、叔姪の不和を生じ、宗家相續の騒動となること、その例に乏しからず。御三家の中に縁を結んで後事を任せば、彼方の位置高くして、此方の臣従の如く遇せらるる虞なきか。諸侯のうち、淺野氏等の姻戚も少からざれども、いづれも選に上すべき人を見ず。彼も思はしからず、此もはかしくしからず。苦慮慘澹の後、やうやく老公の心に一人は定まりぬ。會津侯保科肥後守正之、即ち其人なり。

會津侯實は二代將軍秀忠公の庶子にして三代家光公の弟なり。母賤しきを以て城外に生れ、信州高遠の城主保科正光に養はれ、これに襲いで高遠三萬石を領し、のち出羽の山形に移りて二十萬石を賜はり、更に會津に轉じて二十三萬石を得たり。人となり學問を好み、忠孝を重んじ、勤儉を尙ぶ。はじめは兵書子類を好み、釋老の道に耽りしが、四十歳を過ぎて、始めて朱子小學を讀んで悟ると

ころあり、これより深く濂洛の學を信じ、學庸論語、近思錄の類は病中もなほ抄讀を廢せず、晩に吉川惟足に就いて視吾神道を究め、また山崎闇齋を聘して、朱子學より出でたる垂加神道を學ぶ。家光公病篤く、今はかうよと覺えし時、病床に召してその手を執へ、家綱なほ幼ければひとへに後事を頼む由託せられしかば、會津侯涙を流して命を承けぬ。これより新將軍輔佐の任に當り、威望老中の上において施設少からず、一代の名君、天下の賢佐、位祿はさして高からずして、實權はあくまで強し。わが藩の名望を以てこれが姻戚たらば、かなたは心力を盡してわがために計らん、これ豈無比の後見にあらずや。

摩須姫の入奥

會津侯の長女媛子は既に米澤侯上杉綱勝に嫁したり、次女は摩須子といひ、なほ幼なり、利常公この姫君を松雲公の妻とせんことを幕府に請ふ。幕府これを可として、旨を會津侯に諭し、侯喜んで婚嫁を諾す。これよりさき侯摩須姫を藝州侯淺野光晟の子彈正大弼綱晟に嫁せしめんと欲して、幕府に請ひしに思召す由あればとて聽されざりしかば、怏々として樂します。片桐石見守その座に出くはせて、御氣の毒の事に候と挨拶すれば、いさゝか赤面して、われらが聲に

は上杉家すら過ぎたるを、更に過分の望を懸けしこと、恥かしく候とて、汗を拭はる。されどこの思召ありといへるは、實は既に利常公より内願ありしが故にして、幾ばくもなくしてこの事を仰せ下されしかば、會津侯事は望外に出で、天下の侯伯多しといへども、前田家を以て日本一とす、その領主を聲に取りたるはわが譽なりと喜べり。さればこの女婚の後見たらば、必ず赤心を傾けて三州の政事を監すべきこと、推して知るべきなり。

會津侯の摩須姫に貞淑を教ふることまた懇篤なり。その家に貫之の筆蹟と稱へて、風吹けば沖つ白波たつた山、夜半にや君がひとりこゆらむの古歌をしるせる一軸あり。姫君の婚嫁に當りて、侯これを授けて曰く、世に傳へてこれを以て井筒女が業平朝臣を思へる詠とす、事或は妄誕なるべしといへども、貞婦の心は仰いで範とすべし、慎んでこの心を忘るゝこと勿れと、また姫君が入奥の後近侍の女房ある時里方の屋敷に來り、保科家の臣田中三郎兵衛といへるに會ひ、姫君が内證の金子大分にあるを、空しく積み置かんよりも、少々にても利殖したらば、後々の爲にもなるべし、内々計らひ給はれと頼む。三郎兵衛つくづ

くとその顔を見つめて、小聲になり、そなたは氣の違ひ候ふか、何の御不足ありて金を蓄め給ふぞと言ふ。女房立腹して、つがもなき事、よし／＼直々に申し入るべしとて、候に請ふこと前の如し。候叱つて、そちは氣が狂ひたるな、三箇國の大守の妻が、何を不足の金いちりぞといはれて、女房恥ぢ入りて退きけりとかや。外は幕府諸侯に對して名望高く、内はその子を教訓せらるゝことかくの如く嚴なり。松雲公はまことに得がたき賢君を舅にもたれしなり。

明曆は三年に終りてその翌年を萬治元年とす。この年七月二十六日、婚儀は舉げられたり、時に松雲公十六歳、摩須姫十歳、なほ儀式ばかりのことにて、さして急ぐべきにもあらずと覺え、まして前田家は江戸城天守臺造築の工事に繁忙を極むる頃なりしかど、老公は暗に己の餘命の久しからざるを覺りて心やせかれけん、劇務のうちに入輿は終れり、そも／＼天守臺の造築とは、昨明曆三年の大火に江戸城も災に罹りしかば、幕府諸侯に命じてその造營を助けしめ、天守臺はこれを前田家に課せられしなり。この大火は前後に例なき江戸第一の火災にして、その禍のあまりに甚しかりしが爲に、奇怪なる巷談をも生み、振袖

明曆の大火と
江戸城天守臺
の造築

火事といひて世に喧傳す。火は、正月十八日未の刻、本郷丸山本妙寺より起れり。折ふし西北の風烈しく沙埃を吹き捲きて、目もあくべからず、かて、加へて去年より早うちつき、殊に暮より春にかけて一度の雨もなければ、井水多く涸れて、消防の便を失へるほどに、祝融たゞ暴れに暴れて、町より町を舐め廻し、西は外堀を傳ひ走り、南は京橋に及び、東は鐵砲洲の邊まで残らず、焼き拂ひ、大川に碇泊せし數々の船をも亡ひて、石川島に移り、越えて深川牛島新田の人家なき處に至りて止みぬ。火の傳馬町にかゝりし時、獄屋の奉行石出帶刀囚徒を引き出し、大災の折、一時汝等を放還す。火鎮まらば歸り來れ、命を奉せざる者は罪一等を加ふと令して、盡く放ち遣る。囚徒等火を背にし、逃げ走りて淺草門に向ふに、門を守るもの大いに驚き、罪人を逃さば後難あらんとて、狼狽へて扉をはたと閉ぢしかば、火を避くる良民も罪人も一齊に押し止められて、號哭の聲は爆々の聲に交り、火に焼かれ川に溺れて死するもの幾萬にも上れり。十九日辰の刻に至りてやう／＼火は鎮まりしかど、風は昨日よりも烈しかりしに、午の刻また小石川鷹匠町より火を失し、すはといふうちに擴がりて、北は駒込、南は

海の涯に及びて止みぬ息をつく暇もなく、その夜半更に麴町の市店より火起り、折からの西風に靡きて、神田橋邊まで走り、風の北に變じたるに従うて、轉じて櫻田に抜け、それより火先二つに別れて、一筋は通町に出で、一筋は愛宕下より芝浦まで盡く焦土に化せしめぬ、二十日の朝風なぎ火鎮まると共に大雪あり、三日まで降り續きたれば、家なき男女の凍死するものまた多かりき、本所回向院はこの火災に變死したるもの、爲に建てられたる寺にして、河村瑞賢は災後材木を買ひ占めて暴富を致し、なり。

兩日の大火に、江戸城は西の丸のほかすべて焼け失せ、その他災に罹れるは諸大名の第宅の大いなるもの、凡そ五百神社佛閣三百餘、橋梁六十、市街は八百町とも又は五百餘町ともいひ、繁華なりし都會は忽ちにして焼野の原となりぬ、災後の施設さまざまなりしが中に、利常公は天守臺造築の命を受け、既に就封の暇を賜はりたれども、なほ封地に赴かず、老體を以て自ら任に當り、費用及び役夫を藩内に賦課して、督勵一日も怠らず、翌萬治元年三月、工事を始めて、今や君臣匆忙の最中なり、松雲公もまた祖父公の命を受けて工事を掌り、婚儀の當

日も課程を廢せず、自ら普請所に出で、任務に就かる、この祖ありて、この孫あり、二公が義務の念の牢きこと、この一事を以て知るべし、かくてその日の務も果て、第に歸り、こゝに千秋萬歳の聲も高やかに、めでたく大禮は終れるなり、」名君會津侯は今や前田家と最も親しき姻戚なり、老公親しくこれに囑して曰く、國政の儀は何事も貴殿御指圖を頼み候、われらはもはや何もかまひ申さずと、侯も快くこれを諾す、されば老臣にもこの由とくと示し、その後は何事を申し出で、も萬事肥州に任せれば、彼方に伺ひ候へと答へらるゝのみ、松雲公の太傅、今枝近義にも、この後は網利をしてわがすることを學ばしむること勿れ、すべて江戸の風俗を倣はしむるが然るべしと諭さる、幕初不平の事多く、鬱勃の情を抑へて一生を韜晦したる英雄が、愛孫をして己を忘れて泰平の世の風に化せしめんとす、老眼一點の涙掬するにあまりあり。

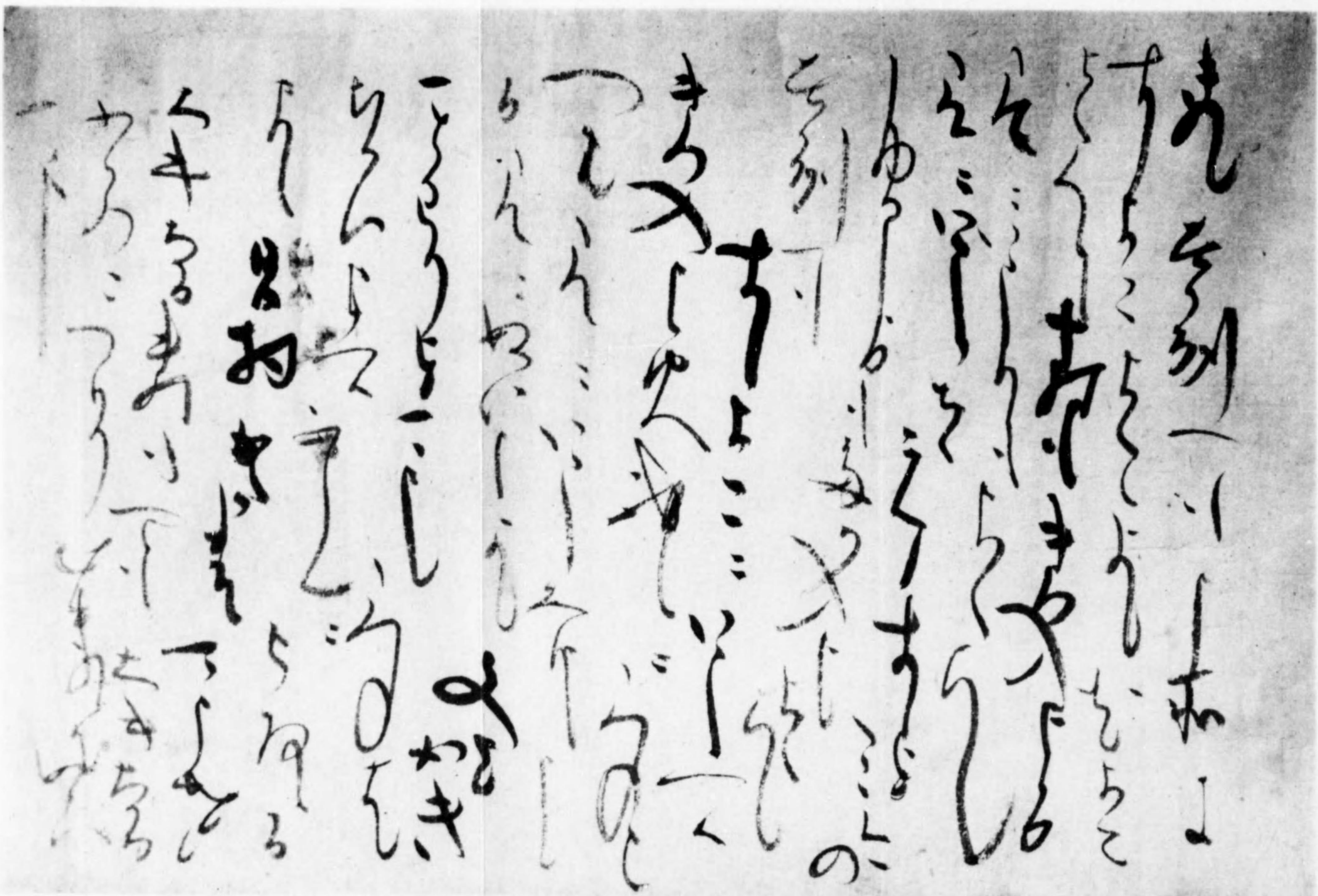
後見の委託も終りぬ、精勵して功を急げば、九月には天守臺の工事も成りぬ、今は思ひおくことなしとて、老公は直ちに江戸を發して歸國の途に就き、その月二十三日には、免裘の地なる小松に入り、諸士を接見して心地よき體なりき、十

月十二日は亥猪の祝として例よりもさゝめき渡り、伊藤内膳わけて懇ろに御機嫌を伺ひ、数年の改作も成りて、領民年々に榮えゆくこと大慶の至など、君臣睦しく語らはれぬ、夜になりて奥に入られしに、御用所の廊下にて眩暈のこゝちにてその儘そこに坐し、左門くくと二聲近臣を呼ばる、品川左門居合せず、當番の二士走り寄つて見れば、はや絆切れ居たまへり、時に年六十六、積年の心勞に憊れ、近年はわけて性急になりて、何事も遅かつたくといはれ、行末も遠からじとは思ふ人もありけめど、かゝる急變の出で來べしとは誰か想はんさて翌月四日、野田山に送葬す、第五圖は利常公の手簡を示す、はじめ老公三子を本藩及び富山、大聖寺に分封せられし時、自ら隠居の地を小松に定め、能美、新川、二十萬二千七百六十石の地を養老の資に充てられしが、こゝに至りて幕府松雲公をしてこの養老領を併せ有せしむ、公が家督の時承けたるもの八十萬石、今これを加へて提封すべて百二萬二千七百六十石、藩末に至るまでこれを繼承せり。

松雲公は祖父老公の薫陶によりて生長せられたり、老公の公を愛するや極め

第五圖 利常公の手簡

縦一尺一寸六分餘、横一尺七寸六分



て篤く、日夜その教養に力められしが、訓誡は峻嚴にして、少しも假借せず、あつばれ剛毅の君たらしめんとすると共に、またこれを重んじて、おのづからその威望を高からしめんと計らる。なほ公の幼くて清泰院もおはする頃なりき、公寵愛の鳩を猫に喰はれたりとして立腹し、鳥飼なにかしを禁錮せしむ。若年よりかやうの振舞ありては、後の仕置も思ひやらると、清泰院の憂へらるゝを老公聞きて、自ら公の許に至り、憎き鳥飼め尤もの御處置ながら枉げて御免しあるべく、その爲手前わざ／＼参り候。ながしは陽廣院の目をかけられし功者のものなれば、この後も御使ひあるべく、頼み入り候と、丁寧にはれしかば、公畏まりて仰に従はれぬ。老公みづから公に對することかくの如くなれば、まだ幼かりし公の威光も年々に盛んなるに至れるなり。されば今老公の薨去にあひては、公の哀傷いふべくもあらず。その後は生涯忌日に當る毎に、微妙院は他人のちいとは違ひて格別なればとて、終日精進し、謹慎して、絶えて美食し嬉戲せられず。享保四年の忌日には、朝鮮人の曲馬ありとて、宗對馬守より切に請待せられしが、今日は重き精進日なればと、断はりて行かれざりきとぞ。

第二章 朝日影

十六歳より二十七歳まで

公の青年期

萬治元年、利常老公薨じて會津侯正之松雲公の後見となり、それより十二年目、寛文九年に至りて會津侯致仕し、公政事を親裁せらる。この十六歳より二十七歳までの間は即ち公の青年期にして、その天分と幼年期に得たる習性とはここに鍛冶を経て、公の人格を造りあげたり。

老公の薨せし年の十月二十三日、幕府おほやけに松雲公の後見を會津侯に命ず。また公に示して曰く、加賀藩の政事萬端は家老等相談して相定むべし。大事は正之の指圖を受けよと、會津侯また書を金澤の老臣に贈りて、よく政治に勵むべきを諭し、公を輕んじてその命を奉せざるものは、余代りて屹度申しつくる儀あるべしといへり。その年間十二月二十七日、公左近衛權中將に任せらる。この數年はさまざまの事多く、悲喜哀歡交、至りしが、これより後は家のことも政事のこととも穩かにして、いつしか數年も過ぎぬ。老公の三周年も終りし次の

初度の入部

年の春、尾州侯の紀州、水戸二侯を招かれし席上にて、水戸侯光圀の言はれけるは、加州はわが外甥に候ふが、既に十九歳に及べるに、未だ一度も領國を見ず、父祖にかゝり居るうちはそれもさる子細ながら、既に三州の當主となりながら、かく入部の延引するはいかなることにとありしかば、尾紀二侯いかにもと同じ、やがて將軍家に申さるゝこととありけん、幾ばくもなくして賜暇の命あり、七月八日、公江戸を發して金澤に歸り、十月八日、再び參覲の途に上らる。これより一たびは江戸に、一たびは金澤に越年し、連年交替して七十八歳に至るまで、敢て渝ることなし。たゞ六十六歳にはいかなる事情ありてか入部せられず、七十七歳にも病によりて入部を翌年に延されたることあるのみ、精勤のほど想ふべし。

寛文元年七月、松雲公下街道を経て歸國あり、殿様はじめての御入部とて、三箇國の貴賤上下掌をすりて歡びあへり。いよく十九日は御入城とて、金澤の武士町人の大樋口そのほか處々の郊外に出で迎ふるもの引きも切らず、あまりに混雜せんことを恐れて、國家老等計りてその人數を限れるほどなり。新秋稻

漸く黄ばみて、昇平の氣田野に互る時警固の聲竝樹を漏れて、こゝに悠揚たる公の風采を望み、あつばれ殿よと拜跪の人々擧りて讚歎す。かくて二十五日以後、八月にかけて、公は連日藩臣を引見し、尋で組外以上の諸士に宴を賜ひ、能樂を張行してこれを觀せしめらる。また封内の士民に白銀時服を賜ひ、窮民を賑恤せられぬ。

九月になりては、老臣本多政長、横山忠次、前田孝貞、奥村榮清、奥村和豊、今枝近義等の諸老臣の請を容れて、順次その邸に臨まる。和豊の第にては、書院二の間の床にふるびたる甲冑を飾れるを見て、いかなる由緒かあると尋ねられしかば、その座の人、これこそ當家の先祖助右衛門が能州末森の城代として、佐々成政の大軍を防ぎ、莫大の功名をあらはしたる時、着用したる物の具なれば、恐れながら御覽に供へたき主人の心入に候と申す。つくづくと眺めて、その時の様子今見るやうなと言はれしに、さし當りて面白き御挨拶と、老功の人々感じ入りぬ。

諸老の饗宴に臨まれし、びまには、小松に赴き、老公の跡を訪ひて弔傷の涙を灑

ぎ、淺井曠の古戰場を巡りて合戦の昔を追懷せられしが、十月上旬になりて再び參觀の途に就き、二十五日夜に入りて江戸の第に入られぬ。かくて最初の入部は無事に終り、その間特に記すべき事少きやうなれども、英邁敢爲の性は早くも穎脱して、老臣が専恣の宿弊を矯めんとせられし一事は、特に注目に値す。本多政長は政重の子にして、利常公の女春姫を妻とし、父に襲いで老臣の上席を占め、居然として諸臣を睥睨す。公が入部の折御禮申し上げると、ことの外頭高に横柄の體なりければ、公横山忠次を召して、安房無禮緩怠、沙汰の限なり、屹度申しつけ候へと命せらる。忠次對へて、御尤の仰ながら、何とぞこの儀は今三年御待あるべく候とて退き、政長にもいひ聞かせければ、政長舌を巻いて、これより上を凌ぐ弊漸く止みぬとぞ。

愛本橋の架設

入部中の注意すべき事は、これより外にはなきか、否々、公が最初の美政として世に傳稱せらるゝものこそあれ、黒部川における愛本橋の架設、これなり。黒部川は越中の東に沿うて流れ、常願寺、神通、庄川と共にこの國の四大河なり。源を越中、飛驒、信濃の界に近き藥師嶽に發し、越後界より來る黒薙川等を合せ、荻生

に至りて二派に分れ、激流滔々二十里に亙りて日本海に注ぐ。當時往還に當れるところは四十八瀬の名にもしるく、水流多岐に分れ、常は水少く、荒涼たる礫原見る目も廻かに、渡船もなく、橋はもとより架らず、行人たゞ裾を褰げて徒わたりす。雨降りつゞけば一里がほど唯一つ海となりて、荒浪天を浸すばかりなれば、旅客空しく宿驛に水の落つるを待つのみ、まことに北國にかくれなき難所なりけり。

左は千丈の懸崖、右は茫々たる蒼海波打際の危き路を親不知と聞き、境川を渡ればはや越中のわが領内といふも嬉しく、はじめての入部に、丘の上の松、衢に戯るゝ兒狗までもなつかしくて、公は山川の勢、人家の様などに心をとめつゝ進まれしに、泊、入膳を過ぐれば、やがて四十八瀬にかゝる。これを渉る不便の甚しきは、公の心に沁みぬ。されば入城の後幾ほどもなく架橋の事を議せられしかば、老臣いづれも、この地は國の要害なるに、橋を渡すは即ち險を失ふなりと諫む。公おし返して、國家の安危は政治の得失にこそよれ、山海の險夷によるべきにあらずとて、斷じて架橋を命ず。それ江戸時代には、ひとり黒部川に限らず、

諸國の大河に橋なきもの甚だ多し。これは土木の事業の進まざりしが爲のみにあらず、主として幕府諸侯が戰國割據の陋習を株守して、自家の門牆を高くしたるが爲なり。しかるを一舉にして、著名の難所に橋を架けて、人民の便利を計らる、公の人格はその英才と共に早くも表はれたるなり。

かくて公が入部の年、直ちに架橋の工事は始められぬ。工事を掌るものを笹井正房といふ、正房通稱七兵衛、その頃、外作事奉行の職にあり、公の命を受けて架橋の地を點檢せしが、四十八瀬の邊は河廣く瀬變り易くして、到底適當の處にあらざれば、上流に浜りて相本村に到れり。この邊は黒部川が險隘なる峽間を過ぎて將に平野に向はんとする境にして、河幅狭ければ以て橋を架するに足る。されど岸高く淵黒くして、般々として遙かに石の流るゝ響を聞くところ、なかなか柱を樹つべき法もなく、たゞ反橋へんがしを構ふべきのみ。正房人夫に命じて橋臺の石を切るに、巖壁堅く、勞多くして功少し。よりに薪を集め、その石の上に積んで、夜もすがら焼き焦し、夜明けて後灰を洗ひて石を切るに、事業大いにはかどりたりといふ。かくの如きは正房が機智の一例にして、その他、事毎に工夫を

凝し、山の岨より大木を反ね出し、中腹に組み合せて柱に代へ、その上に橋桁を陳ね、ひたすら建設に力めしかば、困難なる事業も一年を経て成りぬ。長さ三十三間、嶋崖峙つところ、一帯の虹を渡し、名工奇觀世を驚かし、人馬やすくと過ぐるに至れり。さてしも往還途を更めたれば、河の左右に浦山、舟見の新驛を設け、橋の名は地名に因みて愛本橋とつけられぬ。民を愛する公の本意問はずして知るべし。のち相本附近の地が茶事に用ふる細炭を特産とするは、正房が工事の暇にその焼きやうを教へたるに起りて、今にその餘恩を受くるなりといふ。第六圖は佐々木泉玄の筆に成れる愛本橋の古圖を子爵前田利豊氏の模寫せられしものなり。

予
み
柳直興の御
預け

數年は夢のうち過ぎ、寛文も五年となりぬ。この年七月、折から公は江戸に居られしが、幕府令して伊豫西條の城主一柳氏の封を除き、當主直興を公に預く。一柳はもと伊豫の河野氏に出で、その支流の後に美濃の土岐氏に仕へしもの。始めてこの氏を名のれり。一柳直末豊臣氏に仕へて小田原に戦死し、その弟監物直盛これに襲ぎ、徳川氏に屬して伊勢神戸七萬石を得たり。その遺志に任せ



第六圖 愛本橋

越前國新川
愛本橋景

元禄甲子春
東本庄
村三郎
之

て代地を祖先の國に賜ひ、これをその二子に配分せらる。直興は直盛の嫡孫にしてまた監物と稱し、提封二萬石、嘗て京都女院御所造營の助役を課せられしが、私かに領地に下りて、遷幸の折に居合せず、平常内寵多く、士民に對して苛酷の行ありとも聞えたり。またこの度は參覲の期をさへ過りたればとて、遂に罪を得たるなり。時に直興四十一歳、藩臣評定所に至り、これを預かりて第に入るに、少しもわろびれたる色なく、風采優美にして、言語尤も明晰、日頃の噂に似も似ぬ體なり。かゝる人を草履取一人もなく、つれ行くことと、見聞のものぞろにあはれを催しぬ。さていつまでも江戸に止むべきにあらねばとて、その年十月、直興を領國に遷さる。護送の士卒二百四五十人、金澤の郊外宮腰口の廣岡に百間四方の邸を構へて、伊豫より伴ひ來れる臣從數人と共に直興を棲ましめ、百人扶持を給し、金澤町奉行をして雜事を辦せしむ。邸には堀を遶らし、塀を二重にして、門構甚だ嚴に、定番馬廻の士交番して警衛す。昨日に變る榮枯盛衰、北國の冬空の晴るゝ日もなく、木々を埋むる深雪もすさまじきに、大地をゆすりておどろくしき響を何ぞと問へば、海鳴の音と答ふ。南海の人の得知ら

ぬ山海の最色に、いと結ばるゝ心のなほ更にかき曇りて、膝の上も濕りがちに、時には詠じて、賤が屋は軒にさしいる月ならで、稀に事とふ人もなきかなといへる、その月さへも見ることも難き空なりけり。

直興みづからの上はさておきぬ、これに對する松雲公の心はいかに、つらくも覺えず、一國一城の主と傲りても、一旦幕府の忌憚に遇へば、境遇の轉ずること車輪の如し、由來、除封の沙汰多く、その罪に當れる人の諸侯のうちに預けらるゝものまた多し、これを預かる人も不遜の行あらば、運命忽ちかくの如きぞと、暗に警告を受くるにはあらずや、憂は人の上ならず、幼き頃、老公の振舞に心得ぬことの少からずと訝りしに、今にして悟りぬ、家門の榮もこれ皆老公の餘德なり、さりとてこの榮に安んじて心を緩うせば、またいかなる禍にか遇はん、前車は覆へりぬ、戒むべきなりとは、蓋し公が當時の感なるべし、直興の監禁は朝日と昇りゆく公の青年期に懸る一抹の雲なり、公は深くこの不幸の人に同情を表せらるゝと共に、家のため、國のために、謹慎にして恭謙なるべきを切

夫人の逝去

實に會得せられしならん、亦以て人格向上、一門繁昌の縁ならずとせんや。

公既に二十を過ぎ、もとより英俊の性なるに、威望ある會津侯の後見もあれば、三州の民泰平を謳ひて悦びあへるに、次の寛文六年四月二十四日には、公の夫人逝去せられぬやうく十八歳の若に、これより淑徳の花も咲き出でんと思はれしに、蕙蘭一朝に摧け去る、痛ましき限なり、公の歎はいふに及ばず、父君の悲またいかにぞや、夫人の姉は米澤侯に嫁したりしが、恰も夫人が入輿の際に當りて、暴かに逝去ありしに、今またこの凶事あり、十年を出でざるに、會津侯は若き姉妹の娘を失ひたるなり、さりながら利常公の九女熊姫がその子正經に嫁せし重縁の關係を外にしても、娘の愛したる人は即ちわが愛すべき人なり、子もなくてうせにし人のまたなき記念はその夫にあらずや、まして誠實謹嚴なる賢君の、いかでか老公の委託に背くべき、公が二十を越えて後には、表面の監督は避けたるが如しといへども、私かに扶翼の功を盡したることは、蓋し大いなり、白山紛議の解決もまたその斡旋によりて成れるが如し。

明暦度の白山紛議は中止したるまゝにして、利常公は薨じ、この公事にかゝり

白山紛議の解決

あひたる老中松平信綱も卒したりきしかるに松雲公の夫人のうせぬる年、白山の長吏に澄意といふもの上洛して、禁闕に伏奏し、白山七社の神事、祭禮、勤行、造營等相計らふべき由の繪旨を賜はりぬ。かゝれば萬事加賀方の自由たるべしとて、再び社殿の造營を興さんとしたるに、牛首等の百姓どもまた押し止めて、工事にかゝらせず、紛争更に起りしかば、公會津侯と謀りて、かの手取水源三峽の地域をすべて幕府の領として、紛議の種を一掃せんとし、十二月八日上書して、尾添、荒谷の二村を獻せんと請ふ。これを獻せば、越前の借地なる二峽十六箇村をも幕府は必ずその儘にはおくべからずとは、誰も信ずるところなり。當時、勘定奉行岡田越前守善政紛議の解決に従事し、老中も議して、前田家の二村を收むると共に、越前の借地のうち牛首、風嵐の二村を取りあげんとす。されど争はもと二箇村と十六箇村との争なり、村の數は大いに違へども、石高は相似たるに、十六のうち僅かに二つを割くのみなるは、公平の所置にあらず。果して家綱公は老中の議を斥けて、此の二箇村と彼の十六箇村とを全く收めて公領とし、代官杉田九郎兵衛をしてこれを司らしむ。前田家には尾添、荒谷の代地と

して江州海津のうちにて同石高の地を賜ひ、越前侯には借地の上納なればもとより別に給せらるゝところなし。當然のことながら、わが藩の望どほりに解決したるものにして、親藩の力を以ても如何ともすること能はず、これもひとへに會津侯の盡力によれりとぞ聞えし。

再度の紛議も三年を経て愈、決したれば、公は算用場奉行津田宇右衛門をして尾添、荒谷二村の百姓の逋負を免じ、また冷く金銀を給はしむ。平常領主の恩澤に當へる村民は、今この地の公領となるべしと聞きて驚き歎き、宇右衛門の前に伏して、永く藩の民たらんことを請ひしかども、おほやけの事は私の情を以て動かすべくもあらず。懇に諭して命に従はしむ。かくて寛文八年十月、代官杉田は來りてわが津田に會し、遂に二村の授受を了へぬ。なほ尾添、瀬戸二村の農民の田地なきものは、かねて中宮、木滑の地を借りて耕し居たりしが、親村と出作島と領分違になりては不便の上なし。むしろ仁慈なる領主の管内に入らんとて、愁訴に及びしかば、公これを容れ、能登奥郡に二村を開きて、これらの農民百九十五人を移し、田地家屋その他一切の資を給せられぬ。代官杉田は越前

方の十六箇村をも收め、名主牛首の藤兵衛の罪を案じてこれを追放し、その家財を沒收したり。かくて久しき懸案たりし白山公事もこゝに解決せられて、老公の遺憤も霽れたり。見えしが、白山の所屬は徳川時代を通じて確定せず、維新の際にもなほ異論ありしが、明治五年はじめて山頂の白山社及びかの三峽ともに加賀國能美郡に編入せらるゝに至れり。

會津侯の致仕

寛文八年の冬には、久しき紛議もめでたく落着して、藩の人々眉を開きけるに、次の年四月二十七日、會津侯保科正之致仕の請を聽されて、その子筑前守正經封を襲ぐ。そもく侯大政を輔佐して效果固より少からず、藩政に關しては特に令聞あり、領民の逋債を除き、貸穀を恩貸し、社倉を設けて凶荒に備へ、孝子節婦を旌表し、貧窮廢疾を賑恤し、老年を扶持し、刑罰を軽くし、産兒を殺すを禁じ、倡優をして境に入らしめず、淫祠を毀ち、私に得度することを許さず、父子相訟ふることを勿らしむるなど、一生の事業甚だ多し。嘗て一たび致仕を請ひしかど聽されず、再び強ひて請ふによりて已むを得ずして聽許あり。時に侯五十九歳、隱居の身の今は他藩のことに關はるべきにあらず、三州の政治は全く松雲公

の親裁によりて決するに至れり。第七圖は會津侯が後見中わが國老本多政長に與へたる書なり。

その後、會津侯六十二歳の時、病に惱みて漸う重くなりゆきぬ。公深くこれを憂へて、見舞に赴かるゝこと、定まりて日に二度、保科氏の屋敷は三田にありて、わが本郷の屋敷より程遠ければとて、朝本第を出で、芝に到り、見舞を終へて、晝は松平越中守の第に入りて休み、更に夕の見舞を果して本第に歸られたり。されど公務なればせん方なく、夏に至りて公入部あり、十二月には侯の病愈、篤く、今はかうよと思はれしにぞ、女婿稻葉正征（正征）を近づけて告げて曰く、われ嚮に家訓を作りて一門郎從に付囑したれば、外に遺言はなし、たゞこれに違ふこと勿れと言ひ含められよと、更に息を續いで曰く、加州殿好學一段のことなり、さりながら種々の方面に手を出して、義理の學薄しと覺ゆ。この儀とくと心づけあれと傳へられよと、かくて三日を過ぎて、十八日遂に卒す。報を得し公の悲はさながら父を喪ひしが如くなりしなるべし。さてこの會津侯卒去の一事は公が親政後のことながら、事のついでによりて上せてこゝに記しぬ。

會津侯が公を思ふことの深かりしは、その遺言を以て知るべし。げにやこの賢君が公の爲に盡したる指導は大いなりき。暇ある折は席を同じうして道を論じ教を説き、誘導扶掖、公の才徳を完からしめんと努めしこと、公の講學筆記に會津羽林源公曰の語多きにも推し量らる。嘗て板倉内膳正が京都所司代たりし時、張希孟の牧民忠告を得て、その一部を侯に贈れり。侯以爲らく、これ爲政者必讀の書なりと、更に數部を内膳正に請ひて、一部を座右に備へ、一部を會津の家老に賜ひ、一部は公に贈りて熟讀せしむ。かゝる様なれば、侯が松雲公の性格にも施政にも及ぼし、感化は蓋し少からず。この感化についてはなほ後篇第三章に至りて説くところあるべし。

武事の鍛錬

松雲公が幼少の頃は、祖父公深くその薰陶に注意し、太傅今枝氏の外に學者、武藝者を選びて附けられしかば、その偉大なる人格の基礎は既にその時に築かれたるなり。されど學問武藝二つながら勵みて、修養鍛錬の功を積みたるは、實にこの青年期にあり。公十七歳にして將軍家の指南番柳生飛驒守宗冬の門に入りて、劍術を學ぶ。弓矢は幼より吉田忠左衛門を師として、この技に精熟し、鐵



第七圖 保科正之の手簡

本多男爵藏

砲に於ては鍊磨の功むしろその上にあること、十九歳の時射撃して鳥獸を射留めたる公が自記の覺帳を見て知るべし、馬術は幕府の調馬師新當流の達人土屋忠兵衛を師とし、二十二の歳絹川團右衛門を召しかへ、或は鹿の形を造り、鹿の皮を被せて、これに乗れ超え、或は馳驅の際臣下の人々に旗を振り聲を揚げて馬を驚かさしめなどして、その道を鍛ふ、兵法軍學に至りては、小原惣左衛門、關屋新兵衛等ありてこれを講すれば、公も特にその攻究に力を致す、刀槍は一人の敵に當るのみ、三州の君が韜略を重んぜられたること、また辯ずるに及ばず。

狩獵は公の尤も好むところなり、いつの事とは知らず、嘗て城外粟崎に獵したるに、淺野川の水戸口に一疋の獺蘆のしげみに潜み、水に沈みては折々頭を擡ぐ、公これをそろくと竿にて追ひ出さしめ、弓に矢番ひ、頭擡ぐるところを切つて放せば、一矢に射留めぬ、水中の鯉鮭を射おほせたることもあり、ある時は越中の浦山邊また小矢部河原に鷹を放ちて、一日に百羽ばかりの雲雀を獲たることもあり、道中筋にても、領分内にては屢、技術を試みらる嘗て入膳の地に

て、雁の三羽並びて田に降り居るを望み、鐵砲取りよせて二つ玉にて撃ちたれば、二羽つなぎに射とめたり。今一つは飛びたつところを、多賀信濃鷹を合せてこれも獲物に數へぬ。魚津の邊にては、三羽の雁をつなぎに鐵砲にて撃ち留めたることもあり。老いてのち、魚津に泊りて侍臣に對ひ、若き頃は早朝より鷹野に出で、あれ見よ、あの邊を走せ廻り、十四五里も歩きたれど、かつて草臥もせなんだと語られたりとか。江戸にある時も、數次武相の山間に卷狩あり、さきに光高公の時、この二國のうち百四十八箇村を獵地として預けられしを、公ひき續きて預かり、ある時は軍備を整へて出で、勢子の者千六七百人、旗指物風に翻り、貝鉦の聲天に轟いて夥しかりき。

關達の性

公が若き頃の風貌態度を想ふに、穩和よりも雋爽に、端麗よりも闊達に、頭痛の持病ありとて月代を剃らず、腰の物は長くして反なきを好まれき。二十五歳にしてかの武相の地に卷狩ありし時は、茶色地に白き蕨の手の模様ある陣羽織を着し、朝鮮笠の形したる小き笥笠を戴き、金の采幣執つて馬上に指揮せられたりといふ。また公が若き程のこととて傳ふる物語あり。その頃、近藤登之助と

いへるは、旗本の剛の者、遊俠の徒の隨一なり。元來、旗本の侍には、將軍家直參といふを笠に着、大小神祇組の頭領水野十郎左衛門をはじめとして、徒黨を結んで江戸市中を横行し、町人を虐ぐるのみならず、大名にも反抗して、喧嘩口論果しあひを職業のやうにするもの多く、上下の人々これを旗本奴と稱して忌み怖れたり。登之助もその一人と聞えしが、ある時、小者を手打にせんとしてうち損じ、その小者は隣あはせの加賀屋敷に逃げ入りたり。登之助使をたて、早々返し給はれといひやりしに、公はこの方を憑みて、駈け込みたるものなれば、何とぞ免し給ふべしと答へて、渡されず、使再度に及べども效なし。三度目には登之助自ら行き向ひ、大國の太守のさほどに憐み給ふはこの者の冥加なれば、御辭に従ひて決して命は取らず、侍にも取り立て、召し使ふべしといふに、さらばとて小者を渡さる。してやつたりと、登之助隣屋敷よりよく見ゆる處に小者を縛り上げて、素首打ち落しぬ。公大いに憤り、につくき者の振舞や、一分立ち難しとて、士卒を召し集め、今一相圖にて南の門より打つて出でんとす。折節、水戸侯光圀は追分の屋敷に居られしが、この騒動を聞いて、駈けつけ見れば、公は物

の具に身を固め、胡床にかゝつて指揮せらる。これは物に狂ひ給ふか、登之助に
僻事あらば、拙者承つていかなる罪にも行ひ候ふべし、大國の主が小身者を打
ち取ることも、大人しくも候はず、今泰平の世に暴々しき企愈、以て然るべからず
候と誠めらるれば、さすがに公も頭を垂れ、誤りて候、思ひ止まり候ふべしと謝
せらる。さらばいかに計らふべき、所存の程を語られよと問はれて、他に所存も
候はず、これも近藤屋敷と當家と門の對ひ合ひたるより起りしことゆゑ、彼方
の門を付け替へさせらるゝやうと答へらるれば、易き事なりとて、水戸侯この
由を幕府に傳へ、それより近藤家の門は大通に向けずして、陰氣なる處に明け
たりとかや、眞偽は知り難けれども、また公の性質の一面を語れり。晩年は腰痛
にて歩行も自由ならざりしが、なほ人に對ひて、槍を執つては誰にも物は言は
せじとは思へどもといひて、歎息せられぬ鞍に倚つて、顧眄する老雄の意氣想
ふべし。

學問の精勵

剛邁の性を以て、武道を鍊磨せるもさることにして、公が學問の精勵に至つて
は更に驚くべし、林家は幕府に仕へ、門閥を以て學界に雄視するものなるが、前

田家とは代々親しき交を結べば、公が若年よりその家の人々に學べるはいふ
までもなし、十七歳にして早く既に典籍の蒐集を始め、十八歳にして木下順庵
を聘す。順庵はさきに光高公に仕へ、また京に歸りて帷を垂れし松永昌三の高
弟なり、公のこれを招くや、辭して曰く、先師の子松永永三、家學を承けて未だ仕
途に就かず、家計屢空し、請ふ、これを以て吾に代へ給へと、公その厚誼に感じて、
まづ永三を聘し、尋で順庵を召さる。順庵に次いで來り仕ふるもの、平岩仙桂あ
り、仙桂は石川丈山の門人にして、學百家を綜べ、最も詩に巧なり、仙桂の門人澤
田宗堅、宗堅の子菖庵もまた來り仕ふ。儒家中泉恭祐を聘せしは、蓋し順庵の推
薦に出でしなるべく、吉川惟足の高足田中一閑を聘せしは、視吾道に歸依する
會津侯の縁によれり、公また五十川剛伯を聘し、朱舜水につけて學を成さしむ。
これらはいづれも公が青年期のことにて、天性の好學によるものから、後見會
津侯の薰陶と叔父西山公の刺戟とまた與つてこれを促がせるなるべし、その
ことはなほ後に至りて記さん。さて公はこの諸學者に就き、政務の暇を以て
研鑽一日も怠らず、深く味ひ、内に省み、孜孜としてたゞ足らざらんことを恐る、

大成期して待つべきなり。第八圖は公の講學筆記にして、寛文頃の親録にかゝれり。

世人深く公が大成の器なるを慮らず、口さがなく是非の辯を弄す。人生れながらにして聖ならず、誰か瑕疵なからん、たゞ過を改め己に克つて日に新なるが故に、完人の域にも近づくなり。公嘗て參觀の途に上るに當りて、侍女を従ふ。老臣等かゝることは當家に先例なしとて遮り、公が他の大名には多くあることなれば、苦しからずといはるゝを、とかくに同心せず、それを快からず思はれけるにや、これまで、表に出づとて老臣等の詰所を過ぐる毎に蹲ひ、いづれも罷り出で候ふやといひて勞はられしを、これより後は一言も發せられず、ある時また過ぎらるゝを見て、前田孝貞趨り出で、公の脚を攫んで申す、年寄一同罷り出で候と、公乃ち蹲ひて、いづれも罷り出で候ふやといはれたり、かくの如き行は日前の片雲の如し、過ぐれば反つて光を増す、翻つて公が十九歳の時の日帳の残れるものを見るに、冬の日に、毎日今の五六時頃に起きられしなり。藩臣關屋新兵衛政春は有名なる兵學者にして、山鹿素行もなほ推稱したる人なる

第八圖

松雲公講學筆記

牛紙綴

何意、偏入
たすのえ

○本氏曰日本称君子固

○又曰東夷蓋指本朝云其字畫从大子持子之長短與長於我邦

○又曰南方云江北方云河難阻云海云水而石石自是也

○又曰宋朝有能書四人蘇軾趙孟頫黃庭堅蔡襄

○又曰魏朝天子林可汗中國君

○又曰歐陽永叔蘇軾韓退之柳宗元此四人者古以爲文章之冠也

○又曰明朝高皇帝身一為高皇帝也其則亦身之說也

○又曰高皇帝稱空同以居空同也

○又曰千文之學宋明曾子云之三都著書是則存校盛行以此部古居也

○又曰千文之學宋明曾子云之三都著書是則存校盛行以此部古居也

○植守門時是非官在廷喜也身以中常仁知守居之以帝道誦也俗利御時

是時也

○本氏曰以子板物用板字以口噉物用噉字是俗流也

○又曰三朝歷代之間水平之世亦或札者大概其屬月也防諫諍智唯以愚思



が、公に關する世評について論じて曰く、公三歳にして光高公に後れ、十六歳にして利常公に離れたまふ、この時氣隨出ですしてはならぬに、今に至るまでその事なし、世間にはこれを知らず、十七八歳の頃より今もなほもどかしがるもの多し、吾ひとりさは思はず、今に見よ、といひて居たれば、この頃はかの噂も大方やみたり、一兩年のうちには全く申しやみ、威望身に備はり、世人は釋迦孔子のやうにも申すべしと、かくいへるは公が二十七歳の時なりき。

第三章 昇る日脚

二十七歳より四十四歳まで

公の中年前期

寛文九年、後見會津侯致仕す、公時に二十七歳、これより政事を親裁して、銳意邁往、一身を捧げて國家の爲に盡瘁せらる。その後六十歳までの事業を見るに、勇士が戦場の功名の如き俗人の耳を悦ばすものなしといへども、いづれも活動不退轉の精神を發揮せざるはなし、これを公が生涯の中年期とすべく、中にもその上半は特に領内の制度風俗の刷新を計りて、良好の効果を擧げたる時、下

半はこの效果に頼りて餘力を汎く世間に及ぼし、幕府諸大名に對して一藩の威光を發揚せし時にして、一は内に積み、一は外に顯はしたるもの、貞享三年公の四十四歳を以てこの前後半期の界とす。かく歴然と界の立ちて、その前後の事歴の全く相別れ相異なるにはあらざれども、この歳を以て職制改革の大體は終りたれば、こゝに一線を劃すること最も適當なりと思はるゝなり。かくて二十七歳より四十四歳まで足かけ十八年の間を公が中年前期と定む。

公の親政

會津侯の致仕を聽されしは寛文九年四月のことなるが、その由先だつてうすうす聞えければ、公も今後の方針について深く自ら決するところあり。三月十二日、折ふし、在國にて、使を江戸に馳せ、書を今枝近義に賜うて曰く、近年の仕置さして悪しきことはなければ、寄合一統の僉議ゆるゑ、互に遠慮し、當座の相談ばかりにて、永遠の計なきが如し。かくては後々氣遣はしきことゝ、先年來憂へ居たれども、卒爾にいふべきならねば、心ならずも延引せり。今はその儘に置くべきならず、爾來余親ら裁決の任に當り、老臣いづれもその掛を定め、責を明かにすべし。汝はわが幼少より入魂のなかなれば、わけて盡力のほど頼み入るな

りと、近義畏まりて旨を承けたり。

公が親政の意を近義に告げたるは、單に會津侯が退老によりて全く後見としての縁を絶ちたりとの意に止まらずして、むしろ親しく藩政を總裁して老臣の專權を抑へ、以て治務の統一を計らんとする旨に出づ。つらく、老臣が專權の由來を案するに、遠く元和偃武以前にあるべし。幕府と諸侯との關係を見るも、徳川氏初代、二代の世は戰國割據の餘勢未だ失せず、大名なほ雄心の勃々たるものありて、將軍家も強ひて抑壓すること能はず、三代に至りて始めて臣下としてこれを視、十分の威力をその上加ふるを得たり。大小の差はあれど、わが藩内のこともまたかくの如し。利常公の頃までは戰場馳驅の功臣なほ多く、一はその力によりて三州の封土も手に入りたることなれば、藩主がこれを敬重せられたるも謂れなきにあらず。殊に老臣數輩はその家柄といひ、手柄といひ、經驗も積み、位祿も高ければ、政務に與かりて權力甚だ強し。この趨勢は、光高公薨去の後なほ甚しくなりたるを覺ゆ。利常老公は在國の折も小松にあり、會津侯は後見の任に當りても、足一たびも三州の地を踏まず。従うて金澤の治務は

専ら老臣等の寄合政治によりて左右せらるゝこと二十餘年、積弊の存するところ、幕府の三代將軍が果決の刃をわが手に借つて、これを一刀に切斷すべきは、そもく誰の任ぞや。

げにや百萬の提封群臣、綺羅星の如く、高祿の士の多きことも、諸侯に比類なし、千石以上のもの百六十餘人、萬石以上のものは本多氏の五萬石、長横山二氏の三萬石内外をはじめとして、その數十人に餘れり。既に萬石以上になれば、各また千百の臣僚を養ひて一方に雄視し、さながら小大名の觀あり、權柄從うて強く、捨ておかば、病膏肓に入りて、宿痾竟に除き難かるべしとや思はれけん、壯年氣銳の公は折ある毎にこれを矯めんとせられたり、金澤にて鷹野に向はるゝ時は、老臣本多政長、前田孝貞前に立ちて二の丸の式臺、雨落の下まで送り出づるが常の習なりしに、ある日、雨強く降るを物ともせず、鷹をすゑさせて出でられんとす、兩人例の如く式臺の前に蹲踞したりしに、はや出かけられし公は、兩人を顧みてまたつかくと立ち歸り、草鞋の紐の結び様あしければとて、こゝかしこ直させ、四半時ばかりも過して、やうく出で立たれぬ、その間、兩人は雨

落の下に畏まり居たれば、衣服は絞るばかりに濡れたりとぞ、敢て老臣を苦しむるにあらず、また以て權家を抑へんとする一時の方便なり。

老臣を見れば、或は剛直に、或は寛厚に、或は恪勤に、その性は異なれども、忠誠の志に至つては途を一にして、個人としてはいづれも尊敬すべき士なり。たゞ罪は個人にあらずして、制度にあり、琴笛の聲美しきも合奏律に諧はざれば、雑然として耳に痛し、賢士英才各、その長を恃んで相譲らず、統率に主なくば、政治の效果いかにして擧るべき、寄合政治の弊の生ずるところこゝにあり。寄合とは、老臣中年寄の職にあるもの數人が合議して政務を執る組織をいふ。當時、寄合の老臣すべて八人、本多安房政長、長九郎左衛門連頼、横山左衛門忠次、小幡宮内長次、前田對馬孝貞、奥村因幡庸禮、初名和豊、津田玄蕃孟昭、今枝民部近義、これなり。その中、本多、長、横山、小幡の四人は特に國事の重大なるものを裁し、前田、奥村、津田の三人は月次交代して尋常の政事を執り、今枝は主として江戸の任務に當れり。合議の職にあるもの、時に意見の枵格するあり、互に執つて相下らず、威望あるものは恣に自己の説を以て他を強ひんとし、その弊偷安姑息に流れて、

遂に遠大の目的に向ひて進むこと能はず果していかなる人材を得てこれを制御せしむべきぞ。

由來人材の得がたきは瓦礫の中に寶珠を求むるが如し熊澤蕃山の備前侯池田光政におけるが如きは眞に千歳の一遇なり公つらく老臣以下の士を見るに庶務に練達せるはあり舊例に精通せるはあり事端の亂れたるを解いて巧にこれを補綴するはありしかれども國家を料理して永遠の計を立てんとするものはこれらの小器に待つところなし學根柢を有し識古今に通じ道理に従ひて是非を明かにし最も徳義の化育に意を注ぐものを選んではじめて大事を託すべしといへどもかくの如き人物は求めて必ずしも得べからず萬一その人ありとも不次の拔擢を敢てして權臣をして唯々諾々せしめ得べきか十餘年の勤勉攻究たゞ自己を信するに如かず制度を改定し典章を完備し祖業を繼述して範を子孫に垂るゝはたゞ自己の一身にその人あるを見る親政獨裁の旨はかくして近義に通せられたるなり。

親政の旨を報じてより間もなく公は若年寄を置いて主として事務傳達の任

に當らしむ單に行政の敏活を計らんが爲なるべしといへどもまた以て年寄の權を殺ぐに力ありしなるべしそのほかにはさしたることもなくてこの年は參觀の途に上られしが翌寛文十年五月入部せられて息を休むるほどもなく政綱を記して老臣奥村庸禮に賜ひぬ庸禮人となり忠直にして學を好み老臣のうち今枝近義と共に最も公の信任を受けたり公の記して示すところすべて十八箇條職制につき老人の扶養貧民の救恤などの民政につきまた武備につきて大綱を擧げたるものとす第九圖は即ちこの政綱を示せる公が親筆の書なり尋でまた服務規律の頒布あり從來年寄が大事を決するには迭にその私第に會してこれを議し議畢れば則ち饗膳に就くその會日の如きも一月のうち僅かに兩三回に過ぎざりしにこゝに至りて規律を立て年寄以下の勤務の時間を定め日々定刻に參廳してその職につき更に定刻に至らずんば退出を聽さず休日もまた一月五回に越えざらしむかく諸臣を督勵すると共に己は固より逸豫することなく夙に起き遅く寝ね爲すところ思ふところ治國安民の策にあらざるはなし。

のもありしが、公は断然として聽かれざりき。
お小屋の落成までや、時日あり、そのまゝに捨て置かば餓孳忽ち途に横はるべし、よりにて郊外野田の地に施行所を構へ、封内極貧の民をこゝに集めて、五月二十五日より六月十五日まで白米の粥を施與す。まづ唐竹にて菱垣を結ひ、惣圍の幅十一間、長さ二百四十間、そのうちに大釜三十を据ゑ、水溜桶五十を置き、粥を煮る湯氣は山たち出づる雲の如く、こぞりよる貧民は蟻の甘きにつくに似たり。算用場奉行一人、町奉行一人、晝夜交代してこれを掌り、小將横目、徒横目、郡奉行等これに副ひ、金澤町年寄、肝煮はしり、封内の十村まで悉く出張し、足輕千餘人を役して施行に従事すれば、公は屢侍臣を遣はしてその状況を視察せしむ。かくして初日に施すところ四十二石、假に一人一食の量白米一合を率とし、一日三回これを受けたりとせば、こゝに集まれる貧民の數凡そ一萬四千人なるべし。公一々その戸籍を檢勘せしめ、そのうち業に就きて計を立つるを得べきものは、町年寄、十村等に付して保護せしめ、孤獨疾病頼るところなきものは、收めてお小屋に入らしむ。

お小屋は六月二十二日に至りて開けたり。その位置、郊外笠舞の邊にありて、地を劃すること約六千歩、垣を以て圍みたる中に、横二間、縦二十間の小屋四十五棟を建てたり。はじめて收容したる貧民は千七百五十三人なりきといへば、一棟四十坪に約四十人の割なり。爾來、人數は年によりて増減あり。收容せられたるもの、食料は、一人一日の飯米、男は三合、女は二合、兒童は齡に準じて等差あり。病人は男五合、女二合半以上、もとより多く喰へとはあらで、藥餌の料にとてなるべし。その他、人毎に鹽一勺半、味噌二勺半、薪二百目、冬は二百五十目を給し、衣服は季に従ひて太布帷子、木綿袴、古綿入各一枚を授く。他國の旅人の途に病みたる、貧民の流浪したるものは、等しくまたお小屋に收容し、給するところの食量殆ど領民に倍し、待遇の法甚だ厚し。出で去るものは、衣服行具を與へ、屢の旅費をさへ添へ、かつ人をして領外に送らしむ。小屋内の貧民は男女その房を別にし、病者には看護人を附し、小屋附の醫師をしてこれを治療せしめ、發狂者は檻房に收む。懲罰の法、防火の制等、諸般の規律整然として備はれり。小屋内の貧民の老幼痲疾役に堪へざるものはせん方なし、力よく勞に堪ふる

ものは、皆その適するところの業を授けて、徒食懶眠の弊を防がしむ。工作の種類は人によりて異なれども、賤人多くは技術に習はず、藁繩、草履、たわし、苧がせの如き簡單なるものを作りて、自らこれを城下に行商す。中にも草履はお小屋草履といひて世に知られたり。しかれども時には高等の業に熟達せるものもあり、刀鍛治清光の如きは、その尤なるものなり。清光通稱長兵衛、初代藤島友重以後、六代相傳の名工にして、手腕もとより凡ならず。鍛ふところの刀劍鞘を離れて、紫電一閃、肝膽忽ち寒しといへども、かゝるものにより易き癖として、職に勵まず。生計の途を知らず、いたく困窮してお小屋に入る。公これを憐み、特にその父子三人に各、米七合五勺を賜ひ、別にその妻及び幼兒に物を與へ、薪炭等を給して業を執らしめらる。世人が非人清光と稱してその作を珍重するもの即ちこれなり。さてこの六世清光以下、七世、八世、及び八世の子長兵衛に至るまで皆お小屋にありて刀劍を鍛ひ、資を得れば出で、家を構へ、窮すればまた歸り來れり。お小屋にてはたゞに職を授くるのみならず、また五文錢、十文錢等の貯蓄の制あり、目ざましき効果はいくばくもなく顯はれ、諸國これを喧傳して、加

賀には乞食一人もなしといふ、获生徂來またこれを開き、眞に仁政なりと讃したりき。

長坂新村と
端新村

貧民をお小屋に收むるは、一生をこゝに終へしめんとにはあらず、一旦の急を救ひ、後の生計を立てしめんが爲なり。中には自ら産業を營みて辭し去るもあり、縁故あるものについて引き取らるゝもあり、奴婢を求むるものに預けらるるもあり、されど公はこれらを以て足れりとせず、お小屋創設の後一年、收容の貧民に資財器具を給與して、長坂新村を開かしむ。村は鬱蒼たる野田山の麓、高燥の地を占め、配分せられたる男女こゝに耒鋤を執りて、新田を開墾せり。その後毎年、藩末に至るまで、村民メツバ祭といふを行ふ、メツバは乞丐の携ふる飯鉢にして、即ちこの祭は懷舊感恩の意を表するものなり。この一村の新設より一年を隔て、公更に小屋内の里子を移して、潟端新村を開かしむ。里子は幕府にはゆるる上り者とも類を異にし、奴婢の逃亡を謀るもの、農夫の樹木を盗むもの、無宿浮浪の徒などを處分する徒刑の一種にして、その罪追放よりも軽く、築堤架橋等の土工に従事して給料を受く。定檢地奉行配下の足輕に命じて、こ

長氏の内訌と
改作の完成

れを監し、家あるものは家に居り、宿なきものはお小屋のあきたる處に棲ましむ。公はこの里子を用ひて、今また一村を置かれしなり。村は茫々たる河北潟の東濱に臨んで、津幡驛に近し。公この秋この邊に獵し、湖涯蘆荻茂りて水最も淺ければ、埋めて耕地を得べしと信じ、さてしも百姓伊兵衛とて材幹ありて農事に精しきものを擧げ、助手數人と共に里子を督して拓地の事に當らしめらる。計畫圖に當り、一年にして四十餘石の田を得、なほ年を逐うて新開の地を増し、後には附近の地に七ツ屋の支村を開くに至れり。稻田畔を列ね、禾穀穰々として熟すれば、潟端新の村民は鼓腹して相慶し、公の生祠を建て、その徳を頌し、公薨じて後は、毎年その忌日を以てお小屋祭を行うて今に渝らすとぞ。

お小屋の開設に續いて公の斷行せられたる、事業を改作の完成とす。改作はもとより公に始まりしにあらず、公が九歳の時、祖父老公はじめてこれを白山下の僻地に試み、漸次諸郡に及ぼし、七年を経て終へられしことは、既に前に述べたり。たゞ富山、大聖寺兩支封と長氏の采邑とは、憚るところありて老公も遂に手を着けらるゝことなくして止みぬ。老公薨じて後、萬治三年、公が十八歳の時、

富山、大聖寺二藩の替地を行ふに際して、その舊領地に改作を施し、今は長氏の采邑の残れるのみ、されど長氏は久しく能登に雄視し、隱然として獨立の侯伯の觀あるものなり、その由緒を原ぬるに、先祖は治承の頃、以仁王に隸きて大剛の譽高かりし長谷部信連なり、力盡き捕へられて信連は流罪に處せられしが、源頼朝幕府を開くに及びて、徵されて能登國能登郡の地頭となり、子孫代々穴水の城に據る。二十世の後、連龍はじめて前田家に屬して、鹿島半郡三萬二千石を賜はり、その子好連に至りて千石を増さる。好連の弟連頼兄に繼いで立ちて、利常公の養女に尙し、年寄の重職に居る。かくも由緒正しく、四百八十年ばかり連綿たる土着の豪族なれば、漫に事を處せば噬臍の悔あるべし。さきに老公その采邑の改作を試みんとせられしかども、長氏の臣の抗訴するによりてこれを停止せられしこともありき。

こゝに浦野孫右衛門といへるは、代々長家に仕へて功勞あり、老臣として勢ある者なりけるが、新に連頼に登庸せられたる出頭人と相善からず、連頼かねて思ふやう、領内の田地昔のまゝにして檢地したることなければ、石高よりも實收は遙かに多かるべし、いでや竿うち入れて士民が私利の作毛を檢めくれんとて、奉行を定めて郡内を巡らしむ。知行主も百姓も大に驚き、かくてはわれわれが困窮の基なり、是非に及ばず訴訟せんとて、金澤に向ふもの前後相踵ぐにぞ、長家よりは人數を繰り出し、高松、今濱邊にくひとめて、能州へ追ひ返す。孫右衛門も、檢地にあひては一族の破滅この時なり、主君をそゝのかす出頭人どもを斥けずんば、主家の安危また計りがたしと思ひて、一味の輩と黨を結び、連頼の嫡子元連に便りて嗽訴に及ぶ。これより家中二派に分れて紛擾絶えず、一門騒動の由、他國までも夥しく噂しければ、寛文七年、公後見會津侯と謀り、主命に背いて徒黨を組む罪輕からずとて、孫右衛門を自殺せしめ、元連を廢嫡してその子尙連を繼嗣に立てしむ。この機に乗じて長氏の采邑に手を着けなば、改作の完成に最も便宜なるべしといへども、なほ舊家の由緒を重んじ、連龍の老衰を憐みて、これを動かすに忍びず、抑損して時の重ねて來るを待たれけり。かくて數年を経て連頼歿しぬ、時に寛文十一年、恰も人口に膾炙せる伊達騒動の落着せし年なり、公も今はとて長氏の采邑を除き、尙連をして祖父の家を繼

がしめて新たに三萬三千石の地を賜ふ。草高は少しも昔に變らずといへども、新知が改作を経たるところなるを以て、實收は大いに減せしかば、別に尙連の弟連房に千石を賜ひてこれを補はる。さて長氏が從來の采邑鹿島郡五十九箇村の地を收め、改作奉行をしてこれを検査せしめしに、收額殆ど以前に倍す。ここに至りて三州の地改作完く行はれ、農政こゝに統一の功を擧げたり。

高免の廢止

改作完成して租法は備はりたれども、祿制に至りてはなほ公平ならず。既に改作の制立ち、藩士は直接に采邑の百姓に對ひて租税を督促することを得ず、祿米の收納は毎年一定して變ることなくなりたれども、采邑はなほ舊慣によりて諸士の間に配付せられ、諸士はこれより出づる租米を以てその俸祿としたり、いはゆる高免たかめんこれなり。この制によれば、諸士の采邑は地によりて肥瘠を異にし、草高は同じくしても實收に甲乙あるを免れず。まして米質の善惡も運輸の便否も共に諸士の會計に影響すべく、この不公平の存する間は、改作の結果も十分なりといふべからず。その弊を濟はんが爲に、既に利常公薨去の翌年令を發して、祿米の率加賀は平均百分の三十六とし、越中能登は百分の四十一と

し、一定の俸祿に對して兩地納租分配の比率を定む。いはゆる平均免にして、これより給祿の法や、公平なるに至れり。しかれども身分の高下を問はず、治く諸士をこの法の下に律せんことは、權臣の傲れる時、いかでか容易く行はるべき。本多政長をはじめとして高祿の士は概ね采邑を膏腴の地に占めたるが故に、高免によりて租米を收むるは、所得の割合遙かに平均免にまされり。今一朝にしてこれを平均免に改むるは、その實、これらの人に對して減祿の制を布くに異ならず、反抗の聲或は老臣の間に起らん。公深くこゝに慮るところあり。妄にその實施を急がず、藩士が家督相續の機を待つて高免を廢し、子弟を分祿して、一家の人々に不満の念なからしむ。その第一着手は、延寶八年、横山忠次が死去の際にあり。忠次の家祿二萬七千石は相違なく、嗣子康位に授けられしかども、高免を平均免に改められしかば、實收は從來よりも四千五百石を減じたるを以て、更に三千石を康位に加へ、千五百石をその弟任風に賜ひてこの不足を補はる。かくして本多、奥村等の重臣をも漸次平均免に歸せしめ、これがために不足せる祿高は子弟に授けて別家を起さしむ。知るべし、公が毫も收斂を逞し

くして家士を苦しむるものにあらざることを、改作の法もこの平均免の制を待つて始めて効果を全くし、田租秩祿整然として統一あり、村々により身分によりて等を異にすることなく、武士農民ともに洋々の化に霑へり、この平均免實行のことはやゝ後にわたりたることながら、改作の完成を述ぶる序なれば、こゝに記しつ。

城尾屋事件

親政後の公が第三の善政は、士風の戒飭とこれに伴へる貸銀の執行にして、いはゆる城尾屋事件を近因として、かねてより慮れる企畫を實行したるものなり。さて長氏の舊領を收めて改作の完成に力むるほどに、年も暮れて公は三十歳となられぬ。この年は室新助とて十四歳の童の聰明にして學問をよくするを小坊主に召しかゝへ、軍令を定め、またよりく桑華字苑の編輯に筆をつけなどするうちに師走になりて、會津老公卒せられぬと聞えけり。久しき扶翼の恩の今更に身に沁みて、悲しき北國の春を迎ふれば、今年は改元ありて延寶とぞいふなる。その元年もいつしか十二月になりて、はやめでたき歳を迎へんと指折るほどになりて、城尾屋事件は破裂したり。

事件の詳細は知り難けれども、その頃金澤南町の町人に城尾屋惣右衛門といふ盲人あり、酒色博奕に耽り、人を唆し黨を語らひて亂行を勤むるに、藩士の子弟の血氣未だ定まらざるが、その誘惑にあひて悪事に引き入れらるゝもの少からず、罪過遂に露はれければ、捕へられぬ前にとて、惣右衛門は一味の若侍と共に東海道さして駆落す。若侍のうちには御小將組鶴見勘左衛門の子文内、同脇葉權右衛門の子傳右衛門など重悪のものなり。文内の弟三丞兄の不埒を悔しく思ひ、跡追つかけて三河の池鯉鮒にて惣右衛門を討ち取りぬ。なほく兄の行方を慕ひゆきしに、しるべやありけん、遙々と會津領まで逃げゆきたるを、やうく見出し、深く出で、罪に服したまへと涙ながらに説き勸むるに、文内も感解け、法體になりて歸りしかど、なほ許されずして切害せられぬ。傳右衛門は江戸にて刎首にあひ、その弟小野小右衛門は切腹、ほかに數人の若侍も切腹、或は流罪を命せられ、權右衛門は能州八島に流罪、勘左衛門は三丞の功をおぼしめしたるにや、逼塞、その他の親々も閉門に處せられぬ。鞘師長右衛門といへる町人も惣右衛門の同類にやありけん、獄門にかゝり、その二人の子は切害せ

士風の戒勸

られ、卯辰善行寺の住職は一時傳右衛門をかくまへりといふを以て追放せられぬ。これこの事件の大略なり。

城尾屋事件の起れる時は、公參親して金澤にあらず、老臣等始末を具して江戸に上申し、公の指揮に従ひて隨時の處分をなす。その上申の狀に意見を述べて曰く、今度のこと前代未聞の兇惡なり、手を盡して檢案し、懲戒の實を擧ぐべしと、公の意は、士風頹蕩の由つて來るところを察し、その根柢を突いて病根を除き去らば、源澄んで流おのづから清かるべし。當面の事件はむしろ末のみ、思ふに、方今重職にあるもの品行漸く紊れて、衆を率ゐるに足らず、子弟が誘惑の淵に陥るも何ぞ怪しむに足らんやといふにありて、この旨を以て老臣を諭されぬ。かくて延寶二年入部の後、罪人の處刑も終りしが、なほ諸士のうちには失行あるものあり、公歎じていふ、公義の聞え、世人の取沙汰みなこれ國守たるもの咎、不肖にしてわれに徳なく、道を失うてこゝに至れること、遺恨千萬なりと、乃ち十月四日、更に書を老臣に賜ひ、われら並びに年寄が行跡を正しくすることこそ、家中風俗の改まるべき根本義なれ、汝等深く自ら顧み、かつ諸士の教養

を以て第一に念頭に置くべしと諭し、併せて治務の要件を示し、國の爲に身を忘れ、毀譽に拘はらずして義理に隨ひ、彼此心底を傾け盡して事を行ふを以て、政治の要訣とす。慎んでこの覺悟を忘るゝこと勿れと告ぐ。ついで十二月二十七日に至り、組頭に對して九條の目を授け、嚴にその操行に注意せらる。その要に曰く、組頭は諸士の上に立ちて統率の任に當るもの、その一言一行は直ちに組々の風俗に影響せん。その責の重きを思うて、私の榮耀を希はず、ひたすら職務に勵むべし。無用の器物を遊び、宴樂遊興を事とし、特に好色嬉行そのほか侍に似合はざる振舞をなすは曲事たりと。

驕奢放逸の風の増長せることは、もとより金澤のみにあらず、京、大阪、江戸の三箇津において最も甚し。時に偃武の後、凡そ五十年、戰國往來の老人多くは既に世にあらず、親も子も泰平のうちにて育ちて、物の具槍長刀も書院の飾とのみ見れば、勤儉の風はおのづからうせ、珍羞綺羅競うてやまず。物産盛んに通じ、土木頻りに起れば、工商の徒従うて富を重ね、中に機智あるものは、一舉手に千金を攫むものあり、得るに易ければ散ずるも早く、寛闊豪興目を驚かすを羨

みまなぶ世の習風、靡き響に應ずる一般風俗の贅澤も想ひやるべし。京の石垣茶屋といふは、賀茂川に臨み、東山に對ひて建て、壁は金襴純子にて張り、床は天鷲絨を以て包み、玻璃の障子に四方を見すかし、同じ玻璃の天井に水を湛へて金魚を放ち、佳肴美味を揃へて美人の配膳するほどに、貴人も富人も金次第の遊宴、いと々放埒なることのみ多かりきと傳ふるも、この頃のことなるべし。質素の風はうせ、衣食住ともに昔に變りて奢りゆけば、俸祿のみ父祖のまゝに傳へたる武士の、いかでか困窮せざるべき。器具を賣り、金銀を借り、士節を折つて逸樂に荒み、四民の第一、世間の模範と仰がれし身分も十露盤はじいて算勘の立たざるに悩み、額を撫で、町人に阿附し、武士道地を掃ひて濫行失態、遙かに矩度を外れたり。この風三府を先として次第に地方に移り、北陸淳樸の城下も遂にこの度の如き騒動を引き起すに至れるなり。

貸銀の執行

公謂へらく、士風の頹廢は修養の足らずして意氣の懦弱なるに基く、これを戒飭するは當然の策なれども、家計の窮迫を濟はずんば、百千の戒飭も竟に效を得がたし、衣食足つて則ち禮節を知る、今諸士の情態を察するに、負債を重ねて

これが爲に腐心するもの多し、豈鎧馬兵仗を備ふるに暇あらんや、恒心あらしめんと欲せば、まづ恒産あらしむべしと、よりてその負債の額を録上せしめ、公銀を貸してこれを償はしめんとす。そもく、貸銀の事は敢てこの時に始まりしにあらず、公が襲封の後、これを行ふこと既に三回に及べり。第一は利常公が後見の時なり。第二は公が二十歳の時にして、初度入部の翌年なれば、在國中諸士の窮狀を視、年少氣銳、直ちにこれを斷行せられしなるべし。その翌々年、更に第三回の貸銀をなし、中には貸與の額殆ど歳祿の二倍に及ぶもあり、恩貸の饒かなること他國に類を見ず。それより年を経ること十年、城尾屋事件の起るに及びて、諸士の窮乏また甚しきを思ひ、組頭を諭すと共に銀子をこれに交付して、配下の救助に宛てしむ。されど一時彌縫の方便は常に公の取らざるところにして、更に根本より生計の難を除き去らしめんとし、こゝに組頭をして諸士が負債の實況を査覈せしめられしなり。

報告の上申せられしを見れば、負債の總額は三十餘萬兩に達し、國帑の豫備金も僅かにその一半を辦するに過ぎず。執政の老臣は元來貸銀を喜ばざるに、こ

の報を得ては愈、公の處置を否とす。その言に曰く、先年來再三の貸銀の結果を見るに、諸士恩に馴れて勤儉に復らず、幾ほどもなくして負債を起すこと舊の如く、更に仁政の效なし。如かじ、年々俸祿の一部を割き、この除知を以て漸次負債を償却せしめんにはと、公曰く、除知も貸銀も所詮は儉約の一に歸す、儉約行はれずんば、二者ともに用をなさず、恩にあまへて反省することなきが如き弊は、あくまで矯めざるべからずといへども、振肅法を得ば、功を擧ぐることに、除知と貸銀と併せ行ふを以て第一とす。利息高き負債を除知によりて償却しゆくとも、年を経ること久しうして、情氣おのづから生せん。むしろ貸銀を以て一時に償却を終へ、更に除知によりてこの貸銀を償はしめば、利率低くして、閏年短く、諸士心にいさみを覺えて、嚴かに儉約を守り、士氣の振作年を期して見るべきなりと。

當時執政の職にありしは本多政長、奥村庸禮、前田孝貞、横山忠次の四人にして、いづれも非凡の士なるに、また公より長すること十數歳、公の幼時より國政に參與して治務に練達せり。今や貸銀について公と意見相合はず、言を陳ねてその不可を説く、公自ら信するところあり、毫もこれに屈せず、論難往復三年に互り、老臣遂に辭屈して請書を奉る。その中に曰く、儉約の制は尋常の法を以ては行はれ難し、願はくは公自ら組頭以下を指揮して、施設の責に任じたまはんとをと、事愈、決し、延寶五年正月、貸銀許可の令を布き、これを請ふものは家計の緩急、所要の多寡を計りてその額を定む、國幣の豫備金を以てその資に充て、不足の分は債を領内と京都とに募りて、諸士の負債を辦償せしむ。返済の期限は十五年間とし、毎年除知をなしてこれを償ふべき定なり。世にこれを巳の年の大借銀と稱す。

恩威兼ね行はるゝにあらずんば、士風の振興は望み得べからず、公は貸銀を執行して、治く諸士の窮乏を救ふと共に、家計のあまりに紊亂して、一家を立つるに堪へざるものはこれを處罰せらる。或は奉公に差支ありとて班位を降されしもあり、さるが中に佐々主殿とて千石の士ありけるが、窘窮ことに甚しく、屋根朽つれども修復もならず、室内に傘をさして雨を防げり。愈、貸銀を行はるとて、その所要を計上せしむるに、千石のうち七百石を借財返辦のために除け、殘

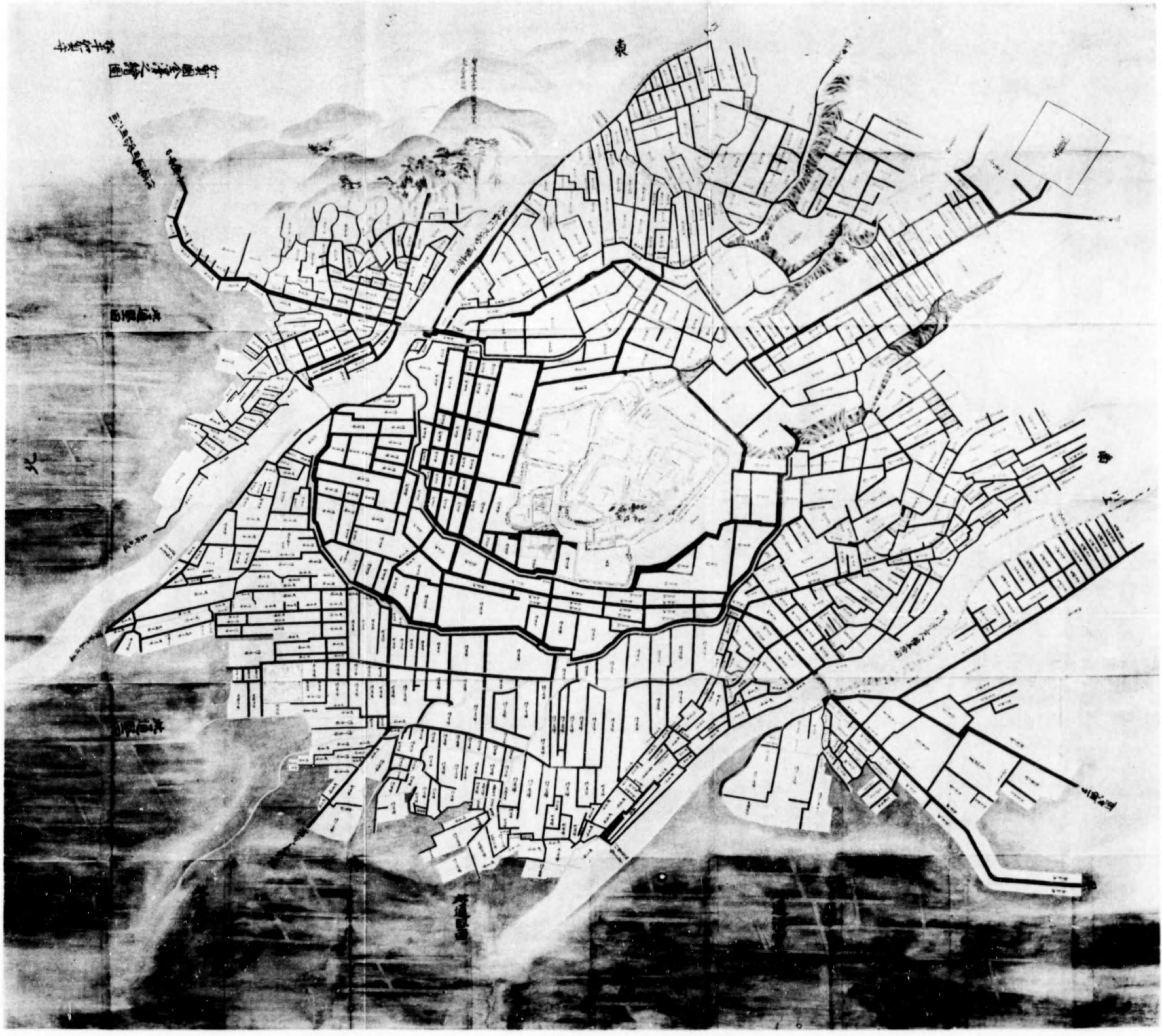
れる三百石を以て日常の生計を立つべしとなり。されど別に秘したる負債もありて、言ふところ實に合はず。組頭より出納の帳簿を徴すれども、翌年の秋に至りても出さず、招けどもまた來らず。公これを聞き、組頭の命にして行はれずんば、諸士の統率いかにして成るべき。士氣の振肅の爲には已むを得ずとし、乃ち主殿に切腹を命せらる。死後その家財を検するに、土藏のうち兵器美々しく相列ね、具足は、自分のもの、家來のものにも、みな五兩づゝの金子を添へたるにぞ、さすがに不所存者も、武士の性根は失はざりけりと、世の人語り傳へて惜みけりとかや。

種々の施設

大勢の趨くところ、華奢輕靡風を成せる時、貸銀の執行が遺憾なく効果を收めたりとはいひ難けれども、諸士の間に、家計を回復して、風儀を刷新したるもの少からざりしことは、疑ふべからず。かくして親政以後十年に満たずして、公は三大事を決行せられたり。要を摘んで三事といへども、公の施設はこれに止まるにあらず。領土の安泰、人心の向上を計つて意を用ふること極めて周到に、種々の方面に互りて策を立てらる。まづ凶歉に當りてお小屋を開かれし時、ひ

きつゝきて領民の九十歳以上になりたるものには、貴賤男女を問はず一人扶持を授けられ、これより貧民救恤と老人扶養とは並び行はれて定制たり。改作完成の後、高免を廢止せられしことも、前に述べたるが如し。次には貸銀についての評議の最中に新番組を置かれぬ。彼は困窮の士の救助にして、此は有爲の才の登庸、甲乙途を異にすれども、士を愛するに至りては即ち一なり。蓋し材幹ある青年がその器を包藏して空しく父兄の俸祿に衣食するは、人生の不平事にして、世間困窮の時に當りては、この恨特に深からざるを得ず。延寶二年、公新番組の創置を老臣に告げ、五年よりその人を選んでこれに任せらる。この職は人持以下、組外以上の子弟の文武の技に熟達せるものより擢用し、人毎に切米三十五俵と七人扶持とを給せらるゝものにして、その祿一代にして止み、敢て子孫に傳ふること能はざれども、俊才の世襲の位置に進むもなきにあらず。知名の士も往々その中より出でたり。このほかにも別途に任用せらるゝものも、た少からず。天和二年に至りては、加領與力の制を設け、小祿の士がその食祿を割いて子弟を分家せしむるに當りて、これに補給せられたり。

公一身を以て諸士の儀表とし、治國濟民の策施さるることなれば、三州大いに治まり、領民その化に浴してこの君の徳を稱へ、金澤城下も年毎に榮えて、土地こそ北にかたよれ、三箇津について年毎に榮えゆきけり、第十圖は松雲公時代の城下の圖なり、かくて三十五歳の時、貸銀執行ありし後は、うちの心を常に急がしけれども、うへにはさしていふべきこともなくして、三十八の年は迎へられしが、運命こゝに移りて、柳營の進止漸く世の耳目をひかんとす。この時期の回轉は實に將軍の代がはりを機として起れり。さても延寶八年四月のはじめより、將軍家綱公こゝち例ならずとてうち臥されけるが、やうく重りゆきて藥の驗も見えず。世繼の君のいまさぬに、萬一大漸のことあらん折は、いかにせんとて、宗室重臣集まりて議し、遂に先將軍の第四子にて當代の異腹の弟におはする館林宰相を猶子に薦めけり。世に傳へけるは、この時、大老酒井忠清は昔鎌倉に親王將軍を戴きし先例に従ひて、有栖川宮をや申し下さましと言ひ出でけるに、老中いづれもその鼻息を仰ぎて、異議を唱ふるものなし。ひとり堀田正俊これを聽かず、正しき血脈の上に英明の聞えある公達のましますもの



第十圖 松雲公時代之金澤城下の圖

をと、詞烈しく論じければ、皆々道理に服して尤もと同す。夜に入りて諸老退出の後、正俊一人の奉書を以て宰相を召すに、何の急事か出て來ぬらんと、吉凶おぼつかなく、取るものも取りあへず登城せられしに、直ちに病牀に召して親しく立嗣の恩命ありけり。五月八日、家綱公遂に薨去あり、時に四十歳、まだ惜しかるべき齡なり。宰相嗣いで立つ、これを五代將軍綱吉公とす。

松雲公は五代將軍に信任せられたり、幕府の政治は概ね譜代大名より選ばれたる老中の掌るところにして、制規儼として存すれば、外様の諸侯が大政に參するを得ざるは當然の分なれども、その他の方面には、公の重んぜられしこと、廻かに他の諸侯に超えたり。これを敬重といひて寵愛といはず、柳澤保明の如きは嬖人として昵愛せられしなり、公は師兄として畏敬せられしなり。何の緣ありてかく畏敬せらるゝに至りしか。集古雜話に「新井筑後殿松雲公に被申上候は、常憲院様上意に、加州家には御厚恩被爲請候。加州家の厚恩に依て、當公方家も御立被成御座候由、上意の由、毎度被申上候云々」と、隱約の辭明かならずといへども、公が綱吉公の冊立を佐けて功ありしが如くにも解せらる。されど樞

機探るに書なく、片言卒かに信すること能はず。しばらくこの一事はさしおいて、五代將軍と松雲公とを比較するに著しき類似あり、爲に相許すに至りしが如し。

綱吉公の初政

家康公以來はじめて正嫡なく、前代の庶弟として入つて將軍職を襲がれし綱吉公は、果していかなる手並やおはすらんと、上下眼を睜りて望みけるに、迅雷忽ち轟いて、げにや新君の伎倆ぞ非凡なりける。そも、酒井忠清はその家累世輔弼の任に當り、その身また門閥を挾んで頻に顯達し、四代將軍が多病の故を以て、大老として天下の萬機を一人に左右して、驕傲のふるまひ多く、諸侯諸士みな下風に趨りてその一顧を得んことを希へば、世に下馬將軍の諱名を得たり。綱吉公立つに及んで、まづこれを屏居せしめ、その推薦の輩をも次第に斥けられしは、承統初頭の快事と稱へらる。尋で越後家訴訟の直裁あり。この家は越後高田二十五萬石を領し、その主は越前參議忠直の長子松平光長にして、父は家康の孫、母は秀忠の女なり。その臣小栗美作好曲にして、おのれの子を主家の養子とせんと計りしより、家人黨を別ちて喧擾やむことなし。この一件は前

代よりの懸案にして、久しくはかゝしき裁決もなく、越後家は家門のうちにも殊に重き家筋なれば、あながちに嚴厲なる處置もなしがたかるべしと、人みな危みけるに、綱吉公一舉して、積年の冤滯を掃ひ、是非を辨析し、封土を沒收して、毫も假借せず、世舉つて烈日秋霜の如き威嚴に驚き畏れけり。

五代將軍はかくの如き英邁峻嚴の性にして、自ら政事に精勵し、併せて老臣が勤務の時間を定め、賞罰を明かにして、必ず規矩を犯さしめず、尤も矯飾を嫌ひて、功過ともにありのまゝにいはざるものは、嚴罰に處す。萬事簡易を欲して、贈遺は常例のものも力めて輕減せしめ、諸大名のつてを求めて老中等に請託するが如きは、斷じて制禁たり。勤儉質素身を以て衆を率ゐ、珍玩奇器を斥けて世間奢侈の風を改めんとし、驕傲度に超ゆるものは、直ちに鐵槌を下すに躊躇せず。寛永寺參詣の時、淺草黒船町の町人六大夫といふもの、家富めるまゝに眼驚かるゝまで、美はしく妻子を着飾らせ、黄金の簾かけわたして行列を拜觀せしを見て、身分を辨へざる横着者として、追放に處し、その家財を籍沒せられぬ。また大傳馬町の丸屋といへるは、開府以來の老舗にて、運輸通商を營み、俚謠にも沖

に見ゆるは丸屋が船か丸にやの字の帆が見ゆるとうたはれける程の名家なり。これは前の事ありてより年過ぎたることなるが、將軍その肆前を過ぎて、世に珍らしき伽羅の香の漏るゝを聞き、丸屋の妻が自讀の名木なる由を知りて、驕奢の次第法外の至とて遠流に處し、資産を沒收せられぬ、すべて前代以來紀綱ゆるみて世風華奢になりゆけるを矯正せんとして、士民の僭越を懲し、名主町代などの雙刀を帯び士分に擬するをも禁ず、當時、人心の優柔に傾くかたはら、また戰國殺伐の餘習も遣り、神祇組、鶴鶴組などいひて、旗本の侍または市井無頼の輩が黨を結び、遊俠を名として、府下を横行し、良民を虐ぐることに頗る政教に害ありとて、貞享三年その徒二百餘人を追捕して魁首十一人を斬らしめられぬ。

松雲公を以て五代將軍に比するに、既に嚴正廉直の性に於て相似、信賞必罰以て衆を御し、儉素を獎めて風俗の頹廢を防ぐなど、その政事に於てまた相通へること多ししかれども、これらは古今の名君賢相に屢見るところの性行にして、これを以て強ちに二公が相引き相親しむ所以なりとは推すべからずたゞ篤學の一事は明かにかの將軍とこの大名とが親交の一大原因なり、綱吉公が深く學問を好み、元祿文教の鬱然として興隆したるも、その獎勵に待つこと多かりしは、人のよく知るところなり、父家光公嘗て綱吉公の生母に對ひ、吾は戰國の餘に生れて専ら武事に力をこめ、統を繼いで讀書の暇もなかりしかば、天下の機務を執りて夙夜心を悩ませども、學問の足らざるを以て事に臨みて、悔恨少からず、この兒聰慧衆に超えたり、教養すべて學問を第一として、年たけて吾と同じ憾を懷かしむること勿れと、母君深くこの辭を服膺して、教ふるに學事を先とせられしかば、綱吉公も幼き頃より早く歴史など諷誦する様常人の及ぶところにあらずりとぞ、松雲公の好學に至つては、寢食を忘るゝばかりなり、父公の性を受けて幼少より讀書に志し、老衰してもなほ手に書卷を捨てず、毎夜深更まで書を繙き、また述作に勤めて、終始一の如く、博識洽聞、専門の學者も舌を卷いて及ばずと歎す、等しく諸臣の上に立つて、しかも好學かくの如し、二公が意氣相投じたるもまた理ならずや。

幸なるかな、林鳳岡あつて二公の手を引いて相握らしめたり。林家はその祖羅山が家康公に聘せられしに起り、爾來、累世幕府に仕へて斯道の覇權を握り、制度の立案、歴史の編纂、外交文書の起稿等その興かるところなり。羅山の子春齋家聲を墜さず、春齋の長子梅洞若くして歿し、次子鳳岡繼いで家學を承けて、一代の碩儒と稱せらる。深く五代將軍の寵任を受け、常に營中に候して講學に侍し、また政機に參し、門下の英才のその薦によつて幕府に仕ふるもの、諸藩に侍さるゝものも共に少からず。前田家また代々林家に對して師賓の禮を執りて、俸米を贈り、音問を闕くことなし。鳳岡は松雲公より少きこと一歳、父祖に同じく公の門に出入して、席を並べ書を読み、懇睦の情年を経て愈、密に、公の鳳岡の爲に計ること篤ければ、鳳岡もまた公の爲に盡さるることなし。かくの如く、鳳岡は彼方にも此方にも敬信せられたるもの、この良媒ありて紹介の勞を執る、二公が學を談じかたはら政に及びて、互に相見ることの遲きを憾まれたること、想見するに堪へたり。

天和二年四月には、水戸侯の賓師朱舜水歿し、九月には嘗て會津侯に聘せられ

し山崎闇齋も歿して、宿儒凋落の歎ありしが、七月にはわが藩の儒士木下順庵辟されて幕府に仕へたり。順庵は四十歳にして公の聘に應じ、公の若き時よりその教授に従ひて今に二十三年、半生の精力公の爲に盡きぬ。今にしてこれを失ふは、公に於ても師弟の情まさに忍ぶべからず。されど學問を以て幕府に仕ふる大家は、當時林家のほかには人見友元あれども、年老いて才高からず、この時、順庵濟々たる門下を率ゐて、卓然として海内に重きをなす。將軍の望を囑するや、蓋し深かるべし。小にしては順庵のため、大にしては天下文教のため、これを進むるはわが道なりとは、按ずるに公が意なるべし。かくして順庵は出で仕へて、年祿三百俵を賜はる。公の給せしは祿高二百石のほか、大阪着米四百俵なりしことを思へば、今立身したりとはいへ、家計は反つて窮迫せざるを得ず。公乃ち毎年五十人扶持になほ百兩を添へて贈與し、尋で順庵の次子寅亮をしてわが家に仕へしむ。こゝに鉅儒二人ともに幕府に立ちぬ。屢、その口に上るは公の推讚なるべし。將軍の畏敬も謂れあるなり。

二公の學を好むや、詩文の技は強ちに心を用ひず、洛閩の學を信じて經義を講

じ、最も大學の類を重んじて、己に實踐し、臣民に及ぼし、以て風を移し俗を易へんとす。従うて孝行を重んずること頗る著し。五代將軍承統のはじめ、駿河の農民五郎右衛門が孝悌の行篤く、己の儲蓄を散じて近郷を賑救する由聞えしかば、朱印を賜ひて永くその賦稅徭役を免じ、鳳岡をしてその傳記を作りて刊行せしめらる。これ江戸幕府が孝子節婦旌表の始なり。綱吉公また祖先を祭る前夕には、夜もすがら孝經を誦して、假寢だにせず。生母桂昌院に對しては、孝養至らざることなく、日毎に近臣を遣はして起居を問ひ、政務の暇には自ら往きて、晝をかき能樂を舞ひなどしてその心を慰め、本丸に迎ふる時は親しく供膳に侍し、すべて調度采帛何くれとなく贈りて足らざらんことを憂へ、寺院の修築、寺領の寄進など望まるゝことは力めてその意に従はる。松雲公が追遠の志の篤きも特筆に値すべし。たゞその兩親は、三歳に満たずしてひとりうせ、十五歳にならぬにまたひとり逝かれぬ。枝の静まらんことを思へども、風の暴きを如何慕へども親は歸らず。將軍が心を盡して生母に孝養せらるゝを見ては、欽羨の情千萬無量なるべし。二公の孝心かくの如くなれども、これが同情の基とな

桂昌院

りて、親交の情を篤くせりや否やは重きを置くところにあらず、わが言はんとするは、松雲公と綱吉公の生母桂昌院との關係なり。

桂昌院は二條關白光平公の家司本莊太郎兵衛の猶子にして、實は京堀川の八百屋仁左衛門といふものゝ女なり。太郎兵衛前妻に二女、一男あり、後妻は仁左衛門の寡婦が二人の女をつれて賄奉公に來りしを妻としたるものにして、のち一男を生めり。二人の連子の妹女はお玉といひて即ち桂昌院なり。こゝに三代將軍の時、その側室にお萬の方といへるは六條宰相有純卿の女にして、はじめ伊勢内宮に事ふる慶光院比丘尼なりしが、春日局の指圖によりて還俗し、將軍家に召されて、勢後宮に冠たり。太郎兵衛の女お玉はこれを便りて江戸に來り、また春日局の世話により、秋野といひて將軍の側に侍れり。しかるに測らずも御子徳松君を生み、この君長じて館林宰相といはれ、更に五代の大統を承けられしかば、秋野も今は將軍家の母堂桂昌院と仰がれて、げにや女は氏なくして玉の輿、昔の八百屋の小娘も貞享二年には從三位となり、降りて元祿十五年には從一位の尼公と、人のゆくべき極位にこそは進みけれ。固より一世の女傑

といふ程にはあらざりけれど、綱吉公教養の功も少からず、あくまでその子の尊敬を受けたれば、言ふこと思ふこと行はれざるはなし。一族親類悉くその縁によりて取り立てられたるが中に、母を同じくせる弟のもと二郎吉といへるは、本莊因幡守宗資と名のり、常州笠間七萬石の城主として二本道具をうち振りぬ、めでたかりし一門の侍かな。

桂昌院が深く松雲公を尊びたる由はその書簡に見ゆ。天和二年、岡山局に與へて旨を公に傳へしめたる書に、前年來公の首尾めでたきことを賀し、みづから密かに取りなしたることをも述べて、さて曰く「昔の御事ども度々申出し、御噂申候時分も、上様よく思召され候やうの御挨拶にて、よろこび申候。我々いか程申候とても、よからぬと思召され候へば、中々御承引も候まじきが、加賀守様よろづ残る所も御座なされ候はぬ故と、感じ悦まらせ候」と。また曰く「我々かやうに御大切に存候とは、あなたはしろしめされ候まじく候、ひとへに大猷院様御大事がりられ候。清泰院様の御子様と申、又は我身御事は別して御由緒も御座候。今日の上うへへの御奉公かたぐいに御大事くと存候」と。清泰院は

公の母にして家光公に鍾愛せられ、公も母に伴ひて屢、登城して、將軍の膝下に嬉遊し、桂昌院は始終その座にありてこれを目撃したるに、近頃は牧野堀田などの老臣さへ昔を知らず、いつしか公を竝々の外様大名の如くよそしく扱はるゝを、桂昌院の深く遺憾としたるは、院が他の書簡に明かなり、別にその一書の中に「加賀守様へは御筋目候へば、御機嫌もうかひ申候はづのわれわれにて候へ共、ひつそく致候て、いづかたへも御おとづれ申さず候へば、遠慮いたし、物しらすのやうに成申候御事、本意ならずぞんじ候」といひ、次に「公方様にも御しよざいになかく、覺しめし候御やうだいに候はぬまゝ、御心やすく覺しめし、せつかく御機嫌よくあそばされ候、幾久しく御うしろみあそばし候やうにと、念じ候」といひ、また「我身こと御ぞんじのごとく、姉事清泰院様へ幼少より御奉公申しあげ候筋目、その外にも御筋目御座候故、御たいせつにぞんじ候」といへり。院が懇款の情はげに竝々にはあらざりけり。この母にしてこの子あり、母おもひの將軍が公に對する親和敬重も、更に謂れあるなり。

綱吉公は徳川氏の五代、公は前田氏の五代、その始祖を原ぬれば、東照宮の機略

縦横、高德公の誠懇一貫、各自器を異にすれども、一世の雄たるは二人相同じ、二代は共に穩和守成の人、三代はいづれも豪邁にして卓犖、四代は將軍の虛弱と光高公の勇健と差別あれども、享壽みな高からず、五代に至つて承統遙かに時を異にしたるが、齡の相違は四歳に過ぎず、嚴明の性を以て銳意治に當り、好學の資も同じきに、また彼此の交を密ならしむべき關係もあり、一は陽に、一は陰に、相輔けて立ち、文教ために雍々たり、熙々たり、公が得意の時代は蓋しこれより來る。

天和三年七月二十五日、武家法度の發布ありし時、大廣間に出で、諸大名に拜謁仰せつけらるゝ前に、まづ三家及び甲府宰相綱豊御座所に參りて賀詞を述べ、引き續きて加賀守ひとり拜謁せり、これさへ御覺えのめでたきこと、沙汰しあへるに、同九月四日には二の丸にて猿樂の催あり、三家、甲府宰相、松平加賀守綱紀、保科肥後守正容、松平讃岐守頼常、その他老中、若年寄、譜代衆、大目付、近習の輩に拜觀を許され、終りて三家、甲府家と同席にて綱紀に饗膳を賜ふ、公深く待遇の篤きに満足し、次の日、在府の老臣、奥村庸禮以下頭役以上を招きて酒宴

營中の能樂

を開き、御前の首尾を披露せられぬ、元來、能樂は五代將軍の深く嗜むところ、屢、營中にこれを張行して、母公以下とともに賞覽し、朝紳來府の折などまたその演奏を以て饗應の要儀とす、上好めば下座き、笛の音、鼓の響は朗々たる吟聲に交りて、こゝかしこに相應じ、流行一時の盛を極む、綱吉公が吉事に當りて舉行せしは、これより前にも折々あることなりしが、不時に親藩等を召して共にその樂を覽たるは、この度をはじめとし、公またその寵恩を被りて面目を施されしなり。

公の改名

次の年貞享元年になりぬれば、公はや四十二歳なり、その名の綱利は、幼き時元服の際、將軍の偏諱を賜はり、下の一字は藩祖の偏諱を取りたるものながら、長じて後意に満たざりしかば、今この四十二の厄年を機として、正月元日、綱紀と改められぬ、これは林鳳岡をして數種の名を考定せしめて、そのうちより二つを選び、更に朱舜水に質して決したるもの、紀綱の振張に志せる公の志はおのづからその中に現はれたり、その年八月には、當時勢力赫々たる大老堀田正俊が殿中にて若年寄稻葉正休に殺されしこと、惜み思はれぬにはあらねども、さ

りとして公の榮達には何の關係もなくしてめでたく過ぎ、次の年十月九日には二の丸にてまた猿樂の陪觀ありなどして、この年をも送れば、貞享も三年になりぬ。閏三月二十一日、綱吉公更に二の丸に於て猿樂の遊あり、親ら立つて邯鄲橋辨慶、猩々亂を舞ふ。從來の例、營中の能樂もはじめは五座の能役者に演奏せしむるばかりなりしに、漸う興趣の湧くに從ひて、諸侯をして舞臺に立たしめ、時に自ら試みらるゝこともありしが、三家以下の諸侯諸臣を召してわが演技を覽せられしは、これを始とす。尋で四月三日、家門及び加賀守綱紀を二の丸に召して、各自猿樂を演せしめ、將軍は日光門主、眞法親王、傳法院宣存、及び家門の執事等を陪せしめて、これを覽る。番組は羽衣、櫻川、江口、春日龍神、龍田、海士、杜若、小鍛冶の順序にて、尾州光友は江口、その子綱誠は杜若、紀州光貞は龍田、その子綱教は羽衣、水戸光圀は海士、その子綱條は小鍛冶、甲府綱豊は春日龍神、加州綱紀は櫻川、各諸家の大夫を脇として、仕手の役を務む。かの海底に飛びいれば、空は一つに雲の波、煙の波を凌ぎつゝ、海漫々と分け入りて、直下を見れども底もなく、地に伴へる西山公の舞は勇ましく、いづれも白妙の花も櫻も、雪も波

も皆がらにすくひあつめもちたれども、これは木々の花まことはわが尋ぬる櫻子ぞ戀しき、わが櫻子ぞ戀しきと親の情を謠ふ松雲公のさす手ひく手やいと細やかなりけらし。これより後元祿十五年に至るまで、公が營中の能樂に參すること、殆ど年毎に一回或は數回、また將軍と相並んでその技を演せしもの公の如きは、三家以下諸侯伯に類例を見ず、學問の激勵と能樂の推獎とに力を致せるは、實に二公が二特色なり。

一柳直興の宥免

五代將軍の恩眷のかゝりてより、前田家は昇る朝日と輝き、餘光は曳いて召し預けられたる一柳監物の上に及び、監物直興が預けられしより星霜はや十二年、過ありてとはいへ、封土を失ひて幽閉のいましめ厳しく、變りはてたる運命に服して、金澤郊外のわびすまひに淋しくくらすなる身の上を、公は深くあはれに思ひ、せめては監禁のゆりなんことをと、より／＼工夫を運らされたれども、四代將軍の世には遂に本意を達せられず。綱吉公の立たるゝに及び、老中戸田忠昌に周旋を請ひしに、あの不屈者をとて、なか／＼口出しするやうにも見えざれども、なほ屈することなく、或は輪王寺宮の特旨を仰ぎ、或は將軍が

特別の信任ある側用人牧野成貞に依頼し、百方奔走したる末、やう／＼貞享三年六月、解禁の命は下りぬ。わが事のやうに喜び、公は直ちにこれを直興に報じ、太刀、馬代、單帷子等を贈りて賀意を表せらる。直興深く高誼に感じて、その冬金澤城内に來り、公に面謁して謝辭を述べ、六十餘歳の老翁幽鬱の思や重なりけん、眼も盲ひて立居不自由なれども、さすがに舉止端正にして、饗宴の間にも品格を損ふことなかりき。その後元祿十五年、七十八歳にして病死せしかば、公禮を厚くして高巖寺に葬り、遺志に従ひてその舊臣を祿せられぬ。

役料の制定

公の名漸く藩外に知られ、江戸表の評判も高くなりしこと、前に述べたるが如くなれども、概括していへば、この中年前期は専ら内治に苦心して、政績を挙げられし時代なり。蓋し國家の政治は必ずや人才の任用に待つ、賢愚明かに黜陟正しからずんば、吏務の敏活竟に望みがたし。しかるに幕府時代における階級制の弊は、俸祿を世襲して歴世變らざるにあり、俸祿によりて職分も分れて、小祿の者は有爲の才も施すに所なし、よしやこれを擢用して大役に就かしむとも、大役にはそれだけの費用を要するに、家祿はこの費用を償はず、如何して職

務を全うすべき、これを濟はんが爲に、世祿を増し、その高定まれる采地を分ちて、代る／＼任に就く者に與へゆかんは、有限を以て無限に供ふるなり。されど世襲制の破却は當時の人の思ひよるところにあらず、そのまゝを保守すれば、執務の圓滑を得ず、これ統治者が解決に悩みしところなり。公またこの解決に心を傾けて、貞享三年六月、役料を定め、小祿のものも大役に就けて自在に吏務を行はしめんが爲に、役料の高を定めてその役に附し、地位の低き役には馬飼料を附す。かくて組頭は平士の俊秀なるものを抜擢して用ひ、一二百石の士もまた五百石、千石相當の地位に伍することを得しめ、平士が進達の途こゝに開けたり。但し役料は敢て公に始まりしにはあらず、わが藩既に例あり、幕府諸侯にもその類を見しことなるが、公がこれを擴張して、俊秀の才をして肩を開かしめたるは、特に注意を要す。

職制の改革

役料の更定と前後して職制の改革あり。いふまでもなく政務の遂行にはまづ機關を整備せざるべからず。上下左右その職務を明かにし、相別れ相待つて責任を盡して、はじめて燦然たる典章の光華を見ん。公常に職制の整頓に思を運

らして、苦心慘澹たり。その親政後の施設を見るに、寛文九年に始めて若年寄を置き、延寶二年に大組頭、三年に新番組を設け、五年に馬廻組頭をして大小將組頭の上に班せしめ、八年に持弓持筒頭を置き、天和二年に馬廻組及び小將組の數を定め、尋で加領與力の制を布けり。かくて今貞享三年十一月に至りて大いに職制を改め、更革は成りぬ。その大要は、大老家老、若年寄等の家司諸職の上位にあり、諸士の階次、人持組の下に小將、馬廻、定番の三組あり、下りて組外、射手、異風、歩、足輕の諸組あり、鬮藩の士いづれもその一に屬せざるはなく、すべて組頭ありてこれを掌る。組頭のうち地位最も高きは人持組頭にして、勳舊の世臣本多、横山、長、二前田、二奥村の七氏を抜いてこれに任じ、大老もこの中より採用せらる。民間には町に町奉行あり、郡に郡奉行あり、村に扶持十村、十村、肝煎等あり。別に喧嘩追掛物役、三州盜賊改役等の警捕を掌るものあり。公親ら一切の諸職を總轄し、治務整然として統一す。以上は寛文、延寶より數次の更定を経て成れるものにして、次期に至りてもなほ多少の改革なきにあらざれども、大體の制規はこゝに定まれるものなり。百世の範かくて立ち、爾來、藩末に至るまで、概

ねこれに準據して敢て渝ることなし。

三州の諸士雲の如し、これを統べて不平の聲なからしむる領主の任も重いか。な、公頭腦明晰、萬端の事物を處理して組織を正しくせすんば止まず。親政のはじめ、藩中一切の諸士の姓名を録し、その采邑と職掌とを記して、座右に置く、名づけて策名便覽といふ。またそのうち適材の用ふるに足る者を選抜し、一篇に輯めて器使便覽と稱す。更に職制の改定に志して諸士の階次を考へ、その配置を按排して筆録すること數歳に互り、天和三年に至りて一旦功を終へ、貞享三年更に通篇を訂正し補綴して三卷とす。これを群臣階次といふ。この年の職制の改革もこの考査の結果なるべし。蓋し諸士の班次については屢、紛争を生ずるものにして、幕府諸藩の制度またこの弊あるを免れざるに、ひとりこの一書あつて、職務の差別、上下の階級秩然として疑ふべき餘地あることなし。更に繼述樞要といふ書を見るに、また職制に關する公の親録にして、稿本數卷、塗抹改竄殆ど完膚なく、いかに公が不退轉の精力を盡して、しかも苦心の慘澹たりしかを示してあまりあり。

第四章 眞晝中

四十四歳より六十歳まで

公の中年後期

貞享三年は事多き年なりけり。内治は方に整頓して將軍の信頼は厚く、その結果はさまざまに現はれぬ。時に公四十歳を過ぎて思慮縝密、交際圓滿、嘗ては祖父公の心に懸りし憂虞の雲も今は全く一掃して、一家の安泰磐石の如く、いやが上に門戸は光彩を放ちしが、元祿十五年に至りては、この榮華も頂上に達したり。この間、四十四歳より六十歳まで、凡そ十七年の間を公の中年後期と定む。その末に及んでは既に老齡ともいふべけれども、公の氣力の熾んなる、なかなかに尋常の數を以て推すべからざるなり。

家格の昇進

貞享四年、靈元天皇御位を東山天皇に譲らせたまひぬ。翌年は元祿と改元あり、大嘗會を中興せられて、絶えて久しき朝家の大典を眼のあたりに、萬民舉りて君が代の萬歳を謳へり。元祿もいつしか二年になれば、この年八月九日、幕府公を召し、これまで五節供の參賀には大廣間にて拜謁仰せつけられたれども、こ

の後は格式を上げて、白木書院に於てすべしと命ず。元來、前田家は始祖以來の由緒と封土の大とを以て地位おのづから群侯の上におり、光高公このかた、元服の折、正四位下少將に敍爵せらるゝは、三親藩のうち水戸家と同格にして、他の諸大名に類なきことなり。松雲公が五代將軍の恩眷を被り、殿中能の陪觀に三家と同席せらるゝに至りしことは、前に述べたるが如し。なほ朔望二十八日の月次の參賀にも三家と同席して、御座の間にて謁を賜はるなど、禮遇また他に異なり。しかれども正式の家格をいへば、三家と前田家とは明かに差等あり、五節供の參賀には、三家は白木書院に於て、前田家は他の諸大名とともに黒木書院の大廣間に於てするを以て定例とす。公またあくまで紀律を正し、禮讓を重んずる本性として、月次參賀の折も三家と同じ席に入られず、水戸西山公叔姪の親あるを以て、特に同席を勧めらるれども、なほ辭して闕外にあり、懇篤なる綱吉公の親諭を待つて、はじめてこれに従はれたり。しかるに將軍は公を見ること極めて重く、かくては遺憾のことなりとて、こゝに至りて全く三家と格式を一にせられしなり。

席次の上下待遇の厚薄についてあまりに筆を費すは、現代の思想より見れば、大人げなきに似たり、階級何かあらん、たゞ實力を重んずとは今人の聲なり。されど格式はおのれ一人の格式にあらずして、わが一家の格式なることを思ふべし、一家の譽は即ち祖先より子孫に通じての譽なり。苦樂榮辱すべて個人としては雲煙の如く眼前を過ぎしむべけれども、位牌に泥を塗ることは家族の一人としては忍ぶべからず。父祖の爲には一身をも犠牲に供して惜むことなかるべし、敵討の讃稱せられたるもその故こゝにあり、今日にありても個人としては顧みるに足らずとしながら、國家としては國民の力を傾けて争ふことあるにあらずや。小にしては家大にしては國、いづれもその理は同じ。家格を進められたるは公一人の喜にあらずして、前田家の喜なり、三州領民の喜なり、漫に個人を重んずる今日の心を以て、家族制の當時を評すること勿れ。

國老の敍爵

さても前田家にては一門の喜のみならず、幸は臣下の上にも及べり。時に元祿四年十二月、幕府公を召し、老中阿部正武旨を傳へて、その國老二人の敍爵を許し、かつ曰く、家臣の敍爵は御三家の外には日本に類なきことにて、御家の昇進

よりも結構なる儀なり、御家にては數十年來この例なければ、昔に返れる御家の再興と、御満足の次第なるべしと。公恩命を拜受し、乃ち執政本多政長、前田孝貞の二人を薦め、政長は安房守に、孝貞は駿河守に任せられぬ。泝りて按ふに、天正の末利家公の參議に任せられし時、老臣村井長頼は豊後守に、篠原一孝は出羽守に任せられ、竝に從五位下に敍せられ、その後敍爵者追々に増して、利長公が襲封のはじめには十四人に達したり。されどこれらの諸老臣が卒去の後は、補闕せらるゝこと稀に、利常公の代に新に命せられしは、本多政重の安房守と、横山長知の山城守とあるのみにして、正保三年長知卒し、四年政重卒して後は、全く敍爵の臣を見ざるに至れり。爾後四十四年にしてこの再興あり、君臣の喜いかばかりぞや。

恩命の下りし時、老中格側用人牧野成貞内旨を傳へ、今より後次第に敍爵の臣の數を増して、はゞもとの如くならしめんとありき。公深く望をこの言に屬し、わが昇進をもさしおいて待遠しく思はれしに、元祿八年、成貞致仕せりと聞えしかば、老中上席側用人柳澤保明を経て前の旨によりて申す由あり。乃ち別に

一人の敍爵を許されて、長尙連を大隅守に任せられ、同十五年、將軍御成の前日に至りて更に一人を加へ、敍爵の臣の數を四人に改めらる。公特に老中秋元喬朝に請ひて、永く定例たることを保證する書を得、またこの件についての往復文書を編次して、家臣官位始末と題せらる。かくてこの定例は藩末まで連綿として絶えざりき。

公が國老の爲に敍爵を求め、これを獲て大いに喜ばれしは、まことにその謂れあり、そもく親政以來、公が漸次職制を改めて、老臣の權を殺がれしことは、既に前章に述べたり。閥族が祖先の威光に頼りて重職に居るは、新進有望の士の進路を塞ぐ。舊勳の家に生れたるもの必ずしも政務に堪能ならず、地位と職務とを混同するは世襲制の宿弊なり。功勳はたゞ功勳として重んずべし、これを不堪の要職に置かば、却つて政治に過ありし時、その職を失ふのみならず、併せてその家をも傷ふに至らん。むしろ家階の高低を論せずして、適材を適所に置くに如かざるなり。よりにて公家老を任ずるに當り、廣く人持組のうちよりこれを選び、人材拔擢の範圍を擴張す。固より過激の變革は行ふべからず、なほ大

老の職を置いて舊勳の老臣を擧げ用ふるあり、家老の禮遇はこれに劣れども、各、專管の事務を有し、國政に參するに至つては、ほゞ輕重なし。公また若年寄を置いて俊秀の士を採る、その職、幕府の側用人の如く、公に近侍して政令傳宣の任に當り、頗る勢力あり、組頭も平士のうちより英才を拔擢せるもの、これと若年寄とは後世のいはゆる御用部屋の局員として、藩主に直隸し、全藩の政務細大ともにその手を経ざるはなし。人才登庸の途かくして開けたれども、舊勳の士が俄かに政權を割かるゝは、必ず内心に慊焉たるところあるべし。されば元祿三年に至りて大臣八家の制を立て、門閥最も高く、俸祿最も多きもの八家を選んて、舊勳優遇の實を示す。即ち貞享三年に定められし人持組頭七家に村井氏を加へたるものにして、豫め次年の恩典に備へたる觀あり。かくて二人敍爵の命下るに及びて、まづ八家のうちより二家を選び、その後、輪番交次してこの光榮に浴せしむ。勳勞と職務とこゝに別れて、さきに勢力を蔽はれたる舊家も更めて今の顯位に満足すべく、公が職制の改革も敍爵の結局あつてその首尾を完くせるなり。

國老二人が敍爵せられし次の年元祿五年には、公もはや五十歳なり。既に種々のことによりて將軍家の優遇を受けられしが、この年に至りて、更に學問の上にてこよなき面目を施されぬ。時に三月二十七日、三家、甲府宰相及び公等を營中に召して猿樂の催あり。事果て、三侯等の願はるゝやう、猿樂の御所作は屢拜觀し奉れども、經書の御講釋は未だ聽聞に及ばず。御講筵は前々より開かれ、諸有司もこれに陪侍することなるに、われらのみ拜聽の榮を得ざるは遺憾に覺え候と申しければ、綱吉公これを諾し、さらば御身等もまた講說せよとあり。三侯等辭して松雲公に代らんことを託し、公が固辭せらるゝを強ちに勸む。將軍も三侯等は却つて憚なきにあらず、公はわけて心易くおぼして、ことさらに諭さるゝ旨ありしかば、やう／＼に従ひ奉らる。六月三日はその當日なり、將軍まづ大學の三綱領を講じ、ついで公中庸の首章を講せらる。堂々たる臺閣のうへ、ひとり威儀を正して進み、音吐流暢、義理分明、辯じ得て漫言長語なし。五代將軍が深く學問を好みて、文教の興隆に志深かりしは、歴史を讀むほどのもの、誰しも熟知することなり。承統のはじめ、林鳳岡、人見友元を召して經書

を討論せしめ、これより月毎に兩三回づゝ定例となりぬ。元祿三年八月には親ら大學を講じて老臣の陪聽を許し、これより月次一回定例として四書の講筵を開く。九月には諸有司を召して、文武並び用ふるは政道の定理なり、今よりのち益、文道に志し學問に勵むべき旨、面のあたり諭し、林鳳岡が論語の講釋を聽かしめられぬ。その頃また、林家が忍岡の孔廟は私造にして狹隘なるのみならず、寺域に接して崇聖の意にかなはずとて、鳳岡に湯島臺の地を賜ひ、公より建築を命せられしが、四年二月に至りて落成したりしかば、親ら參詣して祭典を舉げ、爾來、毎年釋菜の典禮絶ゆることなし。これに先だちてまづ正月、鳳岡に結髮を命じ、從五位下大學頭に敍任す。そも／＼室町將軍の頃、學問荒廢して五山緇流の間にのみ残りしより、おのづから習癖をなし、儒者も剃髮して典樂の輩と共に方外の徒と稱せられしに、かくの如くして儒釋の別を明かにし、儒道は即ち王侯士大夫の道なることを示し、ゝにて、越えて一年にして、松雲公が殿中の講書あり、こゝに至りて二公は學問によりて愈、その親和を増したるなり。されば將軍の獎學を以て元祿文教の物興に與かりて力ありとするものは、また

必ず松雲公の關係に注意せざるべからず。

かくて後公が在府の折、將軍家の講筵に侍せられたること、一々數ふるもおろかなり。さるが中に元祿七年七月三日には、綱吉公親ら易を講せられ畢りて後、柳澤保明を遣はして公の批評を求めらる。この日、公及び保科肥後守正容は論語を進講し、二人ともに將軍親筆の大字を賜はりぬ。この親書授與といふことは、當時にありては稀有の恩遇にして、この年間五月の講筵に紀州光貞、甲府綱豊に賜はりしをはじめとして、次にこの度のこと、十一月に三家に下されしなどのほかは、柳澤父子、護持院隆光等に類例を見るのみ。松雲公の賜はりしは徳不孤の三大字にして、側に徳惟善政、政在養民の八小字を書したり(第十一圖)拜受して公は殊渥の恩を驥び、數日間客を延いて賀宴を張られぬ。

高山城の在番

五十歳の時、殿中の講書に博學の名を知られたる公は、同じ年に於てまた武事に長けたることを世に示せり。その年七月、幕府飛驒國高山の城主金森出雲守頼岑の封土を出羽國上山に移し、高山はこれが爲に空城となれば、八月二十二日、公に命じて軍役一萬石の兵を出してこゝに在番せしむ。命を受くるや、公即



分六寸四尺四釐、分七寸九尺一釐

書 の 公 吉 綱 軍 將

圖 一 十 第

日、馬廻頭永井織部使番平田清左衛門、横目中村伊兵衛等を召して、成兵指揮の任を授け、速かに部下を整へて、令の下ると共に途に上るべく用意せしむ。この時また馬廻組の士中村藤左衛門を使役に補して、織部に屬せしめられしが、この役は臨時に任せらるゝものにて、平常その職なれば、執政以下いかなる任務の者とも解せず、當惑の色面に現はる。公即ち親ら訓諭し、またかねて編輯せられし群臣階次をも示して、これを明かにす。諸士その用意の周到に驚かざるはなし。かの高山の城は、幕府の使番淺野伊左衛門まづ往きて金森氏の家士より受けとり、さて後わが戌士に渡すべき定なり。公は命を受けて忽ち準備を整頓し、淺野の案内今やと待てども、伊左衛門遅れて未だ途に上らず、反つて公の催促を受けたりやうく授受の期を報じ來りしかば、直ちに永井織部等を召して手づから在番諸法度、城中勤番之定、その他八種の法令を授け、その翌日江戸を發し、一旦金澤に歸りて後高山に赴かしむ。授くるところの法令は、諸門の警衛、一揆、火災等の事變の折の進退、旅行の注意、服務の次第など、一々これを記し、暴虐掠奪を禁するより交際往來の作法までも擧げて、極めて精細なり。織部

等の往きて城に入るや、部下を部署して一々その職に就かしめ、誓詞を捧げて規律を守らしめ、晝夜交代屯戍して怠らず。

高山の在番は六箇月毎に交代す。公戍士を遇すること頗る渥く、その上途及び歸着に當りては、盛膳を饗し、能樂を演じ、金銀衣服等を賜ひ、在番のうちにも、屢使を遣はして慰問し、茶菓を贈らる。また織部等の任を終へて歸るや、在番の爲に私財を費せりと聞きて、特に役料を増賜せられぬ。されど過失あるものは、軍律によりてこれを處して、毫も假借せず。第二次の在番の屯將は馬廻頭半田惣兵衛その選に當りしが、従士の數を録進せるを見るに、軍役の定規より少し、さきに織部が従士の多きに過ぎし時、嚴に組頭に戒飭を加へられしには、やくもこの反則ありしかば、直ちに惣兵衛の任を解きて、蟄居を命ず。號令かくの如く嚴明なれば、在番も事ゆるなく過ぎ、元祿八年春第六次の屯士を向はしめんとする時に至りて、高山城を破却すべしとの報幕府より來りぬ。公もとより職責を重んず、結局の處理はその任重し、自ら赴かんとすれども、意の如くならず、名代としては位望高く老功の聞えある前田孝貞最も可なりとし、これを遣はさ

隊制

んとすれども、齡高きを以て命するに憚り、やゝ脚躰の色あり、孝貞進んで命を承け、結句年も若がり候はんとて、意氣甚だ壯なり。かくて將に發せんとしたるに、それには及ぶまじと幕府の止むるにあひ、頭役二人を以て代へて止みぬ。廢城の際、嘗て金森氏が城中に移し、千光寺の古鐘を、公が特に幕府に稟して本寺に返し得させたるが如き、また高山在番について傳はれる一佳話なり。

高山在番はもとより些々たる事件に過ぎざれども、泰平うち續きて人心糜爛し、長押の槍も塵に埋もるゝ時は、この小事もまた武備の弛張を察すべき試金石なり。赤穂の城わたしが關原の合戦と同じく人口に喧傳する昇平時代には、この在番事件も注視の値を生じ、これによりて公の軍令隊制の備はれることも明かなるに至りぬ。公常に文事に志篤きのみならず、深く武道に思を潜め、自ら兵技を鍛鍊すると共に、常に軍備を充實せしめんことを思ふ。隊制の整頓は親政以來苦心するところにして、文吏の職制と共に改定を怠らず。前期延寶二年、はじめて大組を置き、同八年またはじめて中組を置き、從來の先手組をも修整して、共に弓銃の技を專攻せしめたるが如き、その一例なり。この三組、三十一

軍役

隊約千人の士卒は平時にありても他の事務に就かず、連日的場角場に出で、
溽暑酷寒にも休憩せず、終生矻々として技術の練習に従へり。
軍役の掟厳しかりしことも高山の在番に現はれぬ軍役とは、非常の時諸士が
食祿の多少に準じて、主將の徵發に應ずべき騎士、歩卒、馬匹、武器等の定額なり。
前田家の制は、元和二年、利常公の頒布せられし法令に據りしが、松雲公の時に
至りては、故老漸く凋落して、諸士前代の制を知らず、奢侈に流れ、家計に窮して、
所定の騎馬、軍器類を蓄ふるもの稀なり、公これを憂へて、銳意古令の本旨を稽
へ、その不備を補ひ、以て軍役の全からんことを思ふ。延寶二年、これに就いて老
臣に諮詢せられしかど、答案精しからず、乃ち獨り深思熟慮し、研磨愈、久しくし
て造詣益深く、元祿三年、新に規定するところあり、降りて正徳五年に至り、考へ
得たるところを以てその臣有澤武貞に示し、機を見て世子吉徳公に傳へしめ
らる。武貞は關屋政春の高弟有澤永貞の子にして、父子共に兵學を以て顯はれ
し人なり。

軍裝

隊制を立て、軍役を定むるにつけては、軍裝をも別たざるべからず、軍裝明かな

武技の練習

らざれば、隊伍を列ねて進退離合するに當りて、指揮に惑ひ混亂を生じ易し、公
はやく寛文、延寶の頃より、軍裝制定の事業を翫め、元祿に至りては、これを成
就せられぬ。軍裝圖解の一書、上は主將の大旆、甲冑、采配より、下は足輕、小者の荷
印、合紋に至るまで、一々圖示して、公が苦心の跡を示せり。將士の兜に悉く猪の
目の前立物を裝ひ、佩刀に三卷の徽章を附くるが如き、皆公の定めしものにし
て、刀身に加ふるところのいはゆる加賀は、いきの如き、旅行に用ふる麻の淺黄
染の割羽織の如きも、現存の遺物に徵するに、また公の時に成れるが如し、すべ
て武具の公費を以て辦すべきものは、甲冑、弓銃、馬具、旌旗、戈戟、帷幕、挑燈、金鼓と
類を分ちて、武庫に藏め、細工所等の職工をして、歳時に修理せしむ。武具の八棟
なるは、蓋し文庫と規模を同じうせるなり。
巍然たる金澤の城樓、防備極めて堅固に、その辰巳用水は、利常公の設くるとこ
ろ、鉛瓦は松雲公の時に成れりといふ。寛永剛健の世に武を興すは易くして、元
祿華奢の世に戰を忘れざるは難し。平安朝の公卿が水品の矢筈、螺鈿の胡篋、蒔
繪の細太刀に綺羅を飾りたる昔の例もありけるを、美々しき軍裝果して何の

爲ぞといふものあらん。まこと昇平の施設の時に實際に疎きことあるは、免れがたき數なるべし。されど公の武事におけるや、決して攝關の公達が裝飾、白面の書生が空論にあらず、青年の頃はしきりに鳥獸を射撃し、また卷狩をも行はれしが、五代將軍の時に至りては、殺生を禁せられしを以て、已むことを得ず。的場、角場等にもづからも技を試み、臣下をしても術を鍊らしめられぬ。的場は弓術を修むるところ、利常公の時より堂形、篋庫の二所あり、堂形は大矢數の本場所京の三十三間堂を模造せしものなり。また天和の頃、別に城中三の丸に稽古所を新設して、射手、異風の諸士の用に充てらる。角場は小銃射撃を學ぶところにして、公の最も意を用ひられしものなり。從來はその設なく、諸士多くは私宅に於て練習せしが、はやく寛文三年にこれを禁じて、犀川及び淺野川の沿岸に角場を開き、尋で卯辰山角場を加へ、爾後陸續として笠舞、石坂、大豆田、三の丸、増泉、淺野等に角場を築き、また別に土清水、鈴見山、宇津木濱、本吉等の地を卜し、諸組の士卒をして往きてその術を磨かしめらる。馬場は、在來のものは、藩主のために堂形馬場あり、諸士のために關助馬場、法船寺馬場ありしが、延寶の頃、蓮池

馬場を創めて、奥小將組の士の馳驅に供へ、かつ屢、老臣以下を召して、觀馬の舉あり、後更に金谷馬場を構へらる。從うて金澤には馬術盛んに行はれ、馬借、博勞とて乗馬の賃貸を業とするものも起りて、日々馬場附近に集まりぬ。博勞町の名の今に存するは、この輩の住みたるところなり。水上の軍備は、北海浪暴く、古より攻防の例なけれども、殘るところなく、兵事に備へらるゝ公のことなれば、これをも念頭より放たず、寛文十一年、新に十一隻の船を造り、延寶六年、舟手足輕七十餘人を祿し、舟手頭を置きてこれを掌らしめ、また往々親ら諸士を從へて海上に泛び出でられけり。

凶荒の賑恤

さても將軍の親書を賜はりし元祿七年は、先考光高公の五十年忌にして、その遺骸を收めたる天徳院の修築もこの時に成りぬ。第十二圖は天徳院本堂の扁額にして、工事を監督せる明僧高泉の筆なり。高泉のことについては後篇第三章を参照すべし。八年の春は高山廢城のためその在番も事故なくすみ、冬は公折ふし江戸にありしが、彼爵の國老一人を増して三人にせられぬ。めでたきことのみ重なると思ふほどに、國もとには災こそ起りけれ。もとより領内三箇國

のみのことにあらず、驕奢安逸に流れ、米價の低きに慣れたる世の習として、國々忽ち困窮の淵に陥り、今さら前の不用意を歎けども詮なかりき。この年、風多く秋に入りてことさら天氣あしくして、收穫少く、米價月を逐うて高く、九年に至りて益甚し、食盡きて乞食に出づるもの夥しく、五月には困窮して駈落するもの、宮腰に五百人あまりもあり、新川郡も大いに難澁して、六月には駈落者千四百五人に及べり、金澤にては有司相議し、諸士に命じて日毎に一度は粥を食ふべしといひ、また米價を低くせんが爲に、その價格を制限し、延賣を停む。かくては米商の損耗になるべしといふものあれども、米商の損益は二十人、三十人のことのみ、多勢の人民には代へられずとて、この令を下せるに、利にさとき商人どものいかでその手に乗らんや、在米なしとて密かに隠し置き、また他國に送り出して價高く賣り、武士も米をもて祿とすれば、その價の減ずるを嫌ひて藏米を隠し、町端に人を遣はして輸入の穀物を押し止め、または強買す、全く穀物の缺乏したるにはあらず、松任、津幡に出づれば、さして不自由もなき様なるに、城内にはこれを賣るものなく、下々のもの多く飢に臨みて、七月の末頃には騒



藏院德天

額扁の堂本院德天

圖二十第

動も起らんずる體なりけり。
公は江戸にありて度々國もとよりの報告を見られしが、その言ふところは、貸米も行ひて、乞食少く、餓死もなしとなり、愈、入部の期になりければ、七月晦日、江戸を發して北國に向はれしが、越後までは人民さまで窮乏の様子もあらざるに、越中にさしかゝれば、忽ち著しき相違見え、思ふに違へる領内の慘狀に驚かれぬ、即ち從士に命じて地方の情況を探らしめ、おのれは行程を急がして城下に向ひ、八月十一日朝、金澤着、折から二の丸は工事中なれば、蓮池の別館に入り、旅装のまゝにて、急ぎ執政を召せと促がさる。月番の執政前田孝貞御前に出でしに、かほどの飢饉に救恤延引如何のことぞ、領民の餓死沙汰の限と、以ての外に叱られしかば、孝貞さし俯きて返辭なし、良久しくなりても申す旨なければ、側に侍りし家老奥村惠輝駿河守御請もなしと見え候、罷り立ち候ふやうとて、退出せしむ、そも、孝貞は金澤城代を務め、本多政長と共に當代の元勳、鉞爵の老臣にして、典故に熟し時務に通ずるを以て、なほ大老の職にありて政事を掌りしに、今この事あり、次の年に至りて、老齡の故を以て致仕したり。